

第13回長野県治水・利水ダム等検討委員会 議事録

開催日時・場所 平成14年5月23日(木)

午前9時から午後4時、ウェルシティ長野(長野厚生年金会館)「雲海」

午後5時から午後6時10分、県庁災害対策本部室

出席委員 宮地委員長以下13名出席(欠席 植木委員、高田委員)

田中治水・利水検討室長

定刻となりましたが、もう暫らくお持ち下さい。

それでは、お待たせを致しました。定刻となりましたので、只今から第13回長野県治水・利水ダム等検討委員会を開催致します。開会に当たりまして、宮地委員長からご挨拶をお願い致します。

宮地委員長

では、本日は早朝からご審議を頂きまして、本当にありがとうございます。時間が早いとラッシュに巻き込まれた方もいまして、委員でまだご出席予定で、届いていない方がおられますが、いろいろなことがございますので、会を始めたいと思います。本日より審議も大詰めになって参りました。前にお配りを致しました論点の整理のまだ後半が残っておりますけれども、是非ともそれを本日皆様方からご審議を頂きまして、できるだけ早い段階で答申案の作成に掛かりたいと、そういう向きで考えたいと思いますので、ひとつご協力をよろしくお願い申し上げたいと思っております。ちょっと今草稿をしまい忘れまして、アドリブで申し上げておりますので、抜けておるところがあるかも分かりませんが、大事なことは挨拶ではないと思っておりますので、ひとつよろしくお願い致します。

田中治水・利水検討室長

ありがとうございました。只今の出席委員さんは、15名中10名でございます。条例の規定によりまして、本委員会は成立致しました。なお五十嵐委員さんは、午前中遅れて出席というご連絡があります。石坂委員さんも少し遅れるというご連絡がありました。それでは、議事に入って頂く前に、資料の確認をさせていただきます。右肩に資料番号振ってございますが、1の1、国土交通省に対する要請文です。資料1の2、国土交通省河川局からの回答。資料2でございますが、五十嵐委員からのご質問に対する回答です。それから資料3ですが、長野市からの大熊委員の調査依頼についての報告ということをお願いしたいと思います。それから資料4ですが、砥川部会の特別委員中島さんからの意見書でございます。それから、追加で番号振ってございませませんが、浜委員からの答申に入れるべき事項ということでございます。以上ですが、ご確認をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、委員長、議事進行の方、よろしくをお願いしたいと思います。

宮地委員長

はい、承知致しました。それでは、まず最初に本日の議事録署名人を指名致します。松岡委員、前ちょっと遅れておられましたので、本日、松岡委員と宮澤委員、おふたりをお願い致しますのでよろしくお願い致します。はい、それで、本日の議事でございますが、次第にございますように、浅川及び砥川の答申についてと、前回の論点の整理の続きを本日やって参りたいと思います。実は、本日、前に申し上げてございますが、この会場は午後4時までしか使えません。もし、必要があれば、別の会場も用意しておりま

すので、途中で移って頂くこともあるかも知れません。議事の、午後の進行と見合わせてお願いしたいと思っております。実はこの資料にございますように、報告にもありますが、国土交通省への質問も出してございまして、その回答も伺っております。今日ご質問をなさって頂いた五十嵐委員、実はまだご到着になっておりません。その回答を、質問の内容、それから、質問に対する回答を頂いた経緯、その辺のご報告は少し後にした方がよろしいかと思っておりますので、少し順番を差し替えまして、他の資料の説明から伺って参りたいと思っております。まず、ですから、始めにご報告申し上げますことは前回の委員会で委員から資料請求がございました、それについて幹事の長野市の方から説明を頂きたいと思っておりますが、まず始めに第四紀断層の二次調査に関して、この資料2が出されておりますが、これは多分、浅川ダムの地質に関する話でございますが、そのご報告をお願いを致します。これは幹事会の方でございましょうか。

宮澤委員

委員長、ちょっとよろしゅうございますか。私次回、議事録読まさせて頂こうと思っただけなんですけれども、議事録まだなかったものですから、基本高水、今日、財政から今回入るといってございまして、その前に整理したと言いますが、委員長の方でおまとめになられた事柄、基本高水の問題については一応終わったということでありましたが、基本高水にはどういうふうにまとめたのか、それからダムサイトの安全、森林から治水関係まで、一応、おふみになりましたけれども、委員の皆さんからお聞きしましても、委員長の取りまとめの基本と言いますが、どういうふうに取りまとめたのか、どうも皆さん委員がバラバラに受け取っている向きがあるように受け止めます。ですので、もう一回、資料説明も勿論ありますけれども、基本高水にはこういう方法で一応の論議の方法は、こういうふうにあれしたとか、そこのところしっかりとまとめをさせて頂きたい。今すぐとは言いませんけれども、段階を見て結構でございますから、そこら辺のところもひとつひとつ時間もたっているものですから、確認をさせて頂きたいというふうと思うところでございます。財政の方に移る時にも、その問題によって財政の論議がまた変わってくると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

宮地委員長

それでは、とにかく、各論の後半に入る前に前回のことをこういう方向であったということ、今とっさに言われましたので、私も記憶が定かでないところがあるかも知れません。とにかく、まとめた話で申し上げてから、移ることに致したいと思っております。それでは、先程申しました第四紀断層の二次調査について、今度資料のご説明を頂き、お願い致します。

幹事（浅川ダム建設事務所）

資料の2をご覧ください、五十嵐委員からもし第四紀断層の二次調査をするとすれば、費用と期間がどのくらい掛かるのかというご質問でございました。一応、トレンチを3箇所、1箇所あたり90m3程度のトレンチ掘削、及び70m3程度のスケッチということで、これの掘削とスケッチ、それと年代測定、資料採取等含めまして、概算費用は約2000万、期間は3ヶ月程度でございます。

宮地委員長

以上でございます。これはそういうデータでございます。2000万で3ヶ月掛かりますか。よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

藤原委員

この第二次調査についてですけど、これは今までずっと時間があつた訳なんで、もっとはやくこれができなかったかな、そうすれば、今度の答申までに、この問題がある程度明らかになるということがありますから、それによつての答申というのでも随分変わつてくると思うんですね。3ヶ月程度で2000万というのは、多額ですけども、少なくともこの問題について、ある程度目処がつかないといけないと思うんですがね、ですから、答申を3ヶ月遅らせてくれという訳にはいかないのかもしれませんが、ちょっとこの二次調査をなぜ今までやらなかったのかということについて疑問があるんですが、どうなんでしょう。特に検討委員会が始まって、その後、浅川部会でいろいろ議論になっている最中に、この二次調査の必要性というのはだんだん出てきたんではないかと思うんですね。松島(信)委員の調査なんかだんだん出ていることによつて、非常に二次調査の必要性が出てきた訳なんで、もっと早めにこういうことが明らかになれば、答申を書く前に、3ヶ月ということで、もっと掛かるかと思つていたんですけども、3ヶ月と聞いたので、それならもっと早くやれば良かったんではないかなという感じをしているんです。

宮地委員長

ご意見ごもっともなんでございますが、部会の方の議論の進行の仕方、委員会としても是非再調査をやれという議論まで、議論は高まらなかつた面がございますけれども、その辺は実は後で国土交通省の回答の中にも、幾分、それに対する話が触れておりますようですが、全体としてそういうことにならなかつた、今にして思えば、やっておけば良かったという感じはございますけれども、その辺、これからのこともございますので、よく頭に入れておいて、答申を書く時にも、話も審議事項になるかと思ひますけれども、これは本当に委員会全体としてそこまできなかつたということは私も感じておりません。その辺いかがでしょう。

大熊委員

私もこの費用2000万円、期間3ヶ月というのは、高いと言えは高いですし、また逆にこれで問題がはっきりするということであれば、大変我々判断しやすい。或いは、今後のいろいろな問題においても前例として大変大事なことだと思ひますので、これはいずれにせよ、調査をするという方向で今後、検討して頂きたいというふうに思うんですけど、いかがでしょう。

宮地委員長

はい、どうぞ。

石坂委員

ご報告の取りまとめと調査の時間的な問題は別に切り離して考えれば良いと思うんですけども、私も今の意見に賛成ですが、浅川部会の議論の中でも、それから公聴会の中では特に浅川ダム地すべり等技術検討委員会の結論と県が今までそれを受けて、住民に説明してきた、安全であると、基本的には問題ないと、それを信頼するという意見が、ダムに賛成する方から、かなり共通して出されました。その信頼すると言われていた結論が、この間、明らかになってきていることですが、特に大きな影響を与えられと思われる第四紀断層調査において、極めて不十分なままで、住民の納得できるものにはならないと思うんですね。ですから、信頼に足る安全性を住民に説明していこうとすれば、最低限やらなければならぬ調査であると、私はそのように考えますので、やるべきであると思ひます。

宮地委員長

いろいろ厳しい意見が出ておりますが、はい、どうぞ。

松島(信)委員

浅川部会で出ていたこれに関連することで、もうひとつの大きな問題というか、二次調査に係わる問題になるんですけども、F9断層とその直上にある凹地、その関係もなんか、うやむやになっとるからやって欲しいということが再三出ていた訳ですね。これはもしやるとなると、このFVの調査よりか場合によってはややこしいかと、こう私自身は思います。ややこしいということは費用みたいのが、ちょっと嵩むかなということも含めましてですね。

宮地委員長

はい、分かりました。今の答申の云々ということをやちょっと超えた問題としていろいろ問題がある時に、これからよく県の方もよく考えて頂きたい、そういうご意見のようでございますが、とにかく、今のところは2000万で3ヶ月なら、やろうと思えばできたという感じはありますですね。どうぞ。

藤原委員

河川局が出している第四紀断層の調査の技術指針ですね。

宮地委員長

その話は。

藤原委員

このところで第二次調査結果に対する対応として、第二次調査の結果、要注意な第四紀断層がダム敷に存在することが判明した時は、調査結果を総合判断して、ダムの位置を変更を含む適切な処置を取るものとなっているんです。そうすると、第二次調査の結果というのは、大きなこの答申に対して大きな影響を与えるものなんですね。二次調査これからやりますというけれども、その結果が出て、大丈夫だということと、それからやはり、問題があるというのが出ることも、両方ある訳です。その場合に、第二次調査結果に対する対応というのはダムの位置を変更を含む適切な処置を取るものとなっている訳です。そうすると、答申を書く前にやはり、第二次調査というのは本来は必要なことなんではないでしょうか。

宮地委員長

分かりました。只今のことを、先程の国土交通省の回答の中にもありますので、そこら辺の話と答申のまとめということと併せて、ご議論頂くことになると思います。竹内委員どうぞ。

竹内委員

前回、いずれにしても、ある程度地質に関する対応については、答申に関わる盛り方については、論議がある程度尽くされていると思うんです。その上にたって、今日の五十嵐委員からの質問に対する回答が出てきたと。ですから、部会での論議については、いろいろ疑問視される部分があるという意見の中で、松島(信)委員に調査をすることについて皆さんが経緯の中で、トレンチ調査がやられたという経緯がある訳ですので、その上にたって、なおかつ論議が分かれているということでありまして、そういう経過は

尊重した上で、だから、調査の結果がでなければ云々というよりも、この間の集約は知事は造ることを選択した場合には、調査をすることもやぶさかではありませんという集約になっている訳でして、そういうことで私は良いんではないかと思えますけど。

宮地委員長

少し議論が後のことに入っているように思います。ですから、今竹内委員は、地質のことについてのまとめのことをおっしゃいましたけれども、そのことも宮澤委員からのご指摘でまた触れることになるとしますので、その辺のところで、今のご意見はご意見として承っておいて、今はこの報告だとしておきましょう。いかがでしょうか。はい、それでは、次のもうひとつの浅川における昭和12年洪水の農地被害について、これは大熊委員から確か、ご質問が出ていたと思いますが、この説明をお願いを致します。これはどちらでしょうか。長野市でしょうか。はい、お願い致します。

長野市 和田河川課長

長野市でございます。大熊委員から調査依頼についてご報告しますので資料3をご覧を頂きたいと思えます。一番の四角でございますけれども、昭和12年7月28、29日の豪雨による農作物等の被害状況については、長野地方気象台でまとめた文献、信州の気象百年誌でございますけれども、及び当時の新聞議事の内容から下記の通り被害があったものと推定されます、ということでございます。只今信州の気象百年誌というのは、左側の上に四角で囲ってありますが、昭和63年10月に長野地方気象台で発行したものでございます。中間に四角で黒枠で囲ってございますが、昭和12年7月28日、29日の洪水でございます。被害の概要につきましては、長野市周辺で強雷、死者5人、家屋全半壊79、床上床下浸水2,216戸、堤防121、これ決壊かと思えますけれども、道路192、橋梁54箇所、耕地40,552アールに被害、40,552アールでございますので405haかと思えますが、そういう被害があったということでございます。その下に、右の昭和12年7月31日の信毎に記載されているものの抜粋を左側の下に掲げてございます。これにつきましては、農作物被害ということでございまして、2行目から申し上げますと、朝陽各村の水田に土砂の押し出した面積は160余町歩、内収穫皆無は7、80町歩、大豆170余町、小豆80余町、麻も160町等々となっております、左側に数字が掲げてございます。これの一番上で水稻でございます。4行目に若槻というのがございますが、水稻10町歩ということでございます。また古里では、13余町歩、その他、これは朝陽村他と思えますけれども、8余町歩、大豆も記載の通りでございます。小豆も記載の通りでございます。これとは別に右側の下に抜粋がございまして、まず四角の右側でございますけれども、桑園被害、繭の流出と桑樹の埋没12町歩、桑園の浸水面積64町歩、村別では長野市吉田、若槻、古里等の順となっております。なお左の四角でございますけれども、中断以降28日午後から夜に掛けての豪雨は、大峰山を中心にあの付近がもっとも激甚を極め、測候所計量の雨量より尚5割ないし10割多量を示したようであるというふうに掲げてございます。尚、右の一番上の新聞記事でございますけれども、抜粋をご覧頂きたいんですが、被害は300万円というような記載がございます。当時の長野市の予算規模を調べましたら昭和12年に約270万円というようなことでございますので、大変な被害があったなというふうに感じております。この新聞記事を次のページのところに掲載をさせて頂きました。農作物の被害状況につきましては位置の特定までは至らなかったというのが実情でございますけれども、先程の新聞報道等によりまして、先日申し上げました空中写真に、地区別に掲載をさせて頂いております。一番上でございますけれども、浅川村というのがございますが、水稻3町というふうな記載がございましたが、これは多分扇状地に出るところであろうというふうな特定ができるだろうと思えます。概

ねここにオレンジで記載をしてある部分が、ほぼ3町に当たるものというふうに思われます。その下、 という記載の下に若槻村というのがございますが、これは水稲10町、大豆1.6町、桑樹埋没浸水とありますが、ちょっとここにつきましては位置の特定が定かではございません。但し若槻村につきましては、浅川の左岸側で、先程の浅川橋から、信越線程度までが、若槻村だったろうというふうに思いますけれども、この間の浅川の延長が2.8kmございます。従いまして、平均的にこの面積を単純に割りますと、40、50mになっていただろうというふうに想定がされます。その次に の下に、桑樹埋没浸水これはとありますが、桑樹埋没浸水ということでありまして。これは多分この吉田河岸決壊箇所の部分であろうというふうな想定がされます。尚、左下、その他朝陽村でございますけれども、水稲8町、大豆13町、小豆4町というふうになります。めがね橋南側のオレンジで囲った部分の更に左側であろうというようなことが想定されるかと思えます。なお、最後に右側の古里村でございますが、水稲13町、大豆46町、桑樹埋没浸水ということございまして、ここに掲げてございます数字だけでも59町歩ということでございますので、そこに更に桑が加わったということで相当の被害があったらろうというふうな想定を実はしております。以上でございますけれども、ちょっと委員長にお諮り申し上げたいんですが、実は先日ご提示申し上げました数字につきまして、右側に若干の補足の資料がついておりますので、もしお時間が頂ければ、追加説明をさせて頂きたいと思っておりますが、いかがでございましょう。

宮地委員長

今私、そのことを申し上げようと思いましたが、ちょっと私どもの方から別にお願いをしたことではございませんので、付いていることは私は意外に思いました。ちょっと後でお諮りを致します。

長野市 和田河川課長

分かりました、以上でございます。

宮地委員長

はい、どうぞ。

大熊委員

今ちょっと数字で2.8kmとか、40mとか50mというところは、ちょっと聞き取れなかったんでもう一度、そこをお願いします。

長野市 和田河川課長

申し訳ございません。若槻村の浅川橋から信越線くらいの距離が、これが約2.8kmということでございます。それを若槻村水稲10町等々ありますけれども、浅川の流域を平均的にやりますと、2.8kmで割った数値が平均して40mから50m程度になるであろうという推定だけでございます。

大熊委員

はい、分かりました。先程2.8kmとおっしゃったように聞かれました。普通、扇状地の頭で氾濫が起ると放射状に広がっていきますので、2.8km沿いに40m幅くらいで氾濫が起るといふ、そういう想定とは、もし扇状地の頭で氾濫が起った場合には、ちょっと違ってくるのではないかというふうな印象を受けましたので質問致しました。以上です。

宮地委員長

今の水害の、洪水の被害のことについては、よろしゅうございますか。ありがとうございました。最後に付いておりますことにつきましては、実は高水についての話に関係があると思うんですが、内容的に申しますと、私はここに付いておることが、非常に意外に感じたということをお知らせしておきます。内容を読みましても前回の長野市のご説明、それからそれに対する県の方のご意見、私どもの委員会での意見というものと加えて、それほど新しいものはないように思いますが、後程、まとめのところの話で入りたいと思っております。よろしゅうございますでしょうか。はい、どうぞ。

竹内委員

後のところで私は説明を求めたいと思っているんですけども、後で、そのこと申し上げて良いんですね。

宮地委員長

宮澤委員のご要求がありましたように委員会のまとめというところ、どうであったかという話をしたいと思っておりますので。

竹内委員

長野市さんの追加資料出していることについて、その時に求めても良いということですね。そのところへ。

宮地委員長

委員がそこでお求め頂くのなら、それはそういうことだと思いますけれども。

竹内委員

私は、せっかく出している資料ですから、それは何も求めないことはないと思いますので。

宮地委員長

とにかく、こちらがお願いを報告に便乗した格好、率直に申しますと、そういう形でお出し頂くということは甚だ不本意であるということをお知らせしておきます。

大熊委員

先程言ったのは私の質問でしたけれども、感想としては仮に400m³/sを超えるような大洪水が襲来して、扇状地の上の方で破堤が起こった場合には、扇状地全面に氾濫が広がっていきますので、正直申し上げてもっと大きな被災記録があるのではないかなというふうに感じておりましたけれども、それとちょっとずれたかという印象でございます。それと、そういうことを考えてみると、今、これは確か長野気象台の雨量記録で議論されているんですけども、やはり、流域全体でどんな雨量であったのかと言ったようなところも検証していく必要があるのではないかというふうに感じました。以上が私の質問に対してお答え頂いたことに対する私の感想でございます。

宮地委員長

以上で、よろしゅうございましょうか。質問事項は。

石坂委員

今のご説明に関わって、質問者は大熊委員ですけれども、被害状況の今までご説明頂

きましたので、私はこの間議論されていることとの関係では、とても関わりが深い内水災害が、この昭和12年の災害にどのように作用したのかということも併せて検証しないと、実際の流量がどうであったのか、それとの関係の被害がどうであったのかということを経験的に判断できないと思ひまして、前回もご質問しましたが、あまりよくお答え頂かなかつたように思ひますので、ひとつだけお答え頂きたいと思ひますのは、当時既に千曲川との関係では水門を閉める千曲川の方が増水時に河床が高くなる、そういう状況に既にあつたというふうに思ひておりますけれども、平成7年の災害を契機にして、ポンプアップの能力などが増強されまして、今では農業用ポンプ44m³の能力ですけど、昭和12年当時はその辺はどうなつていたのか、その点だけで結構ですが、お伺ひしたいと思ひます。

宮地委員長

今のことについてご返答頂けますか。

長野市 和田河川課長

河川管理者さんの方とちょっと調整をしながら改めてご回答申し上げたいと思ひます。よろしゅうございますか。

宮地委員長

そうですね。後程、お願い致します。

大熊委員

今の点で、やはり、もう既に確か千曲川の堤防ができていたはずですから、内水問題はある訳で、仮に今ここまでの水害調査の中で内水氾濫の記述がほとんどないということは逆にどう考えるべきかということ、あまり大量の、ピークは別として総ボリュームとしてあまり大きな洪水がきていないということにもなる訳ですね。ということはやはり、先程私が申し上げたように、流域平均雨量でどうであったかということをもっと詰めて頂きたいというふうに感じます。

宮地委員長

はい、どうぞ。

竹内委員

昭和12年の洪水に対する対応からこういう論議になってきている訳ですけども、しかし、例えば、大熊委員が言われております流域平均雨量という話ありますけれども、前の見解は例えば、出されたのは、長野気象台の時間雨量を取ってやるという、言われた経過があつて、今は流域平均という話があつて、例えば、それで言うのであれば、この間出されました代替案の部分の例えば、昭和34年型の降雨の流出解析を尊重してということ、それから、それ以前の昭和25年の既往最大を取ってやるということ、その場合は例えば、流域の状況というのはどうだったのか、いろいろと災害のやつを見ても、昭和25年のはあるんですけど、例えば、34年型についてはない訳ですよ、記載が。そういうことを聞くのであれば、出した皆さんがそのことをしっかり逆に説明した上で、昭和12年についても触れるべきであつて、その辺について全然一方では語らないで、そうやって指摘されていることについては、私はちょっとよく理解できないんですけど、その辺はいかがですか。出したことに対して。

大熊委員

後半の細かい災害状況私は長野にあまりいないので分からないので、お任せしますけれども、最初の雨量の長野気象台のデータを使った云々ということは、議事録とかもう一度きちんと読み直して頂けば、分かると思いますけれども、私は流域平均雨量での継続時間と雨量との関係の確率関係を知る為のひとつの想定材料として使わせて頂くということで、あくまで、私は1日130mmという100年確率の雨量を前提として、その中で議論を進めてきたつもりでございます。

竹内委員

その後半の部分は。

大熊委員

34年が実績最大とかそういう議論ですけども、その辺については私は、実績最大であったかどうかは相当という言葉が使われていたと思うので、最大であるとは最終的には認識しておりません。実績最大相当という、これは事務局からの方のご説明であったので、それを事務局から説明ということで納得しているというところであります。

竹内委員

私が聞いているのはそういうことでなくて、災害の状況、昭和12年について被害想定図が今日でていますけれども、そういうこと過去のデータ調べて、資料提出もとめていますよね。であるとすれば、例えば、今まで論議があった昭和25年についても、それは当然そういうことを考慮して決めなければいけないということ言われている訳ですから、代替案を出す場合にはそういうことも出して然るべきだと申し上げているんです。ところが今まででそういう説明ないものですから、説明求めても大熊委員の方でその説明を逆に言うと私どもには出ていない訳ですよ。そこのところ申し上げている。

大熊委員

それは当然、私も資料もっと求めれば良かったというふうに思います。ただ415m³/sという数字というのは大変大きいですね。330とかそういうものからみて飛びぬけて大きいものですから、やはり、その実態というものをきちんと知りたいということです。ですから、やはり、規模によって、それを本当であったかどうかというのは、私もずっと水害史を調べてきた人間として、そういう大きなものが出てくれば、当然細かいところまで本当であるかチェックしていくという、そういうことでその数字の違いというのも今私が質問している背景にあるというふうにお考え下さい。

宮地委員長

どうですか。その話、今の質問は質問ということで、置いて、資料の説明ということで頂きたいと思いますが、大分、話がそれぞれ委員さんお考えのことがあると見えまして、そこへ入っていく訳ですが、いかがでございましょう。質問についての話は、国土交通省の方も、まだ五十嵐委員おみえになりませんので、もうちょっと後に致しまして、論点の整理の方に入って参りたいと思います。よろしゅうございましょうか。

宮澤委員

資料はいいんですか。今ここで3までできましたけれども、それで終わりですか。

宮地委員長

ご説明しておいた方が良いでしょうね。3まで参りましたが、資料4の浜委員からお出し

頂いた部分ですね。

宮澤委員

私のところの資料4は下諏訪の特別委員の中島さんから来ている資料が。

宮地委員長

これが資料4ですか。浜委員のは、この番号ではないですね。すいません。私ちょっと間違いました。資料4の方に中島文平さん、砥川の特別委員の方から、私と部会長宛てに来たんでしょうか。私の拝見致しまして、前回の議論と中身が関係しておりますので、本日資料お配りするように致しました。説明することはないと。ではこれにつきまして、事情は部会長ご存知でございますが、どうぞ、ひとつ簡略にお願い致します。

宮澤委員

それでは、この資料について同じ内容が委員長おっしゃられましたように私のところに参っております。今会場を見回しますと、中島特別委員、お見えでございます。大変熱心で感謝を申し上げるところでございますが、ご指摘になられていることは、内容はこの通りでございますが、一番最後のことについて私も気になったこととございます。それと同時に、私の方へ昨日、事務局の方から、水防の責任者でございます下諏訪の消防団の団長からショッキングなご要請を頂きました。昨日、前回整理された中で、超過洪水の問題がございました。例えば、砥川の場合ですが、200にしても280ということで、200に下げた場合、団長として水防の責任者として、そこへ民間人、民間の消防を派遣することは、命令を出すことはいかかなものかという内容のものでございます。これは大変なことだと思います。超過洪水、今まで過去において、この中になりますと昭和46年の9月、昭和58年9月、平成11年6月、それぞれ出水があって、私も部会の方で確認を致しましたが、消防団が出まして土嚢を積むことによって、破堤を逃れております。この状況の中で、基本高水の決定についての意見は意見としてともかくとして、超過洪水を想定されて、基本高水を下げたような状況であった場合、民間人の消防団員をその堤防へは派遣することがなかなか難しいというような団長からのお話でございます。民間消防がもし出ないと、広域消防だけでやる訳ですが。

宮地委員長

宮澤委員、中島文平さんの話を先にして下さい。

宮澤委員

委員長、これ一番大事な問題でないでしょうか。天井川での越水は破堤イコールであり、消防団員、消防関係者の命を張って活動しているところということで、消防団員が出動しないということになってきたら砥川の場合、これから水防をどうやってやっていくという一番の大きな問題を私は中島さんがご提案されていると同時に同じように、団長からこれを頂きました。これを論議して頂きたと思います。

宮地委員長

分かりました。中島文平さんのご要望について、まずお話を。

宮澤委員

それともうひとつ委員長宛てに来ていませんか。私だけに来ているのでしょうか。

宮地委員長
それは私も拝見しました。

宮澤委員
それで委員長どういうふうにおとりになっていらっしゃるのでしょうか。

宮地委員長
後で申し上げます。そのつもりであったんですが、中島さんの話について、言っていて良いと思っております。それで中島さんのお話はそのことを僕は宮澤委員がご説明頂けるのかと思ったんです。今まず。

宮澤委員
私は中島さんの意見は中島さんの意見として、委員会でもご指摘になりましたので、中島さんが言わんとしていることは、私は今は両方を承りさせて頂きまして、ご本人様からもそういうようなご意見を頂いた、この経過をお聞きした中で、水防の責任者として、要するに超過洪水を前提とする堤防に消防団員を派遣することは民間消防活動の一番の基本としてできないと、こういうことで、砥川の水防にとっては一番大事なことだと思って、私はこれを挙げたんです。

宮地委員長
ちょっと待って下さい。中島さんのお話をしてから。中島さんのこのご要望は、私配布致したのは、その中身が先程申し上げましたように、前回の委員会での委員の発言に関係しておるからでございます。ですから、それについて中島さんから、要するに私は拝見致しましたが、余裕高で、1mの余裕高で半分使えば100m³/s 流れると、これについてのご反論でございます。ですから、そのことについては、ここで前の委員のご発言でございますし、特別委員からのご意見でございますので載せました。それについて具体的に話があると思います。どうぞ、これは委員会としての議論でございますので。

浜委員
前回の高田委員のご発言の趣旨の中から出てきたことだというふうに思います。それでこれには私も少しご意見というか、質問申し上げた経過がございます。高田委員からは200m³/s の河川改修をやった場合、余裕高1mの半分を使えば300m³/s 流れるとおっしゃっているんですね。これが事実なのかどうか、私はこれは重要な問題だと思います。280m³/s を流そうということで、いろいろな代替案を出してきたけれども、結局、5分勾配の代替案しか出てこなかったという結論でありましたから、これに対して200m³の改修をすれば、300m³/s が流れるということを学者の先生が言い切っておられる訳ですから、このことに関して、幹事会から意見を求めたいと、私は思っております。

宮地委員長
それについて実は今日、高田委員ご欠席なんでございます。それで、これに関して、大熊委員も確かご発言になっておられると思ったんですが、ですから、その辺を聞いて、それから、幹事会からもお伺いしたいと思っております。大熊委員、お願いします。

大熊委員
治水計画上、余裕高というのは、計画流量が流れることに関連して余裕高に食い込ん

で流すといったような発想法はございません。ですから、治水計画上はあくまで計画高水までが、流下能力というような判断でございます。ただ、現実問題として、計画高水位を超えて、洪水が流れることもあるのも過去の事例であります。今まで水防計画上、どういう取り扱いをしてきたかといいますと、平成6年以前では水防計画で水防の危険度をA、B、Cランクとしておりますけれども、余裕高が0から15%でしたかね、くらいしか余裕高がない場合にはAランク、それから余裕高の15%から2分の1くらいの余裕高がある場合はBランク、規定通り余裕高がある場合にはCランクといったような決め方で、水防計画上ではやはり、余裕高があるということによって、少し安全性があるという認識を示しておりました。ただ平成6年の水防計画、水防に関する国土交通省からの通達ではそういう2分の1だとか、15%だとか、そういった数字的表現がなくなって、A、B2つのランクに分かれるようになっております。それは余裕高があるかないかで、A、B2つに分けて議論するという形にちょっと変更になっております。細かいことちょっと私、今詳しく覚えておりませんが、そういう意味では、余裕高の存在というのが水防計画上ではある程度、考慮されているというふうに言えるかと思いません。ただ、本当に中島さんのお書きになっているのを見て、水防活動というのは大変命をかけた作業でございます、その余裕高があることによって、水防活動をやる堤防の安全性といいますか、堤防というのは、洪水が起ると法尻がぐしゃぐしゃになります。余裕高が高い部分、堤防の上の方はあまり軟弱にならず、作業ができるんですね。そういう意味では、余裕高の高さというのが水防活動において、大変大切であるということは私も認識しております。ともかく、計画論上では、一切考慮されていないということです。

浜委員

大熊委員にお伺いしたいんですが、要は簡単に言うと、余裕高を取らなければ、河川整備計画というのが通らないということなんですね。そうしますと高田委員のおっしゃっている余裕高を使うということは論外の話なんですね。

大熊委員

計画上使用ということはない。ただ結果として、それが超過洪水の時に効く場合があるという表現だというふうに私は理解します。

宮地委員長

いかがでございましょう。今の大熊委員のご返答は非常に明確だと思っております。つまり、余裕高というのを基本高水の中に勘定する訳には絶対いかなないものだという事でございますね。それは明確でございますので、高田委員ここにお出でになりましたけれども、前回の意見は今のようなのが委員会としての意見である。これによろしゅうございますでしょうか。

宮澤委員

私先程あれですが、今の私ちょっと幹事会の方にお聞きしたいのですが、危機管理室長来ておりませんが、こういうふうな話があって、水防訓練で、民間消防がその自らの危険性を察して、その堤防から離れるという指示を消防責任者が出す時はどの段階ということか、ちょっともう1回、お聞きしたいと思うのですが、それをやらないと大変なことになってしまう。

宮地委員長

次にもうひとつありますね。浜委員はそれでいいの、幹事会に聞かなくて。それで良

いんですか。

宮地委員長

聞くんですか、では幹事会の方でご返事願います。余裕高と基本高水量の関係ということですね。どうぞ。

大口河川課長

今大熊委員が言われた通りですけれども、中島さんの言われたように200m³から500m³の間の余裕高は80cm取るというのは構造令上の決まりでありまして、先般大熊委員が言われた1mというのは間違っております。そういう話の中で。

大熊委員

私ではないですよ。

宮地委員長

高田委員が1mとおっしゃった。

大口河川課長

失礼、申し訳ありません。200から500の間は80cmが、中島さんが書かれている方が正しいと思います。そういう中で余裕高というのは、構造上必要とされる高さの余裕であって、計画上必要な高さではないということで、あくまでも大熊委員が言われるようなことであります。それで洪水が出た時の巡視だとか、水防活動の安全、そういうものを考慮する中で取られている高さでございます。

宮地委員長

よろしゅうございますか。

宮澤委員

それで、今の水防上必要なところということは、余裕高に達してきた場合は水防活動はストップするというふうに理解して良いんですか。つまり、要するに一番大事な命に対して、これ全部ある訳でして、民間の皆さん方がそこで水防活動ができなくなるということは思った以上に、これ大事な問題なんです。数値の問題のことよりも。洪水の問題で、治水の問題で一番大事なのは溢れるか、溢れさせないようにするかということの問題で、これは根本的な論理だと思いますよ、委員長。いつの段階にやって頂けるのか、この後でも結構でございますが、しっかりこの問題についてはやはり、触れて頂かないと、超過洪水の問題に対してノーという形の水防上のポイントが来ている訳です。危機管理室長、今日いませんけれども、消防防災課長おりますので、これは本当に民間消防の人達は何の保証もなく出ているのですから、この人達が、そこで活動できるようにするかしないかは、治水の最大のポイントなんです。そのポイントを全く議論をしないで先に進もうとするやり方は、私は委員長、残念ですけれども、これは容認できません。この問題についてはしっかり触れて超過洪水の問題もこの間から、論議全然していないですね、この間の時も。やはり、こういう問題が今日、論議を初めてこうやって跳ね返ってきて、こういうところに載っているということは、これが住民の皆さんと検討委員会のキャッチボールの姿ではないでしょうか。肩書きがある学者さんの意見はいつでもこのところに、意見として出てくるんですが、こういうような意見がなんで反映されないんだろうと、私も今までずっと感じておりましたけれども、そこら辺の運営は何が一番重要かという問題をもう1回、よく整理をして進めて行って頂きたい。こ

れは心からの要望であります。

宮地委員長

はい、どうぞ。

浜委員

私も宮澤委員とまったく同じ意見です。答申に入れるべき事項に対しても、委員長の手元にもお渡ししてありますけれども、この部会の論議の中でやはり、中島さん、元消防団長として命がけて平成11年の災害も団員と共に守ってこられた、大変私は貴重なご意見だというふうに思います。そしてなおかつ消防団長からそうしたご意見書が提出をされていること、このことは重く受け止めて頂いて、しっかりとした議論をここでして頂きたいと、私も要望致します。

宮地委員長

分かりました。尾上さんの話に、皆さんのところにお配りしていませんが、下諏訪町の消防団長からの私に対する要望ということが参っております、それは、そうでしょう。宮澤部会長の2人に来ていると思います。私それを拝見しまして、ここにお配りしなかったのは、こういう考え方をもったからです。ここに書いてありますことは要するに消防団の活動として基本高水が200m³/sであるというのであれば、それ以上の出水はすべて超過洪水となり、必要な治水対策が施されていない中で、我々は頻発する超過洪水に襲われながら水防活動をすることになりますと消防団員の命を預かるものとして超過洪水の頻発は、誠に憂慮すべきものであり、再考を願わずにはいられません。そういうようなお言葉がございます。それで、以上、いろいろなこと非常に危険な事があるから、よく鑑みたま、適切な基本高水の設定にご尽力頂くように要望致します。こういう話でございます。ですから、先程私宮澤委員のご発言の中で、おやっと思ったことがございますが、消防団の活動は、消防団の出すことは取りやめないといかんというようなお言葉がございましたけれども、そういう言葉は書いてございませんでした。文章でございますので、非常に穏やかな言葉になっておりますが、そういう高水を200m³/sを設定することについては、よく今のことを考えて決めてくれと、こういうご意見でございます。私、その話は中島さんの方のご意見は部会の特別委員のご意見でございますので、載せましたが、この尾上さんのことも軽く見る訳ではございませんけれども、委員以外のごことございまして、要するに、基本高水の設定のことを十分に考慮してくれと、そういう意見と解釈しましたので、私は今のところ委員会にはお配りをしなかった訳でございます。ですから、それについていろいろご質問もございましょうけれども、話に行く前に基本高水のことを、これから論点の整理のことに入りたいと思いますので、その時に宮澤委員がおっしゃった高水についてどう決めたか、何がどういう話になって、どこが確認されたかということをもう一遍はっきりしてくれとおっしゃいましたので、その中でのご議論として扱って頂いた方がよろしいかと思っております。これは要するに、ご意見、資料として出てきたことについてやっている訳でございます、そういうことも含めて、論点の整理の方に話を写したいと思っておりますが、いかがでございましょう。はい、どうぞ。

大熊委員

先程から余裕高の議論がありますけれども、計画降雨水位を超えて超過洪水が、計画を超過する洪水が流れる可能性というのが非常に高い。それはひとつにはダムがなかなかできていないということもありますし、それから中止になってきたということも含めてですけれども、そういう中で私は、1988年の頃から余裕高まで食い込んで洪水を

流すことも考えるべきだという主張はずっとしてきております。その為に堤防をどういうふうに強化すればいいのかといったような議論も今までやってきております。ということで、現実問題として、信濃川にしても千曲川にしても上流にダムができないという現状がある訳ですね。そういう中で計画洪水を超えて流れる可能性がある中で、今後どうしていったらいいかという意味では余裕高を食い込んで、流さなければならない、その為に堤防を強化していくという、こういう論議はこれからやらざるを得ないだろうというふうには考えております。この議論は今から14年くらい前から議論してきているということでもあります。

宮澤委員

それぞれのご意見はそれぞれで、大熊委員の意見を否定するものではありません。基本高水に行く前に、私財政の問題でひとつだけこの前はっきりさせて頂きたかったということがございます。それは浅川の上流の問題であります。上流の問題で、裾花川で平成7年7月11日の時に2000m³を超える流木が出たと、そんなような問題も含めて、財政で計算する上でやはり、浅川ダムを造らない案の場合は、やはり、浅川の上流に、砂防ダムを造ったり、その上流対策をしっかりとやるべきでないかということをお話を前回したつもりでございます。そのことがはっきりとした状況になっておりません。ですから、財政の方でもカッコ書きのままにしてあるんですが、一応、こちら辺のところも、幹事会の方から、そろそろ詰めに入っている時期でございますので、しっかりとした回答を頂きたいと、こんなふうに思うんですが、委員長、いかがでございますでしょうか。基本高水の論議に入る前にちょっとここだけは明確にしておいて頂ければ有り難いと思うんですが。

宮地委員長

財政の話、後、前から触れておりませんので、それ以下が本日の議論のポイントになるんだろうと私は思っております。宮澤委員の先程の話は入る前にまず基本高水の話、前回の議論のまとめをしっかりとすると、そうおっしゃいましたので、そこから行って、財政は勿論、そこに行く訳です。その中でお話になったらいかがでしょうか。今の財政の話と関連として、上の方の話を先にされますと、財政の方の話に行っちゃうように思うんですが。

宮澤委員

結構でございます。上の方の対策のことについての必要の認識だけは、確認しておいて頂いた方が良くはないかと思うんですけれども。

宮地委員長

上の砂防とかなんとかいう話は、この間も砂防課長にちょっとご返答を頂きましたことも記憶に残っていると思いますが、それもありますので、それが財政の中にどれだけ入っているか。

石坂委員

議論の進め方なんですけれども、今そうやって部分的に取り出して、浅川の上流対策のこののみを財政試算の為にとおっしゃいますと、財政試算のことでやるならやるとか、論議の進め方を整理して頂かないと混乱するばかりだと思います。

宮地委員長

今、ちょっと議論があっちに行ったりこっちにいたりしていると、私率直に言って思

っております。議事の進行でございますか。

竹内委員

確かにあっちこっち行っているんですが、ただ先程の余裕高を巡る話で砥川の中島さんのところに戻るんですけども、議事進行上、委員長の対応の仕方、例えば、今のご説明で、資料、現役の団長からも文書出ていると言いましたよね。ですから、その資料を出さないという基準も先程ご説明あったんですけども、それは部会の特別委員だから中島さんのは出しました。他に今まで配られている資料の中で、特別委員でない方も出ている訳ですよ。はっきりしとかなないと、どのくらい他に来ているんですか。文書、今までも。委員長宛てに来ているということは、それは委員長の判断だけで出す出さないということではないと思います。まずいですよ、それは。

宮地委員長

他にも部会でもそうだったと思うんですが、部会長、委員長宛てにいろいろ来ております。それで、この話出さなかったのは、一般的に言って、200m³/sを基本高水をするのならば消防団長として非常に心配だから、いろいろ考えてくれと、この話は部会の中でもいろいろ議論が出ていると思います。そういう意味で、今までの議論の中で特に足すことではなかった。それはご議論申し上げるつもりでございましたが、資料として配ることはないとは私は判断致しました。そういう意味で、いろいろな意見が来た時に、それをお配りするかどうかということはある程度、委員長が判断して、或いは、部会長の段階でも、そういうことはいくつかあったと、私は推測するんですが、そういうふうにやらせて頂いております。ですから、今の話、配らなかったことについてのご指摘は、私も感受致しますが議論のあった基本高水の中の見解としてお話を頂きたい、そう思うんでありますが、いかがでしょうか。

竹内委員

今後のことがありますので、委員長さんのこと考えて言っている訳ですよ。ですから、委員長さんも前に自ら個人としての見解も発表した立場ですよ。

宮地委員長

全部が全部しているとは限りません。

竹内委員

この前は資料出されましたよね。そういうこともやられているので、やるのであれば、オープンにして、この会自体も全部公開でやっている訳ですし、来た意見はやはり、委員長といえども個々の判断を加えないで、配るなら配るという確認をしておいて下さい。

宮地委員長

私全部やりますと、いろいろな意見が、既に出てきた、委員会或いは、部会の意見と重複したような意見をそれぞれの方がお出しになる可能性が私あると思います。その辺については、私判断させて頂きたいと思っております。必ずしも全部が全部とは、私は申し上げる訳にはいかない。つまりもうひとつ、これが部会の初めとか、委員会の初めでございますと、いろいろなことを参考にしなければいけませんのんですけども、これだけ議論が詰まってきて、いろいろな話が出ております段階ですと、なるべく重複は避けたい。これは私の感じることでございます。但し、その重複と思うか思わないかということ、少し私が判断している。それは確かでございますので、これは重複ではないかと言われると、その辺の判断は間違っているかも分かりません。それは申

し上げておきます。はい、どうぞ。

浜委員

私は当然、消防団長から出された要望書はもう配られていることと私は思ったんです。実は、昨日、私も砥川部会ですから、部会長からこの消防団長の要望書が私ファックスで頂いております。大変重要なことが書かれていると私思うんです。例えば、昨今の砥川における基本高水流量の論議の中で、この大きな疑念を持たれている消防団長が、大きな疑念をもたれているということがまず1点。それから、先程宮澤委員がおっしゃった、このニュアンスは200m³/秒で基本高水を決めるのであれば、それでは、以上の取水はすべて超過洪水となる。我々は勃発する超過洪水に襲われながら、水防活動することになる、ということですね。そうした場面において、命を危険に曝すような基本高水の設定については、到底納得できないということをおっしゃっているんですね。これはまさしく宮澤委員がおっしゃった、団長とすれば、このような基本高水の設定の中での洪水に対して団員をその川へ近寄らせることはできないというニュアンスは十分、その含意は十分感じ取れる訳ですよ。ですから、私は地元の消防団長ですよ。実際の災害の時に私達が水防活動に出かける訳にいかないんです。先生方も砥川の水害の時に水防活動の時に呼ばれてきてくれますか。くれないんですよ。実際にやる方が、こういう含意をもって委員会に要請をしていることは、大変私は重要なことだと思いますので、是非、これは皆さんに配って頂いて、そして、この含意を十分汲み取る中で、論議をして頂きたいと、こんなふうに思います。

宮地委員長

分かりました。私、昨日、これを頂きまして、そういう反応をした訳であります。もう既に実際問題として、傍聴の方、事務局の方には行っておりませんが、皆さん方、おもちのようですので、配布するかしないかということをごくぐく言っても仕方がないので、お配りさせます。その話はこれからの議論の中で。

浜委員

論議して下さい。

宮地委員長

はい、ご発言、もう1回繰り返して頂かなくて結構ですけども、こういうことがあったということは頭に置きながら議論を進める、それでいかがでしょうか。何遍も申し上げますが、話が行ったり戻ったりしておりますので、本論に入っていきたいと思えます。よろしゅうございますでしょうか。事務局の方で、これを資料として配布して下さい。はい、宮澤委員どこかに行ってしまったね。配布は後程致します。それで、議論を論点のまとめの方に入って参りたいと思えます。私が前回お配りした話の論点の整理というところを基準にして、後半のところ参りたいと思っております。先程の話で高水について一体議論はどうなったかと、各項目についてどういう話になったか、まとめて欲しいということをおっしゃいました。それから行こうと思えますが、それからやった方がいいですね。私は先程竹内委員がおっしゃったように、まず基本高水について多分一番ご議論があるところだと思えますが、前に私が出しました整理の内容を見て頂きますと、要するに、一方はダムありの方は従来の450m³/s、それから、浅川で申しますと、それから、片方は既往最大を考慮して昭和34年のパターンで設定した330m³/s、砥川の方も同じように2つ並べて書いてございます。これについて前回一番議論が集中致しましたところは、基本高水というものが一般的にどういう性格をもつものであるかということであったと、私は思っております。その中で出てきましたこ

とは、高水の算定にはいろいろな不確定要素がある。その中でいろいろな値があり得るんだと、そういういろいろな値が有り得る中での選択の問題であるというのがひとつのまとめであったと私は思っております。ですから、その中でそれぞれの方がいろいろのご心配をもって、私はこちらの高水を主張する。もうひとつの方はこういう高水よりもよろしいんじゃないか、そういう選択の問題として基本高水を考えいきます。それがポイントであったように私は理解しておりますが、そういうことでいかがでございましょうか。その中で、それに関連して今の諏訪の方のご意見、中島さんと尾上さんの、そういうところのご意見はそうではなくて、ここのところは、そんなに下げてもらっては困るんだと、こういう強いご意見だと私は理解しておりますが、いかがでございましょうか。はい、どうぞ。

竹内委員

その点、この間も前回のまとめ的な要素で、委員長お話の記事が新聞にも載ってまして、要は選択の問題であるというようなことを確認したような、記事の書き方になっていまして、私はそれを見て、あれと思ったんですけど、そういう意見もあったことは事実なんですけど、必ずしも私はその部分について、委員長言われた通りのことが一致したとは思いません。まだ考えとして、そういう意味では、十分私もものを申し上げたつもりはありません。宮澤委員が言われていることはそういう意味だと思います。ですから、論議はまだそういう意味では不足している部分があるという意味だと思います。私もそういう認識をしております。

宮地委員長

私はかなりはっきり確認したつもりでございまして、議事録調べて頂ければ、分かると思いますよ。そういうことで進めて確認してよろしゅうございますね、と言って、つまり松岡委員には私はご質問して、松岡先生もそういうふうにご考えて頂いて結構です、とおっしゃったと思います。はい、どうぞ。

松岡委員

私も選択の問題だということで、確かに方法としては選択の問題の部分も一杯ある訳です。ですから、大熊委員と高田委員とまったく同じ意味の選択の問題かどうかというのは、まったく同じということは有り得ない訳です。これまでの基本高水の論議から見ても、その辺の選択というのは、全部間違っている訳でも、全部正しい訳でもないというニュアンスのところがある訳です。そういうことなんで、ですから、多分、ニュアンス人によって、取り方が違うんだろうと、だから、今、竹内委員はそういうこと言われたんじゃないかと思えます。大熊委員、高田委員の選択の問題だから、70にしていいというのと、まったくその通りですと言っているんじゃないんです。

宮地委員長

ポイントは従来、基本高水はひとつのものしかないんだと、そういう強い議論がございました。これは宮澤委員になんかが強くご主張になっていたと思えます。そういうことについてもっと基本高水というのは幅のあるものだという話があった訳で、その中で、実際、私は選択の問題、今の場合2つ案が出ておる。これはむしろそういう中で、2つの案を部会から出てきた案として2つ取り上げている訳でありまして、そのどちらを選択するかということは、それぞれの委員の考え方、そういう意味での選択だという話になっておると思えますが、そうではないでしょうか。

松岡委員

それは認めますね。現に案が出てきている訳ですから。

宮地委員長

はい、そうです。そういう意味です。ですから、その意味ではこの2つをどう取るか、それはそれぞれの委員のご意見であると、私は思っております。新聞も確かに確認と書いてございましたが、私もその点では議事でもそういうことはそういうことによろしゅうございますねと、念を押したつもりでございます。それはもし竹内委員がそうご理解しなかったとすれば、もう1度、議事録のなんかをお調べ頂いて結構だと私は思っておりますけれども、いかがでございましょう。

大熊委員

今、松岡委員の発言に関してですけれども、私もワーキンググループとして70%を取れなんて1度も言ったことはないということで、それだけは確認しておいて下さい。選ぶとしたら、こういう方法がありますよという、その100%を選ぶのもひとつの選択ですし、ですから、方法論をずっと言っている訳で、最後に私はどちらを取るか委員として発言したいと思っております。ですから、今までは、私は中立の立場でずっと言ってきたつもりであります。

宮地委員長

ですから、その辺はいかがでございましょうか。話はそういうことでございますので、最後に結局、答申を書く段階でどちらの案に自分は賛成するかということは、この2つのことで、ご意見を承って参りたいと思っておりますけれども、基本高水に関するまとめは私は前はそうであったと思っております。選択の問題という意味で、はい。

風間委員

今回も長野市の方から、昭和12年のケースを出されてきている訳です。それは前回の時にも私は発言させて頂きましたけれども、今論議されているダムありの場合の450、ダムなしの場合の330、ダムなしの場合の330という、この数字というものは過去の記録の中での既往最大相当であるという、この昭和25年のケースを包含できるというパターンを選択した。それが昭和34年のパターンであるという、そういう論拠に基づいて、段階的に基づいて、その一部のパートとして昭和25年のケースというものを既往最大相当として、採用しているのではないかと、しかしながら、昭和25年のケースを包含できるように昭和34年のパターンを採用している訳です。そのところ、お間違いないようにしなければいけません。長野市の方が言っていることは既往最大相当というものが昭和25年ということに依拠しているではないか。しかしながら過去の歴史を紐解く中で、昭和12年という同じ土台に乗せた、貯留関数法に乗って、入れて延ばさずに出したものがこの415である。然るにこの昭和12年というものを過去最大の既往最大相当として、カウントしなければ今までのこの単独河川改修の330というこの基本高水自身が間違いであったということになりはしませんかということを行っている訳です。ですから、そのところをまずきちんとさせないで、450だ330だと言っても私は論議がちぐはぐになってしまうということをまず最初に申し上げなければいけないと思っております。この330は今までは既往最大相当というものがベースにあったからこそ成り立っている数値である。そのところをどうするんだと、今までこの昭和12年のものが既往最大相当であるとお認め頂けるのであるならば、それならば、この330という数字は何に依拠した、何を論拠にして採用された数字であるのかということをはっきりさせなければいけません。そのこと委員長お取諮りをお

願います。

宮地委員長

風間委員のおっしゃっていることを理解致しますけれども、前回の話で、今の風間委員がおっしゃったことは前回の長野市のご意見と同じだと思っております。それについての一応、県の幹事会の方のご返答も頂きました。ですから、それは今また本日、付いて、後ろにありましたですね、補足説明欲しいとおっしゃっていますが、その点について私は前の県の幹事会のご返事もあるので昭和12年の話については一応、とにかく見解出ていると思っております。どうでしょう。その話をもう1回蒸し返させるというのならば、それは元の話に戻る訳でございますけれども、幹事会の方ではこの話についてはこういうご返事を頂いたと思えます。基本高水の計算のワーキンググループの中からは棄却すべきものである。但し実績としては考慮しなければいかんかもしれんと、そういうふうなちょっと私は2つの話が矛盾したような返事だと思いましたが、待って下さい。そういうご返事を頂きました。ですから、それがあつてございまして、そのことを頭の中に入れておけばよろしいと、こう思っております。どうでしょうか。石坂委員、どうぞ。

石坂委員

浅川部会の取りまとめの中で今風間委員の中に誤解があると思えますけれども、浅川部会としてダム無し案は既往最大相当330でいくと、数字を含めて確認した訳ではありません。今日報告書をもってきましたし、前回もご説明しましたけど、お分かり頂けていないようなので、報告書を読ませて頂きます。基本高水のダムなし案のところ。いろいろ理由を述べまして、以上の点から450m³/sはひとつの計算結果ではあつても絶対値ではなく、幅のある数値の中から、総合的に判断して、より信頼性のある納得できるものを選ぶべきである。これが結論です。雨量、水位、流量のより正確なデータを集めて、つまり、流量測定していない訳ですから。計算しなおすか、降雨パターンを妥当性のあるものを採用する。実績降雨の計画規模への引き延ばし方の再検討、既往最大相当の洪水を基準として考える、いくつか検討する材料がありますよということの中に既往最大相当の洪水を基準にして考えるというものも材料のひとつとして挙げまして、等の再検討が必要である。これが取りまとめの報告書の中身なんですね。検討委員会に移りましたから何度もその点をご説明、繰り返し返させて頂いておりますけれども、この結論に沿って、検討委員会で検証をして、信頼できる基本高水の見直しと設定をして欲しい。これが部会の検討委員会に求めたことです。330m³/sという数字が出てきた経過につきましては、幹事の皆さんが一番ご存知ですけれども、公聴会にかけるに当たりまして、ダムなし案の皆さんはそれでは何を基準にするかということは、大熊委員もご欠席されていたりするという中で、450は出ないということは分かるけれども、いくつかということは分からないと。そういう中では過去にどういう時にどれだけの雨が降ったか、どれだけの洪水が出たかという、いわゆる、既往最大相当ということはひとつの基準に考えるしかないかもしれないという話になりまして、既往最大相当の洪水を基準にという案でいこうということになりましたら、数字を並べないと、公聴会の案としては提案できないという話になりました。その数字は住民の皆さんの中では分かりません。そういう中で幹事の皆さんにご相談にのって頂きまして、アドバイスをして頂き、幹事の皆さんの方から示された数字が330、皆さんがおっしゃる既往最大相当の洪水というのは330m³/sですよということでしたので、その330m³/sということに納得した訳でありましたけれども、住民の示した案について幹事の皆さんの試算で、そうおっしゃるので、それを使ったというのが、公聴会の時点でそういうところから330という数字は部会の議論の中で出てきております。ですから、私は、改めて幹事に

お聞きしたいのは、前回の私のご質問の中で降雨パターンとしての採用はしないけれども、基本高水を既往最大を基準に考えていくという場合には、昭和12年洪水の415 m³/s を参考にしていくと、そうおっしゃいました。そうしますと公聴会の時点でアドバイスして頂いた330 m³/s の県のアドバイスが間違っていたということで見解を変更して頂くということなのか、それからその330という試算が、県の試算としては根拠のないものであったと、12年まで調べるべきであったということを含めて、訂正されるということなのか、それもお伺いしたいということも含めまして経過はそういうことです。

宮地委員長

いろいろご意見ございますけれども、風間委員、ちょっと申し上げたいですが、例えば、浅川の場合450と330、2つ案を選びましたのは、実は、部会の話はとにかくと致しまして、検討委員会の中の2つの案として450の他に、どれだけの基本高水を設定したものを考えようかと、これは検討委員会の中でいろいろ議論があった訳でございます。それに伴いまして財政の方にもちゃんとした試算をしてもらうために、こういうことでやろうと、始め350という案もございましたけれども、何回か議論をして、330で試算をしてもらおうと、そういうことになった訳でございます。ですから、その中に長野市が言っておられるものがどういうふうに含まれるかという話はそれ以前の話で、その話全部、ひっくり返るといって、その議論に立ち戻ることになります。それで、私申し上げておりますのは、ちゃんと検討委員会の議論を経て決まった2つの案というものはここにあって、それはひとつ基準にして頂きたい。そこへ長野市の提唱されている昭和12年の洪水をどう判断するか、これはもし強いご意見があったらそれを承りますけれども、そういうものとして理解していきたい。基本高水の330というものの考える時のひとつのファクターにはなり得るかも分かりませんが、県の幹事会の方もご回答も先程私が申し上げたような回答を得ておりますので、それで、話を進めて頂きたいと思っております。もしもう少し言うならば、先程長野市の方から更に追加説明をしたいと、こういうことがございました。それについて話を聞くかどうかということだろうと思っております。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

風間委員

先程以来の石坂委員、部会長さんのお話、私それは全然否定する訳でも何でもないんです。330と出され方自身、そしてまた部会の中で330と確認した訳ではない。部会の中です。そういうことも私も傍聴しながら、了解しているつもりですし、その話の中で、検討委員会の中で350という数字もあつたり、その中で330も最終的には選択をされたという経過も私は承知しているつもりでございますが、私が言っているのは330という数字自身の問題ではなくて、330を選択するに至るその経過、つまり昭和25年の降雨パターンというものを既往最大相当というふうで考えるのであるならば、それを包含する昭和34年を採用すべきだという、この一連の流れをもし認めるとするならば、昭和25年か既往最大では実はなかったということになる訳ですから、昭和12年をここに当てはめなければいけないということを私は言っているんです。ということになりますと、330という今までに与えられていたその概念というのは一体なんだったんだということになる訳で、その辺をどういうふうで考えたらいいかということになる訳です。そのことを言っております。

宮地委員長

私は先程申し上げたことは、そのことについてご返答を申し上げていると思っておりますが、いかがでしょうか。

竹内委員

風間委員の指摘も、その意見が出ることは当然だと思います。これから論議の中でお互いの意見を言い合えばいいことですが、経過として、やはり、その辺のところについて委員長が言っている捉え方と私は県が説明した文書の捉え方とちょっと若干ニュアンスが違うと思います。

宮地委員長

どこが違うんですか。

竹内委員

棄却ですね。棄却したという理由についても、例えば、それは手法が、県の説明では、この間の話は、要するに、昭和35年型の降雨から、同じやり方で算出した場合に、その場合にこのデータは考慮しなければならないと。それはだから、棄却という話はやり方が私は違う話だと思います。分けて考えなければいけないと思うんです。それをちょっとごっちゃになっていると。

宮地委員長

それは私は、ごっちゃになっているという意味ではなくて、むしろ県の方は一連の、例えば、450なんかを算出する時の手法はひとつのパターンに沿っていると思います。そういう中から見ると棄却するべきのであると、こうおっしゃっていると私は思いますよ。ですから、私はあくまで今まで県がご提唱になった片方の450の方の算定をやっていた、その手法の土俵の中で議論をしたいと、ですから、その中では棄却するという話を正しいと思っております。もうひとつそれに対して、違う手法だからとおっしゃるならば、他にもいろいろな違う手法は有り得る訳でございます。ですから、昭和12年のものを長野市が違う手法でご計算なさった。それは実績流量でやったということですね、引き延ばしをしてない。そういうことだと思いますが、そういうことだったら、もっと、たったひとつの例を引き出して、それを高水云々のところで重要だと思いいなることもあるかも分かりませんが、それは私はひとつのご意見ではないかと思っております。ある意味で、前回私申し上げましたのは砥川の方でも平成11年の洪水のことがあった。それが320m³の基本高水の計算になるという計算がございましたですね。ああいうことも、ですから、申し上げまして、それもひとつの浅川の場合と対比すべき例であると思います。それに対して国土交通省もひとつの見解出して、ひとつの高水の計算がこうなったからということをもって全体のことを言うよりは、今までのことで、とにかく、妥当か、そうでないか考えた方がよろしい。そういうご返事も私は砥川の部会ではあったと思います。それを前回申し上げました。ですから、ごっちゃにしたというより、むしろ長野市の計算の手法が今までとは違うことをおやりになった。これも私も承知をした上でご議論を承っております。

竹内委員

私が申し上げているのはそうではなくて、要するに、今までの論議はその辺がまた検証されていないということを申し上げている訳ですよ。捉え方がそれぞれまちまちで。私は長野市が出した資料というのはですから、昭和25年の先程石坂委員が言われた参考として330m³/sという計算をした同じやり方をした場合にこの数字が出ますということであって、たまたま330m³/sが出たものですから、長野市の方でこういう数字を出したと、同じやり方で、そこが重要だということを申し上げているんです。だから、今日の資料もそういうことなんです。そういう意味では、これから私はその資料の

説明については重要な問題なんで、求めたいと思いますし、先程石坂委員が言われた部会における論議の中で330m³/sの公聴会の前に出した数字について、要するに、それが幹事の方で計算を出して、それは確かにその通りだと思いますよね。ですけども、もし間違っているとすると、幹事の方は間違っているという話になる訳ですが、ただ、それは事実経過はもうちょっとはっきりさせなければいけないのは、要するに、既往最大という考え方に基づいて、幹事が出した訳ですよ。幹事の考え方として出した訳ではない訳ですよ。その辺はちょっとはっきりと経過はもう1度ははっきりしないと困ると思うんですよ。幹事の方にそれをお答え頂きたいと思います。

宮地委員長

つまり、先程私申し上げましたように、330というのは、部会の方からの数字としてはそうはっきりしたものではありませんが、検討委員会の中で、ひとつの設定をした、この経過は皆さん方ご存知だと思います。250にしようか、300いくつにしようか、何遍も議論をした。そのことをございますので、幹事会云々よりもむしろ検討委員会自身の考え方がそれについての理由はどうであるかと、こう問われることではあるかとも思いますけれども、幹事会に聞くというのはちょっと筋違いではないかと思っておりますが。

竹内委員

経過ははっきりさせといた方が良いということをお申し上げたんです。

石坂委員

それは私先程申し上げた通りで、考え方を示したら、その考え方に沿って幹事の方で計算をして頂いたということで、つまり申し上げたいのは、計算をしたのは幹事の方で、それは既往最大相当の洪水というのはこういう数字ですよという数字を出して下さったのは幹事の方です。ですから、幹事の方に改めてお伺いしますけれども、長野市さんにお伺いする前に確認しておきたいと思っておりますけれども、その時出して頂いた330m³/sという数字は引き延ばしをしないで出したと今回おっしゃる長野市の出したやり方と同じ引き延ばしをしないで出した数字なのか、100年確率で引き延ばした数字なのか、その点だけ確認させて頂きたいんですけど、比べるにはやはり、引き延ばしをしないもの同士で比べるとか、同じものを比べないと比較にならないと思っておりますので、引き延ばしをしないで出して頂いたのが330m³/sと受け止めて良いんですね。それお願いします。確認を。

宮地委員長

話がもどっちゃったような感じがするんですが。330ですね。

竹内委員

とにかく、どんどんやり取りをしながら進めた方が早く進むと思いますよ。真実も明らかになると思います。

宮地委員長

それではお願い致します。

幹事（河川課）

前回、前々かに続いて、説明が旨いかなかったのかどうか、誤解の部分がいろいろたくさんあると、今お話を聞いていて感じました。県は元々、河川砂防技術基準案の基

準に沿って、実績の降雨を100分の1の確率までの日雨量に引き延ばした形で、貯留関数を出して、450 m³/s というものを設定してきた。それが河川砂防技術基準案のやり方であって、450 m³/s と出たものに対しては過大ではないと、いわゆる、妥当であると判断して今までやってきた経過がございます。今問題になっている長野市の昭和12年の雨というものはいわゆる、降雨を引き延ばさないで、そのままやった数字です。実績で出た数字ということでございます。今、石坂委員のご質問のとおり、330 m³、昭和25年の雨は同じ土俵、土台といわれましたけれども、同じやり方で実績降雨で出された数字です。従いまして、県は引き延ばしたのが妥当であると感じている訳ですけれども、ひとつの方法として実績降雨、既往最大という考え方もあるよという委員会のお話の中から、既往最大の数字はどうですかということで今まで県が資料として提出しました報告書、それでは県は戦後の洪水を対象にした検討をしてきた訳ですけれども、その資料の中に昭和25年が既往最大という形で、提出してございます。従いまして、その部分は県は戦後ということやってきましたけれども、長野市さんが戦前の部分を出されたということで、その出た415 m³/s については、考慮すべき値でしょうと、いわゆる、既往最大ということになれば考慮する値です、ということをおっしゃいました。いわゆる、県が昭和12年を棄却すると言ったのは、あくまでも引き延ばしのパターンについての代表洪水としてはならない。その時には棄却になりますよと。ただ、既往最大という形で考えられるのであれば考慮すべき、念頭におかなければならない数値ですよと、こういうふうに説明してきた訳でございます。

宮地委員長

はい、どうぞ。

石坂委員

ですから先程のことにも答えて下さい。公聴会の時に出す資料で、既往最大相当ということに対して、試算してほしいと言ったことに対して、どうしてその時は昭和12年は考慮しなかったんですか。

幹事（河川課）

それでは、経過を説明します。浅川部会の小林委員さん既往最大相当を元に基本高水を決めるべきだ、そういう主張がありまして、県としましては今説明しました通り、確率計算から出てきたもので、実質的な流量というものを過去に溯って、全て捉えている訳ではありません。そうなりますと、ある程度計算から出さなければ、既往最大というものは推定できないと、そういうことで、小林委員さんと相談する中で、どうやって既往最大相当する流量を出しましょうかという中で、現在県が今まで検討してきました10洪水のパターンをそのまま引き延ばさずに今のモデルに入れて流量解析をしてみようと、その中で昭和25年8月の雨が324 m³/s というのが引き延ばしをせずに出ると、これが10の雨の中で一番大きかったので、これを既往最大相当にしようというふうに考えました。ですから、その時には昭和12年のものはやっておりません。長野市さんがやってもらったら同じ考え方で415 m³/s が出たと、そういう経過です。

宮地委員長

分かりました。事実は非常によく分かりましたですね。どうでしょう。要するに、手法というものがあって、それに則ってやっていた、今まで。ちょっと待って下さい。それ以外のやり方もやったんだけれども、昭和25年以前のはやらなくて、計画洪水、計画降雨ですか、あれの10パターンについてやったと、そういう意味でございますね。分かりました。話は非常に明確だと思っております。それについて話は昭和12年の長

野の話はどう理解するか、こういうことであろうと私は思っております。もうひとつ高水の話は、いろいろな選択の幅があって、選択の問題がある。そういうこともこの間、話しました。ですから、長野の話はどう取るか、これはまた、ひとつの議論であろうと思っておりますが、どうでしょう。事実は非常にはっきりしましたですね。はい、どうぞ。

風間委員

そこら辺がはっきりしてきたと思うんです。私、別に両方否定している訳ではないんです。2つの選択の問題ということであるならば、検討委員会で、選択の問題としてそれを残しても良いと思うんです。ただ私は一番心配しているのはダム+河川改修の450m³/s、これは一般市民の方々に対して説明ができ得る、私は数字だと思うんです。ただ、問題はこの単独河川改修の330m³/s、これは今までは昭和34年の降雨パターンを取って、採用したと、いわゆる、既往最大を考慮しながら、25年の既往最大を包含するというケースを34年で選んだんだよと、で330m³/s なんだよということを一般市民に、今までだったら説明ができた訳ですね。だけれども、今、こういうような昭和12年のようなケースで既往最大相当として出されてしまった以上、それではこの330というのをどういうふうに一般市民の皆さんに説明をするのかということなんです。そこが一般市民に分らなければ、なんで330対450でもって、あなたが論争しているんですか、そうでなくても見え難いのに、330というのはどういうものに依拠して出てきている数字なんですかということを一市民に問われた時に、私は中間の立場からものを言わせて頂くとそのことの説明ができないということを心配しているんです。

宮地委員長

もし、風間委員にお伺い致しますけれども、そういうことならば単に昭和12年の問題だけではなくて、既往のデータのある限りの洪水について、そういうものを全部洗い直せとおっしゃっておられるんでしょうか。たったひとつのことを。

風間委員

そういうことを言っているのではありません。既往最大を洗い直すということであるならば、それは過去の歴史を全部紐解かなければいけません。私は既往最大を採用すべきではないという考え方ですが、もし既往最大を採用するという考え方が一方に選択の権利としてあるとするならば、その問題が出てきてしまうということを行っているだけです。

宮地委員長

ですから、そういう意味では、私は昭和12年の災害、水害に対する風間委員のひとつのご意見であると私は承りますが、いかがでしょうか。

石坂委員

そもそもどうしてこういう議論をしなればいけないかということを立て戻って考えてみますと貯留関数法の今の算定式が入れるべきデータや採用する降雨パターン、時間雨量の取り方で極めて数値が変動すると、そういう特徴のある場合には弱点をもっているものであって、現実には数字の世界の現実でない論争になっていくということにあると思うんです。ですから、今の話もそういうことで、既往最大は何なんだということ、探っていくとすれば、もうこれは流量測定をきちんとやって頂く以外には私はないと思います。今まではそこを言うと10年20年掛かるというお話ですので、今までえられたデータと今まで算出をしてきたパターンを、より採用する形で、考えていかなければ

ば、現実の問題としては仕方がないなということで、そういう意味では極めてストレスの溜まるような不十分な議論にならざるを得ない中で、より信頼性のもてる納得のいく実際に出るであろう洪水の量をひとつの参考資料としては既往最大も基準だし、それから、確率雨量で迫っていくやり方もあるし、様々な材料を揃えて、洗い直してみようと、そういう意味では、せつかくこの間、苦労されてきた10降雨の中での選び直しというのも、ありだろうというふうに私は受け止めておりましたけれども、そういうことで既往最大をきちんと出せとか、そういうことを議論していくということになりますと、ずっとやられてこなかったピーク流量の検証ですよね、治水基準点での流量測定、これはきちんとやって頂いて、その何年間かの検証で、特に浅川の場合、内水の問題を抱えているにも関わらず、内水と外水といわれる問題で言いますと、内水と外水が基本的にはごっちゃまぜになってしまう。しかも、自然流下できない千曲川との合流点を治水基準点にして、その数字で争うこと自身、私は現実的でないと、ダムが必要か必要でないかということ論じるならば、ダムサイトのやはり、流量がどうであるのかということをもっと実測のデータをきちんと正確に揃えてやらなければならないというところまで、問題はいくと思いますので、そういう議論で進めていくのであれば改めて正確な実測の測定、それに基づいた計算のし直し、それを求めたいと思います。

宮地委員長

議論がちょっと尽きなくなくなっちゃっておるんですがね。話を進めたいと思いますが、要するに。

竹内委員

もう1度どういうふうに論議を進めていくのか。今の話延長してやっていけば私も言いたいこと一杯あるんですが、今日のですから。

宮地委員長

ですから、予定も前から申し上げているんですがね、先程のように基本高水についての前回の議論の共通理解は私先程申し上げたようなことだったと思います。いかがでしょう。選択の問題としてやっている。但し、その選択の中に、有り難いお戻りでございますが、長野市の昭和12年の洪水をどう理解するか、この話であろうと思っております。いろいろ私申し上げているのは、この検討委員会として、2つの案を検討している。その手法もひとつの一貫した手法での話でやっておる訳でありますので、それに対して、最終的に皆さんがご判断なさる時に長野市の資料をどうぞ判断なさるか、そういう問題であるように私は思っております。それで、そういう段階で、だから、それを今議論を始めますと、多分、それについてのご意見はみんな違うと思いますが、今の論点の整理という段階ではそこら辺で打ち切って、次の話に進みたいと思いますが、どうでしょう。私は出るべき議論は出尽くしていると思っているんですが、長野市のここに書いてある、追加説明をしたいとおっしゃっておられますが、既にその中身は、先程風間委員のご発言とかいろいろな委員のご発言の中に全部入っているように私は理解致します。むこうで聞いておられますが、ですから、そういう意味で理解をして、それは皆さん方の頭の中に入れて、議論を進めたいと思います。いかがでしょう。どうぞ。

浜委員

要するに、この330というものは今幹事会の説明の中では、戦後のパターンを取ってきたことなんですよということなんですね。それで今長野市から昭和12年の415m³/sということが実際に既往最大であるんだということを言った訳ですよ。ご主張があった。そして先程大熊委員の議論の中で、415m³/sに対する信憑性がどうもあ

まりないのではないかというお話だったと思うんですね。ですから、もし415m³/s 既往最大というものを基準に考える案を答申をしていくということで、既往最大を基本にして答申をしていくということであるならば、やはり、415m³/s というものが、昭和12年のものが、実際に信憑性のあるものかどうか、これはきちんと議論をして、答えを出していかないと、いつまでも消化不良になっていくんですね。

宮地委員長

浜委員、その話、先程の議論に戻っていっちゃうと思うんですが。そういうことです。そうです。やるんなら、415m³/s の話をやらなければ、この話進まないんだとおっしゃるんなら、それはやらなければいかんかもしれません。それで、もしそうならば、もうひとつの話はたった一つのことではなしに今までの洪水の話をよく調べ直さなければならぬ。ひとつのことであるならば、これはあるひとつのルールに乗って、やってきた議論がございますから、それに対して、ひとつのこういう意見もある。それを各委員の頭の中において、ご判断を頂きたいと私は申し上げておる訳です。もうそろそろ切りたいんですが、どうぞ、適当に切って下さい。切るような話をして下さい。

竹内委員

いずれにしても、330m³/s という既往最大洪水と思われる数字というものが事実上は戦前も含めて計算した場合には、それは違うということが明らかになったということだと私は思います。

宮地委員長

そうでしょうか。

竹内委員

私はそう思います。ですから、330m³/s という数字の既往最大という数値として考えるのであれば、長野市の言っているものが妥当であるということだと私は解釈しますし、石坂委員が言われたデータがないのという話は、例えば、データがないゆえに、河川砂防の基準案があって、措置がされているということ解釈すれば、データがこれから集めてというのは、歴史上の話であって、浅川ダム450m³/s の計画というのはそういう経過もあって、河川砂防技術基準案に則って、一応解釈して、県の数字を出したという解釈ですので、その辺はひとつ今後、データ取れるまで調査すべきだという話は、ちょっと私は行き過ぎた話ではないかと思えます。

宮地委員長

竹内委員、私は今まで、県の方のいろいろ出して頂いた資料はすべて昭和25年以降のことについて出しておいでになる。高水についての議論というのはずっとそれを昭和25年で従って、要するに、昭和12年以前のことを入れずにあるデータから出したものを例えば、県がダムを建設する時の資料にもお使いになったんでございましょうし、この委員会の中の議論も資料の請求できた訳です。ですから、そういう範囲内でまず議論をするというのがひとつの手法なんであって、それにもうひとつ加わってきた時に、これは大事だから是非入れろという話だったら、むしろ県の方で25年以前の資料について出さなかったということをやはり、ご返答を頂いた上で、是非それをやらなければいかんと思うかどうか、聞いた方が早いと思えますよ、私は。どうでしょう。

大熊委員

その前に実績というものについて考え方ですけれども。

宮地委員長

また戻っちゃいそうな感じがするんですが、どうぞ簡単に。

大熊委員

河川砂防技術基準案の中で実績洪水を尊重しろということは書かれているんですけども、今のように流出解析で実績を表現するという点に関しては何ら書かれておりません。やはり実績ということを考えるのであれば現実に起こった洪水がどうであったかということで、正直申し上げて、34年型のパターンの場合であっても、私は前の河道であれば私は当然溢れていると思います。ということでは34年型パターンでも本当の意味では実績を表現していないというふうに考えています。ですから、昭和12年の場合でも先程から実態がどうであったのかということ、僕がもっと知りたいということ、を言っている訳です。本当の実績最大というのがどうであったのかは、このまんまいくと、議論がどんどん膨らんでいって、この委員会、今の議論を聞いていたら後10回くらいやらないと終わらないのかなと思って、非常に困っているんですけども、ともかく実績というのは、本当に河道に流れたもので評価していくというのが本来の姿であるということ、を申し添えて、今議論しているのはあくまで、計算で求められた架空の数字を議論しているんだということ、を再認識して頂きたいというふうに思いました。

宮地委員長

いかがでしょう。

竹内委員

これ以上あれしませんが、いずれにしても、私が申し上げたいのは風間委員が先程言われたんですが、いわゆる、それぞれ330m³/s、350m³/s、そして今長野市で出した数字も含めて、いろいろな数字が歩いてきた。それについて、何が一番基準なのか、何を測って流量を取るのかということが、要するに、見えない訳ですよ、どういうことかと言うと、住民の皆さんにとって、一番肝心な点はどの数字を取れば、安心できるのか、水を治められるのかと、ここがポイントだと思うんですよ。その前提をこの委員会自体も、やはり、真の治水の在り方を検討するということがある訳です、前回申し上げたのは、どう住民が安心できるかという、そのことが説明できる数値でなければ私はないということだ、と思うんですよ。

宮地委員長

おっしゃっていることはずっと前からそうですね。

竹内委員

ですから、基本高水という数字がひとり歩きしていましたが、結局、だから、既往最大相当で330という数字が出たもので長野市が調べたという話なんですよ。そうすると330は妥当性がなくなってしまう、住民からしても何なんだという話なる訳ですよ。そういうことを申し上げたいということ、を意見として申し上げている訳で、治水の住民の皆さんの安心、安全をどう守れるかという観点の治水をお互いどう考えていくかということで、論議をこれから頂きたいということだけを申し上げておきたい。

宮地委員長

基本高水の話というのはその辺皆さん共通の理解だろうと思っております。いろいろな数字が流れておるとおっしゃいますけれども、その流れ方はそれぞれ違う訳です。4

50、330という県が出した基本計画の中に入っている数字とそうでない数字とございますので、その辺はよくお考え頂きたい、そういうことでございます。よろしゅうございますか。まだ。

浜委員

今までの基本高水の議論、私も分からないなりにいろいろな勉強をしながら聞いてきました。しかしこの450から330、280から200、この流量を下げていく過程におきまして、合理的な理由というものはまったく見あたらなかったということだけは申し上げておきます。

宮澤委員

私ちょっと留守していて申し訳ありませんでした。砥川の方も一緒に論議されていると理解してよろしゅうございますか。そうすると私はもう1回確認ですが、この前も申し上げました。これから、国と協議に入ったりして、それぞれの住民の皆さん方に説明をしていきます。浅川については既往最大を取りましたと、それから、委員長のこの整理にしますと、砥川については既往最大の超過洪水の25%アップの安全性を取りましたと、こういうことですね。違いますか。違いは良いですけど、そこだけ確認させて下さい。

石坂委員

浅川は既往最大を取るという結論になったとは私は受け止めていませんけど。

宮地委員長

今のこれですね。宮澤委員。先生、お留守の時に、浅川が330をどういう意味で選択したかということは幹事会からご説明を頂きました。

宮澤委員

それでは後で聞きます。

宮地委員長

はい、どうぞ。

松島(信)委員

これで基本高水の話が終わる訳ですよ。次に進む訳ですよ。

宮地委員長

進みたいと思います。

松島(信)委員

付け加えさせてもらいたい。これは小さい問題ですけれども、論点が整理された表の部分がありますね。その砥川の方なんですけれども、ダムありの場合とダムなしのところで基本高水が分けてある訳ですけれども、ダムなしの場合の中に砥川と東俣川流量比という項目がありますが、これ私が出した問題だと思っんですが、これはダムなしの方に書かれているんですけれども、この問題はそういう意味で出したのではなくて、ダムありの方の場合の問題点だというふうに出したんです。

宮地委員長

その辺が私、ちょっとはっきり理解できなかったものですから、間違えて書いたと思います。私もこれ書いた後で気がつきまして、砥川と東俣川の流量比という話、あれが一緒になるのはダムより上の方のなんだから、基本高水のところでは問題はどうかと、ダムより下の方なんで、基準点より上なんです。だから、はてと思ったんですが、私の考え間違いでございました。つまり砥川と東俣川の流量比の問題は、東俣川にダムを建設する時には、いろいろな問題があり得ると、そういう意味でございます。ですから、ここに書いてあることは左側に移して頂きたいというのが松島(信)委員のご提案だと思っております。よろしゅうございますか。それは考えてみると、当然のことではないかと思っておりますが。

宮澤委員

先程のこと今、事務局から承りました。それで既往最大で決めたのではなくて、カバー率も考慮して総合的に決めたんだと、こういうことでございますが、これからそれでは、今9河川やっておりますけれども、そうではない河川で、このような事例が出てきた時には、総合的というのは、どういうふうに事例として、これから長野モデルにパターンとしていくのでしょうか。それだけきちんとしておかないと、これは何の根拠だということを言われてしまうと思うんです。カバー率70なら70、これで良いと思うんです。

宮地委員長

今、総合と申しました、幹事会は。先程は要するに、10個の計画降雨、それについて調べたところが、既往最大が昭和25年に相当すると、そういうことで言われたと思っております。それに相当するのが330だと、こういうふうに先程はお答えになった。総合的というよりも10個の計画降雨についてやったと、そうおっしゃっている。

宮澤委員

選ぶ基準です。私は検討委員会の形として、総合的なことはともかくと致しまして、これからまとめていかれる中で、やはり、これから長野県のひとつの、要するに、このような基本高水の決定の仕方のパターンというのが、この検討委員会から発せられたものが、これからの長野県のひとつのパターンというふうになっていくと思うんです。ひとつは出ております。もうひとつのパターンは今既往最大だということで、お話を聞いてきました。しかしその内にカバー率という話もございました。ですから、そここのところだけ砥川の場合はカバー率ということは一切触れておりませんので、要するに、どこからなのかということをやはり、世間にお話する時には、長野モデル出す時には河川ごとに出し方が違うということになってくると、これははたして長野モデルになるものかと、こういうふうに思うものですから、もう1度そこだけ整理をして頂きたいと思いません。

宮地委員長

その辺いかがでしょうか。はい、どうぞ。

大熊委員

まだやはり、僕は川毎にそれぞれ特徴があると思うんですよ。私本当に心配しているのは、逆に薄川の場合ですね。ここでもうひとつの方法を決めてしまったら、あそこで動きが取れないことが起こっちゃうのではなかとという気もするんですね。ですから、やはり、私川毎で議論して行って、今の河川砂防技術基準案をやはり、尊重した中で、そ

の中で決められるということであれば、それで良いのではないかというふうに考えているんですけどね。あんまり固定してしまうと、大変、後で身動き取れなくなってしまうことが起こるのではないかという点を危惧しております。

宮澤委員

今の宮澤委員の説明は私よく分かります。非常によく分かります。ただ、私の方で、行政的なことで、お話をさせて頂いて、堅苦しい話を誠に申し訳ありませんけれども、これから住民の皆さんに対しアカウンタビリティー（Accountability；説明責任）がある訳ですね。そのアカウンタビリティーの時に、やはり、ここの川の河川はこういう状況だよと、過去にこういう洪水があったよと、ここはこうだよと、何でおらの河川だけ大丈夫なのかいと、何かあったときどうなるんだいと、こういうような問題点が、もし出てきた時になりますとアカウンタビリティーのひとつの基準というものをある程度はっきりさせておかないと、今宮澤委員がおっしゃられるように、河川砂防技術基準案をひとつの参考としてとおっしゃられたので、その根拠の、基本的な考え方の元は分かりました。それでよしいと思っておりますけれども、そこのところだけ、本当にアカウンタビリティーをやっていく中で、大丈夫なのかと、ここら辺のところは逆に委員の皆さん方もしっかりとご論議をして頂きたいなと私は思うんですが。

宮地委員長

はい、どうぞ。

石坂委員

今のことに関連すると思えますけど、同じ基準で同じようにできれば、本当は一番簡単だと思います。ただ、河川の歴史や、揃っているデータが残念ながらまちまちですよ。だから、浅川と砥川だけ比べましても、砥川の場合、実際に出た洪水の流量というのが実測値で分かる訳ですけども、浅川の場合は分からない訳です。流量測定がされていないということもあったりして。ですから、やはり、限られたデータをどのように効果的に使って、納得のいく今のアカウンタビリティーを含めて、住民の納得、合意を得ていくのかということ、当然、本来同じでできれば、一番良いんですけども、そういういろいろなデータの違いとか、歩んでいる今までの歴史の違いとか、計画の進み具合とか、いろいろありますので、そういうものを考慮してやらざるを得ないというのが実情だと思います。

宮地委員長

宮澤委員、いかがでしょう。私、前回も宮澤委員が長野モデルというのでおっしゃった。私は長野モデルと申し上げているのは議論のプロセスがそういう方向だということ、を申し上げている訳でございます。個々の選び方ということは、やはり、河川の特徴もいろいろあるし、いろいろデータがある。その時に説明を納得して頂くような理由がなくてはいけない。これは十分に理解をする訳であります。ですから、そういうふうにご理解を頂いた上で議論を進めて頂きたいと。これからも7つは残っておりますが、そこら辺ではいろいろな事情がいろいろ出てくるかも分かりませんが、只、今やっているのは、とにかく、ひとつのモデルケースで、大変、これからの教訓になる話だと思いますので、その辺は納得した議論が行われてよしいと思っておりますが、どうでしょうか。それでは、ちょっと長くなりました。復習のところ非常に時間を取りましたんですが、その他に復習していくとすれば、ダムサイトの地質の安定性、これは後の国土交通省への質問もまだ残っておりますけれども、率直に言えば、土木工学的には可能で、いろいろなダム建設には、差し支えないという意見と、いや、いろいろ地質的、地盤的

問題が心配が残っているという話がある。特に浅川の場合には、新たに発見された第四紀断層をどう評価するか、そこでの議論、意見は分かれていますと、こういうことであつたと、私はまとめを思っておりますが、どうでしょうか。それでは、あまり時間取りますと、次へ参りましょう。森林の方は、元々、そう申してはなんですが、その効果というものが数字的になかなか掴みにくい。そういうようなことがございまして、ダムがある、なしに関わらず、一般的な意味での話になっておりますので、私はこう書きましたが、この辺については議論が足りないといえ足りないのですが、これは部会でもいろいろあつた訳でありますので、この程度のまとめで今のところの最後のご意見は別と致しまして、まとめはこうなっておりますと私は思いますが、どうでしょう。別にご意見も出ないようなんで、次に参ります。利水につきましては、これはひとつは水道業者と水道業をやる要するに、市町村の責任とそれから、いろいろコンサルタントをお願いをした水の需要計画なんかやはり、少し、実際のご主張とギャップがあるということがここには書いてございます。その他に特に砥川の方については新和田トンネルから取水が可能かどうか、ここには前回では可能ではないかという話と、いやちょっと難しそうだというお話とがございました。そのこのところでは分かれています。それから、言葉では出ませんでしたけれども、ダムを造った時の利水にはいろいろ汚染の問題で問題があるというようなこともあつた。これも部会そのままの話でございますし、特に岡谷市の場合には、地下水の汚染をどうするか、地下水の汚染というよりも地下汚染の問題がある。それは莫大なことでございます。それと地下水の枯渇、汚染の問題とどう取り入れるか。岡谷市の地下汚染の話というのは、ちょっとスケールが大きいのでございますので、ここでの議論は地下水の枯渇と汚染の対策に絞った方が良いのではないかと私は思っておりますけれども、そういう意味で、ここに岡谷市の地下水源汚染対策、もっぱら水源のことについて書いてございます。その辺いかがでしょうか。

宮澤委員

私、先程ちょっと抜けておりました、入ってこられた五十嵐委員の顔ばかり見ておりましたので、ちょっと忘れておりましたが、治水関係のところ、先程私最初の時に申し上げました、浅川の上流部の治水対策、このことについてもう一度ちょっとご検討して、幹事会の方から砂防課長の方からあれば、具体的なところは、この間の説明では、河川課の方から、14mくらいの砂防ダムを入れておいてくれ、いくらかかるかと、この程度の話だつたと聞いておりますが、その程度でもって果たして私も何度も申し上げているように、何にもない場合、あそこまでの土石流、90万m³、隣の川で出ています。90万m³出て、また2、000m³の流木も出ておりますが、本当に要らないのかどうか、この治水対策のところ、そこをちょっとそこだけは明確に、私は浅川のこと分かりません。はっきり石坂部会長に申し訳ありませんが、分かりませんので、ただ、私が歩いた中では、あそこところがちょっと議論になっている中で、どうしても必要ではないだろうか、こんなことで、この前の砂防課長のご答弁では私の方で納得できない部分がございましたので、しっかりとしたと答弁を頂きたいというのが、先程の私の考え方です。

宮地委員長

宮澤委員、今、それはその次の治水関係のところに入っておりますが、ですから、そこに移つたと理解致します。上流部の土砂対策については前回砂防課長からご返事がございましたが、その辺、やはり、いるかいらないかというのは、浅川部会の中でもいろいろ議論が出たんですね。それについては、今まで砂防課長にもう一遍、ご返事頂いた方がよろしゅうございますか。では砂防課長もう一遍、お願い致します。

堀内砂防課長

浅川上流部の砂防対策につきまして、後程、財政ワーキングの方でも議論になるかと思うんですけども、対策費につきましても、例えば、浅川ダムの工事費の中で、地すべり対策事業が対応するというので、これまで砂防課では、事業費の積算、検討は一切実施してきておりません。浅川部会でもまったく議論されなかったというふうに理解をしております。しかし、もし、ダムを造らないということになりますと、現在浅川ダム事業に併せて、河川課で計画されております地すべり対策事業は当然、最低限必要になってくるというふうに考えてございます。また、松島(信)委員がご指摘になっておりますような地質状況ということになりますと、もっと本格的な地すべり対策事業が必要になるかもしれないということは十分考えられるというふうに認識しております。それと地すべりだけではなくて、土砂流出対策というご質問でございますけれども、ダム予定地上流には、土石流危険渓流も2渓流存在しておりますので、宮澤委員ご指摘の通り、概算ですけども、10億円オーダーの対策事業が必要となるということは十分考えられます。掴みの数字でございます。砥川部会では砥川本川の土砂流出対策については、ダム建設のあるなしに関わらず、通常事業で対応するというふうな整理をして頂いてますけれども、浅川につきましては、部会では一切議論がありませんでした。従いまして、この上流部の地すべり対策、ならびに土砂流出対策は一切考える必要がないという結論を出されるのであれば、その旨を部会、或いは、検討委員会の責任としてはっきり説明し、明記しておいて頂きたいと考えております。

宮地委員長

はい、分かりました。はい、どうぞ。

藤原委員

浅川ダムの上流の問題についてですね、まず、森林の問題としては、森林の整備ということで、緑のダムとして森林の働きがありますよということは、一応、私の方でまとめましたけれども、緑のダムだからといって、全てのことがクリアーできるということではないということはあるので、そういう意味では、選択の中には、ダムというものもあるでしょうし、それから治山堰堤、砂防堰堤、そういうようないろいろな対応があると思います。その緑のダムとそういうものが、やはり、セットになって、治山、砂防対策というものができてくると思いますので、起草委員会というのがあるのかどうか分かりませんが、その起草についてこちらの方で、やるべきこととして出しましたものには、次のような書き方を一応しました。ひとつは森林の整備の具体案というのは、提案しておりますけれども、それ以外に、2番として、通常の砂防治山工事を実施するというので、浅川流域は地すべり等の危険があるので、土木部砂防課と林務部森林保全課による、通常の事業の実行が必要である。森林の機能を補うための事業は不可欠であるというふうなまとめを今の段階ではしております。

宮地委員長

別の面から今の宮澤委員のご心配にお答えがあったような、浜委員、先に。

浜委員

森林の関係でよろしいですね。

宮地委員長

森林は済んだとおっしゃるんですが、どうでしょうか。特にお話があったらやって下さい、簡単にできたら。

浜委員

私はいつも簡単です。藤原委員からのご発言の中で、やはり、森林だけで、川の治水を守れるものではないというご発言がございました。日本学術会議という会議があるらしいですね。私はよく知りませんが、その資料、私ちょっと取り寄せてみたんですが、この中にも学術会議の答申の中に、森林は中小洪水においては洪水の緩和機能を発揮するけれども、やはり、大洪水においては顕著な効果は期待できないんだということが明示されておりますし、あくまで森林の存在を前提にした上で、治水計画というものは今までのプロセスの中では策定をされているということ書かれておりますので、是非、答申の中にも、この辺のことを参考に、ひとつ藤原委員の方でお願いしたいと、こんなふうに思います。以上です。簡単にまとめました。

宮地委員長

ちょっと待って下さい。追加ですか。

藤原委員

浜委員の日本学術会議の問題については、私の森林の方の取りまとめのところはそこからほとんど引用しております。そして作りまして、最後のところでダムと森林との関係というところで学術会議の方はむしろ森林とダムとセットというふうに書かれていますね。私は森林水文学の人達の話の話を聞いて見ると、むしろ緑のダムだけで済むのではないから、補完的に何らかの施設は必要であるという、その中のひとつとしてダムもあると、但しダムというのが、80mとか100mとかいう、そういうダムを想定するかしないかということに違いが出てくると思います。

宮地委員長

石坂委員、何か。

石坂委員

先程の砂防課長のご説明との関係ですけれども、お話がありました通り、浅川部会の中で土砂砂防対策については議論がなかったというのは、時間的な問題もありまして、その通りです。ご説明にもありましたけれども、今もダム予算やダム計画とは別にああいう地域ですので、私の受け止めでは長野建設事務所管内で、真光寺、一の瀬地域を中心にダム計画とは別の地すべり対策もやられていると思います。先程のお話の中で、ダムが予定されていたので、ダム計画地の中での地すべり対策、砂防対策については、ダム計画と一貫ということで、砂防課での検討はなかったというお話で、それはその通りかと思いますが、そういう意味では、ダムがあってもなくても、あの地域の地すべり対策、砂防対策というのは重要である訳ですから、そういう観点で、是非、ダム計画の中でやっていたとおっしゃるのはダム計画と切り離しても是非それはやらなければならないこととして必要な検討はお願いしたいと思います。

宮地委員長

今のご意見を聞いていますと、砂防対策、地すべり対策というのは是非必要だというようなご意見が強いようございますので、砂防課の方でもそれを頭において対処して頂きたい、そうお願いしたいのですが、よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

堀内砂防課長

ご指摘の通常事業でしっかり対応していく必要性は認識しておりますけれども、浅川

ダム地点より上については浅川ダムで、対応できると、集水域もありますので、それでこれまでは全然計画していなかったということですので、私が言っているのは代替案でそのところが全然0になるのは、やはり、後々になって、やはり、いるのではないかという懸念が出てきますということです。地すべりは地すべり工学的に、一言申し上げますと、上に木があって、保水力が高まるということは、当然地下水位が上がるということです、地すべりを発生しやすくなるという要素にもなるということは一般論として一言申し上げておきます。

宮地委員長

是非、お考えを頂きたいと思っております。ちょっとまた話が戻ったり致しましたけれども、いかがでございましょう。以上のことで治水関係は、実は浅川の場合については特に内水対策、それから市町村のいろいろな対応、こうまとめておるつもりでございますし、砥川については、これは砥川本流の方でございますが、砂防ダムということも考えて欲しいし、それからスリットダムの話もあると、こういうのは予算の中に入っております。こういうまとめてございましてどうでしょうか。その他につきましては、農業水利権、わかさぎの問題、そういうものがございましてけれども、これも書いてあると思いますが、はい、どうぞ。

石坂委員

その他の前の治水のところへ戻して頂いて、恐縮なんですけれども、今委員長からちょっと触れて頂きました内水対策は特に浅川の場合、非常に重要な問題です。この間の県のご説明、それから部会や検討委員会の議論の中でも浅川の構造的な問題からくる内水の解決の為に今まで以上の県としても位置付け、対策、それから市町村への支援も含めて、手立てを取っていかねばならないということは浅川の部会報告にも書かせて頂いた通りです。しかし、これはダムありでもダムなしでも共通だからということもありまして、具体的にはあまり今一步、議論の中では深め切れなかった部分でも実はあります。内水と外水のどちらが、特に最下流部の合流点の人達の暮しに、洪水の被害をより多くもたらすのかというような問題とか、それから、その被害の解決の具体的な手立てとか、それから千曲川との関係でどう考えていったらいいのかとか、いつも話題に上ります、ポンプアップの問題や立ヶ花の狭窄部の解決やもっとトータルの上流から日本海までの問題と浅川の関係というようなことでは、これは結果的には県として、国土交通省に更に地域の皆さんの実情やご要望に応じて強い働きかけをお願いしたい訳ですし、部会の中では参加しておりました市町村長さん、特に豊野町さんや小布施町さんは、その辺については是非県が先頭に立ってということ強く望んでおられる訳ですので、私は是非この委員会のまとめの中でも、その内水対策の今まで並みではないですね、踏み込んだ手立て、解決策ということについては触れて頂きたいと思っております。

宮地委員長

その辺、本当、割に細かいことが一杯並んでくるかと思っておりますけれども、これはひとつ浅川特有の問題でございますので、答申を書く時にその辺をしっかりと書き込みたい。しかもこれはかなり内水がダム有り無しに係わらず、ある程度避けられないというようなことは議論になっておりますので、内容を、今までで部会なんかの議論なんかを精査しまして、しっかりと書き込んでもらいたいと考えております。よろしゅうございませうか。それでは、五十嵐委員もお見えになりましたので、国土交通省についての質問の方に入りたいと思っております。ちょっと浜委員、その前にご意見を頂いておりますが、これ、答申に入れるべき事項と書いてございまして、少し総まとめに行つて答申を書く時の考え方のところでちょっとご披露したいと思っております。よろしゅうございませうか。

それでは、午前中から全然休みも無しにやっておるんですが、話の都合上、なるべくまとめた方が良いので、ひとつ残っております国土交通省に対する質問を出した、それに対する回答がきておりますので、それをご披露頂きます。幹事会の方で、お願いできますか。

田中治水・利水検討室長

それでは、検討室の方から国土交通省への質問及び出席以来についての経過についてご説明致します。まず前回の委員会での決定を受けまして、国土交通省の方への出席依頼を21日付けの文書で行いました。これにつきましては、お手元の資料の1の1ということで、知事名で河川局長宛てということで、本日の出席依頼ということで、要請致しました。それでそれに関連して質問事項については、別紙にございますように追加質問も含めて、添付致しております。それで、昨日ですが、22日に国土交通省の河川局の治水課に参りまして、治水課の田村企画専門官より回答を頂きました。県からは河川課長と私とが出向いて参りました。まず局長の出席につきまして、本日出られないということなんですが、その理由と致しまして、長野県治水・利水ダム等検討委員会は長野県が管理している河川についての計画を議論しているのであると、それで河川局長が会議に出て答える性格のものではないのではないか。また今回の場合は日程上、そもそも無理であるとの、ご返答の中で出席はできないということでした。それで、質問についての回答につきましては、資料1の2ということで、表に国土交通省河川局からの回答がございしますが、その裏面に当日回答頂いたものをお手元にお配りしてございます。それで内容につきましては、担当の方から申し上げますのでよろしく申し上げます。

宮地委員長

お願い致します。

事務局（治水・利水検討室）

只今、田中室長から説明ありましたように資料1の1の最初のページが出席を依頼した文書です。内容について記載の通りです。捲りまして、2枚目の表裏が今回、国土交通省への質問事項になっております。前回のもので変わった点についてだけ説明致します。まず、5番の最初の補足文、糸魚川静岡構造線や中央構造線の近傍で、という部分が追加されております。下の追加質問以降、8、9、10が今回新たに出た質問です。8番、平成14年5月16日の回答の中で、他の手段を検討すること等によって、対応することが基本的な考え方とあるが、検討中のものも含め具体的に示して欲しい。大熊委員の質問です。9、河川砂防技術基準案の抜本的な基準改訂作業を行っているという部分について、基本高水決定等についてどのような方向で検討しているのか。また改訂の時期と案の字が取れるのか、教えて頂きたい。竹内委員からの質問です。10、浅川ダムダムサイトにおけるFV断層について、松島(信)委員が調査の結果、第四紀断層、活断層と確認されたとしているが、ダム建設における第四紀断層の調査と対応に関する指針案及び解説書の1次調査の結果、第四紀断層、またはその疑いがあるものがダム軸近傍に存在する可能性がある時には、二次調査を実施することに該当するか、また土木研究所の地質官等の調査を実施するお考えはあるか、竹内委員からの質問です。これに対する答えが資料1の2です。回答についてだけ、読み上げます。1. 前回質問のあった項目のうち、浅川や砥川に関する基本高水に関すると思われる事項については5月16日に説明した回答の通りです。2. 追加質問については以下の通り、です。5月16日の回答の中で他の手段を検討すること等によって対応することが基本的な考え方と説明したことについてですが、他の手段としては、河道の掘削や引き堤、放水路、分水路、

遊水地、他の位置でのダムを検討など、様々な手法が考えられます。基本的には個々の河川ごとの地形、地質等の自然条件や沿川の宅地等の集積状況等の社会条件等の特性を踏まえて、最適な手法を検討していくことが必要となりますので、一概には言えません。また河川砂防技術基準案における基本高水の決定方法については技術基準案の改訂作業にあたって、基本的な内容については変更する予定はありません。改訂の時期等は未定です。浅川ダムサイトにおける第四紀断層については指針に基づき、文献調査、空中写真判読、現地調査と手順を踏んで行っており、ダム建設にあたって支障になるものはないと判断しております。FV断層について更に調査が必要と県で判断されれば、まず県で調査することが基本です。回答は以上です。なお、竹内委員の質問に対しての国土交通省の回答について、5月9日委員会において、大東水害の裁判の話を申し述べましたが、これについては、これは一般論として述べたものであり、具体的な事例に対しては個別に司法が判断するものであるという話を頂いております。以上です。

宮地委員長

以上が回答でございますが、ご質問なされた方を含めまして、いかがでございますでしょうか。ご質問、五十嵐委員何かご意見ございますか。

五十嵐委員

最低だと思えますけれども、どうしたらよろしいでしょうか。同じことを長野県にも同じような質問を出しているんですけども、長野県の見解はどうなりますか。

宮地委員長

県の方からそれに対してお答えありますか。ちょっとそれはご返事頂けます。はい、どうぞ。

幹事（河川課）

資料として提出した方がよろしゅうございましょうか。

五十嵐委員

国土交通省と同じ見解なんでしょう。違うんですか。

幹事（河川課）

県に聞かれた、県に関係するものについては私どもとしてはお答えできると思いますけれども。

五十嵐委員

例えば、国土交通省では基本高水は絶対的なもので、変えられないという意見でありますし、浜委員の意見もそうになっています。かなり。そういうことについて、長野県も長々とここで何回か基本高水説明しておりますけれども、私の質問にも関わらず、たくさんさんのダムについて中止という現実があるではないかと、その中止はどういう意味をもっているのか、基本高水を別に考えて良いということなのかどうかということ言っているんです。2番目は仮に災害が起きた場合に長野県も国土交通省も基本高水を下げた災害が起これたら、それは知事や国の責任であるというふうに言っておりますが、国土交通省は全部、中止した訳ですから。災害起きた場合にそういう場合にはすべて国が責任をもつと、或いは、長野県が責任をもつというふうに考えてよろしいんですかということ聞いている訳です。

幹事（河川課）

資料としてお出しさせて頂きたいと思っております。

五十嵐委員

いつまでに出るんですが。これは決定的な事項で、これは宮地委員長のまとめた基本高水の一番前提の、そこが問題な訳ですから、いつまでに出せるんでしょうか。

幹事（河川課）

すいません、ちょっと暫らくお待ち下さい。

宮地委員長

ちょっと時間を掛けまして、もうひとつここに入っておりますのは、断層のことについての、県がやること書いてございます。今のことですか。

藤原委員

このあれを見ますと、国土交通省はダム建設に当たって、支障となるものはないと判断しておりますということで、多分、一昨年県もゴーサインを出したと思うんですね。ところがそれから後、やはり、FV 断層について、これは松島(信)委員の方でいろいろな調査をしたりして、それについてこれはやはり、第二次調査が必要であるというふうな認識を私はもっている訳です、お話を聞いておまして。それから浅川ダム地滑り等技術検討委員会の委員のひとりの赤羽さんというのが一応、ゴーサインを出しているんですけども、その方の書いた論文を見てみると、この長野の盆地の西縁部というのは、1年間に一方で2mm 隆起し、盆地は1年間に1mm 沈下しているということを書いていて、ここはたくさんの活断層が分布しているというふうなことも書かれておりますし、この間申し上げましたけれども、赤羽さんも、やはり、こういうところにダムを造るのは問題であるという個人的な見解を浅川部会でもなさっている訳ですよね。そうすると、ここに書いてありますようにFV 断層についてさらに調査が必要と県で判断されれば、まず県で調査することは基本であるというふうになっておりますので、先程、竹内委員がおっしゃったように、もしここにダムを造ることになれば、第二次調査は前提ということで考えて良いんですか。

宮地委員長

第二次調査を前提として考えて欲しい、ダムを造るならば。

藤原委員

そういうことで竹内委員おっしゃったと思うんですね。

宮地委員長

はい、どうぞ。

竹内委員

第二次調査という捉え方が問題だと思うんですよ。いわゆる、私の質問したのは、いわゆる、指針及び解説書に基づく二次調査を実施することに該当するのかどうかという、こういう質問だった訳ですよね。それについてははっきりとしたお答えにはなっていないんですけども、ただ、判断した、ダム建設に当たって支障となるものはないと判断しておりますというのは、そのいわゆる、松島(信)委員が出されたものも含めて、その表現しているのかという問題はちょっと残ると思うんです。ただ、しかし、私が申し上

げている第二次調査というのは、先程も2,000万円の話もありましたけれども、要するに、いろいろ住民の皆さんが不安で指摘されているということについて、不安を解消するためには、そうは言っても調査は、専門家による調査はあっても良いのではないですかということです。指針なのかどうかというのは微妙なところだと思います、見解は。

宮地委員長

はい、どうぞ。

石坂委員

私も質問したひとりなんですけど、前回お答えした通りというお答えは、お答えになっていないという感想は言っておきたいと思いますし、こういう回答が返ってくるということはだいたい予想していたんですけども、ただ私が質問したことの中身は、この間、多少問題になっています、多少といいますか、大きな問題になっています賠償責任の問題とか、それから安全性の問題に関しての基準とか、そういうことについて質問したんですけども、それにお答えにならないということは一番基準や責任を持たないところが国土交通省なのだと、そういう感想をもったということだけ申し上げておきたいと思います。

宮地委員長

はい、どうぞ。

藤原委員

ひとつは先程からこのところにダムを造るのにも支障はないというふうな判断を国土交通省がしているということなんですが、先程、前回の時もそうなんですが、地質の立場での説明とそれから、土木工学的には問題がないという、そういう2つの問題がある訳です。ところが、前例として、浅川部会でも申し上げたんですが、群馬県の鬼石町というところに下久保ダムというのを造ったんです。これは昭和43年に完成しているんですけども、明治の頃からここは地すべり地帯なんです。地すべりのいろいろな対策をして、昭和30年代で地すべりが収まったという時に、フルプランの中でここにダムを造るということになって、昭和39年くらいですか、ダムが造られるようになって43年に完成したんですね。これは地質的には地すべり地だということは分かっているんだけど、土木工学的には問題はないということで、多分、ダムが造られたんだと思うんです。ところが、平成3年30年経って、そこで下流の方で地すべりが起こり始めた、ということがありまして、今国土交通省で直轄事業で地すべり対策をやっている訳です。これがもし地すべりが始まると、下流の10いくつかの市町村は利根川流域のところは相当被害になるだろうということで、今380億円の予算で始めているんですが、このダムを今から30年前に造った時には224億円で造っているんです。そうすると、土木工学的には安全だという判断で造って、30年、もしくは50年経って、やはり、ここで地すべりが起こってくるということになると、その不安があるということになる。そうするとその危険、それから費用負担というものは全部30年後、50年後のそこに住んでいる人達の懸念であり、それから相当大きな費用負担が出てくるということはある訳ですよ。ですから、何か地質的にはともかくとして、土木工学的には大丈夫なんだという判断、これは多分、下久保ダムのところで同じような判断を当時の建設省はしたのではないかと。しかし、現実には、30年経ったら、そういうような懸念が起きてきているということになりますと、この浅川ダムにしても、地質が問題にされている時に土木工学的には大丈夫だと、ここは地附山で地すべりが起こって、何十人かの人が死

んでいるという事実がある訳ですよ。そこのところの地質と非常に近い形のスメクタイトというものがここにあるというようなものも言われている訳ですから、そういう意味では、私は一番最初からダムを造るという、こんなところにダムを造って良いのかと、そういう感じを受けていました。ですから、そういうことで僕はダムを造るなんて話はここでは起きないんじゃないかと思っていたんですが、現実にはもしダム＋河川改修というふうになるとすればですね、その第二次調査というのはやはり、前提としてここに造っても大丈夫なんだというところをもう一度調査をしてみる。そして二次調査の結果についてはダムの位置の対応を考えるというふうに技術基準になっていますので、それに従って、やってもらいたいというふうに思いますけれども。

竹内委員

そういう論議になるとどうしても言っておかなければいけないことがありますので、地質の話は集約できていると思っていますので、言いませんけれども、今のお話で群馬県の下久保ダムですか、私の理解ではそれはダムの下流だと思っています。地すべりの話は、ですから、本質的な話としては、関係ないと思いますが、そのり辺事実関係だけ調べたいんですけど、ダムそのものの、上流とか言っているが、下流ではないですか。それから、いわゆる、土木工学との関係については、いわゆる、いろいろ意見があるというんですが、浅川ダム地すべり等技術検討委員会の委員長をやった川上先生に言わせると1mm、2mm というものは地球上、いろいろなところで起きる現象であると、従って、それを言い出せば、要するに、何も建物は出来ませんと、従って、土木工学というのはそこで理解して頂きたいということは、一部意見としてはある訳ですよ。それは言い出せばきりがないので、集約された通りで私は良いと思うんです。ただ、事実経過だけはしっかり主張する時に言っておかなければならないもので、下窪ダムですか、それは上流なのか下流なのかははっきりさせて下さい。

藤原委員

地すべりが見つかったところは下流のところ、国道も止まって、通行止めになったというふうな、ですけど、場所とすると、ここに地図をもっているんですが、ここがダムです。それで、ここの下久保地区とそれから、栢ヶ舞の上部と下部、3箇所があれになっているんですね。問題になっているのはここでもって地すべりの亀裂が入ったからということで問題になっています。ですから、100haというのは問題になっていますが、地すべり地というのはこの3箇所です。これは譲原地すべりということで、今、国土交通省、これ国土交通省の資料です。ですから、これを見ますと、やはり、ダムのすぐ横ですよ。それと下流2箇所ということです。ですから、全然ダムと関係がないというところではないんですよ。

竹内委員

それは事実経過だから、はっきりした方が良いでしょう。

藤原委員

やはり、先程ちょっと砂防課長さんが、地下水位が上がったら云々という話が出ていますが、ここにダムを溜めたことによって、それが影響あるかないかということも検討してみる必要があると思うんですよ。要するに、ここにダムを造ることによって、地下水位の変動があって、せっかく止まっていた地すべりが再現した可能性というのはあるんじゃないかと、とにかく、380億かけて、やっています。ですけど、このところで平成3年に地すべりが発生した時には国道も全面通行止めしたり、そういうような影響があったということです。

宮地委員長

分かりました。いずれにしても、どうでしょう。地すべりの話というのは、やはり、竹内委員も含めまして、その対策は是非考えていって欲しいということだと思います。FVの話もございまして、先程、松島(信)委員の話ではF9断層の、あの辺のこともございまして、ダムを造る場合には、是非そういう調査をやり直した方が良いだろうと、こういうのが委員会の意見であると、これはそういうことだと思っております。実際、私も思いまして、先程のトレンチ3箇所というのですが、2、000万で3ヶ月、実際ダムを造る費用に比べれば、そんなに高い金ではございませんので、是非、それはやることを考えておいた方が、ダム建設には重要なことになるだろうと、こういうことでもございまして、それでよろしゅうございましてでしょうか。大分、時間も経ちました。はい、どうぞ。

松島(信)委員

今の質問なんですけれども、国土交通省への質問の中に、これは砥川に関することになりましたが、質問の5番目の私の質問、これはこの前の同じ質問に対して、下諏訪ダム地点と同じような熱水変質脈はこういう地点でダムができていますよという資料がこの前回答として出ましたですね。その場所をすぐ調べますと佐渡です。佐渡のどの地点だということは、あの資料だけでは分かりませんが、あそこの地域の地質と、それは、佐渡の地域、つまり、グリーントフによる熱水変質帯の地域、これは下諏訪の東俣川流域の熱水変質帯地域とは、熱水変質、言葉は同じですけども、成因が違う訳です。砥川の方は、断層による熱水変質であって、佐渡の方は、グリーントフによる熱水変質作用であって、不均一性とか、そういう問題においては、断層があるかないかということの視点において、違う。向こうの方は熱水変質が全域に進んではいる地域には違いないんですけども、そこに断層が何本も入っているという問題ではないんです。その辺のところ、5番の質問を出したんですけども、これはまだ回答が返ってきていません。

宮地委員長

ご返事を頂いたのと、松島(信)委員とのご見解とはギャップがあるようなことのようにございまして。12時15分前になってしまったのですが、休みも無しにずっとやって参りました。肝心の財政以下のところにちっとも入っていないのでございましてけれども、どうしましょう。少し入りましょうか。それとも昼飯を早くして、今日は4時までしかありませんので、是非スピードをかけたいたいです。元へ話が戻りましたので、午前中、そういうふうになりましたけれども、まとめは致したと思っております。それでどうでしょうか。食事に入りましょうか。それでは、はようございまして、食事を致しまして、12時半に再開、よろしゅうございましてか。それでは、12時半に再開を致しますので、今度はもう戻らないようにひとつ前の方に向かって行って下さい。前にはまだ大きな壁があると思っております。

< 昼食休憩 >

田中治水・利水検討室長

それでは、12時半になりましたので、午後の審議をお願いしたいと思います。席の方に戻って頂きたいと思っております。委員長よろしくをお願いしたいと思います。

宮地委員長

宮澤委員がまだお見えになりませんが、来た。はい、それでは、午後の会議を再開致したいと思います。始めに先程五十嵐委員からご質問があったことをご返事を頂いた方がよろしいと良いと思いますが、幹事会、ご返事頂けますか。まだ、分からない。では、それでは、もう少し待ちますので、ご準備を頂きます。それでは、論点の整理の話で参りたいと思います。お手元の資料にあります財政のところから始めます。財政一応、この間、ご報告頂いたその中身がここに両方、砥川と浅川と書いてございます。いろいろ未定の部分もございますけれども、これは財政というと費用対効果も含まれるかもしれませんが、まず財政のところについていろいろご意見ご感想をお願い致します。これはまさに基本的なデータだけでございますので、この辺でいるいろいろな考え方の問題もあるかと思えます。どうぞ、積極的な、前々回これが発表になって、寂として声なしという感じだったんですが、どうでしょうか。はい、どうぞ。

宮澤委員

先程、浅川の場合の話を申し上げました。何度も同じような質問も、場所を悪くして、タイミング悪く、ご説明を頂いて申し訳ないですが、浅川のこのところで、先程これ財政のところと単独河川改修案の場合でしたら、砂防ダムは必要だと、砂防課長、また石坂委員も通常の中でやっておくことが必要ではないかということで、砂防課長が退席する前に私のところに資料だということで、ダムの堆砂容量が40万m³ということで計画をされているそうでございますけれども、そういうことで現状の中では一切、堆砂対策というか、そういう物に対する対応策は通常事業では考えてこなかったということだそうです。それでお願いされたということです。財政としてはやはり、ここで先程話があったように、今までその部分がないということになれば、当然単独事業の場合の河川改修の場合は、これはカウントしておかないとまずいのではないだろうかという意見を持ちます。

宮地委員長

その他という、費用の中に入るかどうか分かりません。その他の対策という意味で考えて頂きますと、砂防対策というものを是非盛りこめと、こういう意見でございますね。先程も石坂委員もそうございましたし、割に共通した意見だと思います。いかがでしょうか。他にいかがでございましょう。はい、どうぞ。

浜委員

財政の方で前回は宮澤委員からも出た話なんですが、これは利水の問題で、私、大分気になっていたんですけども、岡谷市ですね、地下水源の汚染対策、これ475haの土壤改良が必要になってくるとい報告が部会であったんですね。これに対して615億円が必要であるということを岡谷市の行政がそういったコンサルの調査に基づいた数値を挙げてきている訳ですね。水源対策とすれば、いろいろなものが出ている訳なんですけれども、その辺の部分に対しては、財政の方に盛り込んで頂ければならないのではないかと思いますので。

宮地委員長

先程、私は岡谷の地下水汚染と湧水対策、これはやはり、利水の問題としてあるだろうと、岡谷の要するに、地下の本当の汚染をどうするか、これがこの話と一緒になるのかどうかちょっと分からなかったものですから、ちょっとの別のように申し上げましたが、これを例えば、今の問題と含めて、試算しなければいけないもんなんじゃないかな。どうでしょう。その辺の判断は、いろいろあると思います。はい、どうぞ。

宮澤委員

私も部会長を努めた立場から申し上げたいと思いますが、利水ワーキングの浜座長からのご報告と道路管理者、河川管理者のご説明はございました。部会での積み残して、一応検討はしたんだけど、再度、お願いをしたいということで横河川上流の取水、これも不可能だということで、この間、明確になりました。それから、新和田トンネル、翌日の新聞を見ましたら、松島(貞)委員のご発言が載っておりましたが、松島(貞)委員がお話になられたニュアンスがちょっと違うような、これはS社ですけども、載っておりました。不可能ということだけでも、まったく可能性がない訳ではないというように、松島(貞)委員さんはお話になられたということだったと思います。そこら辺のところから考えまして、もしこの2つの河川から取水ができないということになりますと、県のレベルから参りますと、ダムの事業自体に平成5年1月22日の湖北事業組合と、長野県知事の間で結ばれた、要するに、10,000m³/日という利水の権利の取得がございました。部会でもこのことが盛んに論議されまして、利水の積み残した問題ということで、この2つを明確にしてもらった。ここで出された意見はどちらにしても困難である。可能性がない訳ではないけれども、新和田トンネルの方もというお話でございました。そうすると、地下水から取水するということであつた訳です。その中で公聴会では、まだいくらでも井戸があるよというお話が出ておりましたが、水道管理者の岡谷市からはもう井戸を汲み上げられる水はないよと、こういうお話でございました。それで、その時に井戸から水を汲み上げるということで、高田委員、今日おられませんけれども、多分おられたら、議事録でも言われたように、諏訪湖の水の方が綺麗ではないですかというような話が出ていました。これは委員長もご記憶して頂いていると思います。そういうような実態があるということは事実で、私も地元の下諏訪、岡谷市の新聞記者の皆さんに本当にあの問題大丈夫なのと、こういうようなお話をしたんですが、ダムを造る、造らないという議論はこれはこれでいいと思いますが、一番大きな問題は砥川の場合においては水計画の問題があると思います。こうやって、考慮して参りますと、ではこの地下水の問題はただ土壌改良ということだけで、岡谷市にそれこれやれよということで、ただ押さえつけてしまって良い問題なのだろうかということで、やはり、こういう問題が実際にあるということは、当然検討委員会でも報告書の中に、私も部会長報告でも触れましたし、委員長の答申の中にも、触れていくべきではないかと、どういうふうにするかは別問題と致しまして、この問題は事実上あるということであります。ですので、浜委員がおっしゃられたこのことを全く書かないで終わってしまうというのについては、ちょっとどんなものかと、どちらにしてもすぐダムを造るダムを造らないということになってきますと、この地下水から井戸を新たに掘る、そうすると高度処理を必要とする岡谷市の負担も下諏訪も若干あるのでございますが、そういうような高度処理の問題、基本的には井戸が将来的に渡って造れないということになって、岡谷市水道事業者からの報告でございますので、この問題についてどういうふうに対応するかということもやはり、この問題については私は触れておかなければならない、ということになると、財政の面でも触れおかなければならないのではないかという意見を持ちます。

宮地委員長

はい、どうぞ。

松島(信)委員

今の問題に関連して、これは私は詳しいことは知らないのですが、事務局で調べて頂きたいと思うんですけども、確か最近の新聞の中に、地質汚染対策という法律を今後進めて行くということが出ておりました。それは国がやることですから、どういうような財

政の負担になるかという問題は、それから、またすぐ、その法律が今できている訳ではないですけれども、それが国会等において、議論されていくというように新聞では読み取れたんですけれども、ですから、岡谷市の地質汚染の問題は、そういうものを踏まえた立場でやはり、議論すべきだと思います。

宮地委員長

私もよく理解できます。私が先程申し上げましたのは、宮澤委員がおっしゃったような水そのものに直接関係した部分というのは、私ここに書いてあるように思います。浜委員のひとつのご意見は、本当に地面自身の汚染が入っている訳ですね、それと600億円という話を予算の中に計上することを考えたらどうかとおっしゃられましたので、それはちょっと今までの議論があったかもしれませんが、その辺についてのご意見を伺いたいということでございます。はい、どうぞ。

浜委員

砥川の場合、岡谷の利水の問題はダムとセットなんですね、これは。単独改修にするということになれば、やはり、利水の問題を外して、この財政の問題を考えるということはまったくできないと私は思っております。それで利水ワーキングの方でも、或いは、部会の方でも非常に論議があったので、その中で、やはり、可能性があるとするのであるならば、ひとつは新和田トンネルの湧水の問題、それからもうひとつは今の現状の地下水を使っていくということにならざるを得ないと私は思っているんですね。これは利水ワーキングのまとめの方向としても、やはり、その2つであろうということが分かってきた訳なんですね。それで、新和田トンネルの問題につきましては、先般、宮澤委員の方から、幹事会の動きについてのお話でしたが、私もこの問題については、幹事会或いは、執行部の方に問い合わせしてみました。或いは、地元建設事務所、知事、或いは、執行部の方から新和田トンネルに対しての水に対しての調査、或いは、分析等の指示は未だに一切ないということでございますから、可能性とするならば、やはり、土壤改良をして、それで現状の水を使っていくということが可能性とすれば、一番大きいと私は踏んでいる訳ですから、それをするならば、部会の論議にもありました。土壤を改良していくという方向に対して、皆さんのそういったご意見がございましたから、そうするならば、610億というお金が、盛り込んで然るべきだと、それは先程申し上げましたように、岡谷の場合はダム+利水の問題、これはセットなんです、治水+利水というのは完全セットですから、それに対しての盛り込むべきものは盛り込んでいかなければ、おかしい話になってくるのではないかなと、こういうことを申し上げたい。

宮地委員長

誤解をしていた面がございますけれども、ここに砥川の利水の話にもどっちゃったような感じも致しますけれども、利水の話で、砥川の方にいろいろな対策が書いてございますね。これは財政と無関係という意味で書いている訳ではございません。これをやるならば当然財政でも考えて頂く部分が多分にあると思っております。それは他の例えば、治水関係でも砥川の上のスリットダムというお話もございますし、当然入ってくるものだという理解のもとに考えております。それで、だから、その時に600億というお話はべらぼうに大きいし、これが財政の話の今までの試算の中に入っていないことも事実でございますが、これはダム有り無しとは本当に無関係に是非考えておくべき話だというふうにも思いますし、これはある意味で、実際への提言にも近くなってくる訳ですけども、是非考えるべき問題だということは皆さんお考えだと思います。はい、どうぞ。

宮澤委員

委員長のお話の中に付け加えさせて頂くことでありますが、岡谷市は当初1万m³/日ということで、この委員長の整理の中に、ダムを造らなくてもいいではないかという中で、需要計画が過大であると、こういうお話もございました。こういう様々な意見をす
る中で、岡谷市としてはとにかく良い水を外から求めたいと、中では無理だと、こういうことととにかく少し将来需給を下げてとにかく、1万m³だけは砥川から頂きたいと、こういうお話もございましたね。そういうようなことも含めまして、岡谷市の土壌という問題、私も五十嵐財政ワーキンググループ座長がおっしゃられるように、片方は200、片方80m³/sはダムカットですから、同じ案です。当然、お金は財政的にいきますれば誰が考えれば、ダムの分だけ余計に乗っかっているということは、当然のことです。その中で今回、要するに、この砥川の部分の中でひとつ、大きく問題にしなければならないのは、この利水の問題でありました。この利水の問題の中で、部会の中でもって何とかまとめようと思ったんですが、要するに、不確実性の要素が多かったということだったと思います。ですので、浜利水座長がおっしゃられた訳ですので、私ども何もつけ加えることはございませんが、やはり、岡谷市の地下水を汲み上げるということは土壌の問題とは、よりよく関係しているんだということだけは明記しておくべきだと思います。ですので、それだけ必ず岡谷市に負担はかかる訳ではありますが、ただ土壌改良するということと、水をその井戸のその周辺から、例えば、汲み上げる、新しい井戸を作るとしたら、その周辺の少なくとも土壌だけは、変えておかなければならない訳ですから、土壌に対する対応策はやはり、出てくるのではないかと、こういうふうに常識的に考えても思うところであります。

宮地委員長

どうぞ。

五十嵐委員

財政ワーキンググループとして、仮に答申を書く時に、この表を使う時があるかもしれないと思っているんですけども、今の浜委員の意見でいきますと、ダム中止をした場合に見込まれる費用の中に、治水、土壌汚染対策というのを入れて600億と計上すると、こういう話なんですか。それはちゃんと議論しなければとても駄目ですね。

宮地委員長

今、それをお出しになられてもね。考えなければいけないことであることは事実であると思いますが、以前にお出し頂きますと、多分、砥川の方の財政の話としては試算をしたらろうと思われます。それで。

五十嵐委員

試算できない項目がいくつもあるんですよ。だから、この治水対策の試算できないと、現状では方法が確定できないからというふうに、試算できないという形で項目入れてるんですけど、そこに600億入れると言うのであれば、どうしてそれが正しいかということ議論しなければいけないし、且つ他の方法についても、そういう形でやるのであれば、いくつも計上しなければいけないことが山ほどある訳ですよ。それをやれということですか。

宮地委員長

浜委員にお答え頂いた方が良くないではないですか。

浜委員

いわゆる、私が申し上げたいのは、この単独改修案のところに全然利水の問題がのっかっていないんです。

宮地委員長

どうしてです。

浜委員

例えば、費用対効果のところも単独改修案のところ、これ空なんですね。

宮地委員長

私、先程申し上げましたように、利水のところにこういう問題があって、それに対する費用というのは、考えるという。空なんですけれども、それに対しての話は是非考えて欲しいというのは砥川の方の部会報告にも載っております。ですから、そういう意味で財政と無関係とは申し上げません。

宮澤委員

浜委員の言っていることは、つまり、今、ここで財政ワーキングから出されたこの私もメンバーですが、ここのところの要するに、単独改修案の中には、利水の費用が入っていないんです。これはどういうことかと申しますと、先程五十嵐財政ワーキング座長言われたように、いくつもの方法があった訳です。横河川上流からの取水、これができればいくらだ、それから新和田トンネルからの取水ができればいくらだろうと、私は5月2日に幹事会の方にこれは道路管理者と河川管理者が結論を出してもらわなかったら、ここに盛り込めない問題であるので、結論をお願いしたいと、こういうこと申し上げた訳です。残念なことに、これについては困難であるということになったとするならば、この間の結論はそうございましたから、今回、これを細かく財政的に詰めていく時には、この利水はそういうことになりますと岡谷市の地下水を自ら新しい井戸も含めて掘って、作り替えていくしかないんです。結論的に。これはあらゆる部会から当たって、その結論なんです。ですので岡谷市の利水問題について、つまり水道水の確保については地下水から取るしかなくなった訳です。もしダムを造らないとするならば、松島(貞)委員がこの間、利水と利水ダムというお話もございました。この利水ダムについても横河川から始まりまして、利水ワーキングで検討して頂きました。そして部会長として部会でも岡谷市からもその報告を求めました。その結論として、利水ダムも造れないと、こういうことで3つの方法しかなかった訳です。その3つの方法が部会では結論が出されなかったので、この検討委員会でこの間初めて、前回の時に言われて、残りはひとつ、地下水からの新しい取水として井戸を掘るしかない、ということになった訳であります。ですから、今の砥川の河川改修案については、この15.2億、この金額ではない訳です。利水が入っていませんから、利水空になっている訳です。ダムの235.6億、これの中には利水費用も入っている訳です。ですから、その問題が片落ちですので、ここで今財政で比べる時については、比べられないということを今部会長としては、私のところであれなかったら、部会長代行の高橋さんもおられますのでどうぞ承って頂きたいと思っております。

○高橋委員

そのとおり。

宮地委員長
藤原委員

藤原委員

土壤汚染の問題まで含めてこの費用にかけるといのはちょっと理解できないんですね。例えば、曝気装置は1基、1億円前後、そういうような話を聞いているんです。この岡谷市の土壤汚染の原因というのはいちと追求して行って、それで土壤汚染対策として当面考えられるべきものであって、この利水・治水ダム等検討委員会でこの岡谷市の土壤汚染まで全部、やらなければいけないと思えない訳で、むしろそれならば曝気装置が1機1億円とか言うので、どのくらいのところに、何機つけるのかということになると、そんな600億円なんていう額にはならないんじゃないかという気がするんですか。

宮澤委員

お話でございますけれども、もう1度部会の検討経過、部会の報告書をお読み頂きたいと思います。実はこの問題のことにつきましては、幹事でございます岡谷市から、もしそういうようなことがあるならば、法的手段も取らざるを得ないということが、部会でもって言われた訳であります。今の藤原委員のお話もよく分かりますが、行政というものは住民のサイドにたって、住民がこの分野は県がやる、この分野は市がやる、そういうことで住民にとっては同じなんです。どこが負担しようが、やらなければならないものはやらなければいけないんです。それで、こういう結論を出してきたとして、地下水という問題で一本になった以上、それに関わる検討はしなければならないんです。その時に全部市に任せろ、水と関係ないからということでは、私はないと思います。そこから辺のところは若干このところで、それは井戸だけ掘れば良いというのについては、もう1度部会の審議経過、それから部会長報告をお読み頂きたいと思います。

浜委員

岡谷市の水問題はそんなに簡単に考えて頂くと大変問題があるなというふうに思います。大変深刻な問題です。岡谷市の住民の命を預かる市長が都市存亡を賭けた問題であるということも明言している訳です。そういう中で、藤原委員は岡谷市の水を飲んでおられませんから、分かりませんが、やはり、地元の方々は大変深刻な問題であるということは事実なんです。トリクロロエチレンが混じっている水を今現在も飲んでいことも事実です。勿論、それは曝気装置で曝気はしております。基準以下になっております。しかし、県の環境白書をみますと、大気中のトリクロロエチレンの量が岡谷市が県内で一番多い。この現実も認識をしておかなければならない。それは、水道水に混じっているものを大気中に放出する訳です。放出したものが、それで全てが問題が解決しているということではないんです。ですから、根本的な土壤改良というものがなされていかなければ、この利水問題は解決をしないというふうに私は思っておりますので、そう申し上げています。

宮地委員長

先程、五十嵐委員がおっしゃった、今の話を聞いていますと、砥川の財政に対する試算を全部やり直せということに近いように私は聞くんですが、どうでしょう。

宮澤委員

砥川の財政というのは、河川改修案と後残りの状況は全部同じですから、私も2つの案のたまたままとめ役になったところですから、この治水案のことについてとやかに申し

上げることは、あえて致しません。しかし、河川改修案の場合で出てくる水の問題については、多くの議論がされました。これ事実であります。そのことについてはこの財政ワーキングの段階の中で、補償の問題ありました。これは平成5年の座長の報告書の中にもあったはずで、法律的な問題、これはもう新たに発生するという事は、平成5年1月22日の片方の県と片方の契約者であります岡谷市長から明確に出た問題でありますから、部会で。これは大変な問題だと思います。ですけれども、そのところの額とか、いろいろな経過とか、またいつそういうような裁判が行われたとか、そういうこと分かりませんので、財政ワーキングではそこまで踏み込むことはできませんでした。率直なところ申し上げて。でも報告書の中には必ず明記されているはずであります。それから、水の問題のことにつきまして、今度はっきりした訳でありますから、この問題のことについては、要するに、お金の問題も含めてでございますが、岡谷市にこれから地下水をしっかりと取れと、ずっとこれから岡谷市が存亡する間、岡谷市から水道水は取れということ、岡谷市にこの検討委員会で、どういう結論を出すかということで、それにまた関連してくる訳でありますから、そのことについてのこの検討委員会ないしは県の問題点はただ単に財政という問題で、量りができる問題ではないと私は思います。

宮地委員長

はい、どうぞ。

松島(貞)委員

浜座長の意見に追加してなんですが、私は岡谷市及び下諏訪町、特に岡谷市から汚染の進んだ井戸は閉鎖して、汚染のない新たな水源を求めたいというのが、あの水道事業者の意見だと思っております。従って、それは可能性としてそういう道を残しておくべきではないかと思っております。地下水、新和田の可能性という問題もありますが、利水ダムというの、やはり、報告書にある通り、考慮すべきだと思っております。その場所は東俣川かもしれませんが、その利水ダムを建設して、水源を確保するという費用については、利水ワーキングの方でも類似施設として出してあるので、それは入れておくべきではないかなと思います。

宮地委員長

利水ダムまで戻りますか。私は当惑しておりますのは議論の土俵を前回まとめて私は出したつもりでおる訳でございます。その中で確かに費用の面で、これをやったらこういうのが掛かるというのは明確ではございませんけれども、岡谷市の場合の利水についてはいろいろな項目が挙げてございまして、それは確かに勘定の中には入っておりません。ですけれども、それは考えるということは必要だという意見は盛り込むようになっておるはずでございます。どういう形で盛り込むか。それはご理解頂けると私は思います。その時に、地下の汚染の話、岡谷市の水が必要だという話も、市長からのご要望も部会にも頂いておりますし、この検討委員会の方にも改めて頂いております。そのことも理解しておるところでございます。それはやはり、何と云うか、岡谷市の砥川の方の利水の話について、岡谷市の計画もちゃんとここに書いてある訳でございます。今の話ひょっとすると議論の土俵の中の、率直に言って砥川の15.2億という金が、それがもっと膨らむかもしれん。その膨らむ、膨らみ方が例えば、600億増えるという話まで考えにいれなければいかんのか、或いは、そこら辺の協定の話もございましてけれども、そこら辺はやはり、議論が分かれるという感じがするんですが、岡谷の地下汚染を無視して良いということではございませんけれども、それを今の段階で、そこまで全部詰めないと答申できないというのなら、私はもうこの話は枠が違ってきていると思いますので、どこかへ話を移した方が良いのではないかと感じをもつてございましてけれども、

どうでしょうか。ちょっと待って下さい。いろいろご意見を伺いたいので、なるべく、ご発言がない方にまずお話頂きましょう、どうでしょう。

松島(信)委員

今の委員長のおっしゃるように、答申のまとめ方を進める上で、今まで砥川の部会できちんと議論してこれなかったこと、これは浅川も同じで時間的にいろいろな多方面の議論は無理だったんです。ですから、今、利水の松島(貞)委員から言われたような問題はワーキングの方から資料として出されてはいる訳ですね。ですけれども、それを議論した訳ではない訳ですね。ですから、そういうようなのは一杯あると思うんです。もし、財政だけの問題でなんらかの可能な結論を選択せざるを得ないということになると、そういう問題も出てくるということは、これは当然なことだと思います。だから、答申にどう扱うかということはちょっと寄せておいて、そういうような見通しを申し上げたということです。

宮地委員長

答申というのは全体のことを考えて書く訳でございますので、財政のことも勿論、ひとつのファクターではございますけれども、他のこともあると思います。それで。

宮澤委員

私が申し上げたいことは、別にどうということがないんです。委員長がご整理された財政のところ、例えば、私ども検討委員会で、例えば、先程の砂防ダムのことについても、カッコ付きですけれども、カッコの方が五十嵐座長としては強かったんですが、この整理の中ではこのカッコが取れちゃった、元案がなっている。今回こういうふうな形で235.6億と15.6億、これは今、浜委員が言われたように治水の関係だけなんですよね。こういうふうにポンと出されてしまうと、誰が見たって、これはお金かからない方が良いに決まっていますから、私もそういうふうに思います。ただ、こういう書き方されてしまうと、部会のそれぞれの審議、そういうものが全部ふっとんじゃうんですよね。ですから、部会の中で出されてきた問題は県として大変重要なこと。約束事が片方から破棄された時には、裁判という問題まで、行政と行政の裁判ということは大変なことです。こういうような問題点があることまで、まったく無視して、これでポンと出されて、委員長、この問題はもっともっと論議をしないと、どう書いたらまとまりようがないではないですか。どうやってまとめていかれるんですが、答申を。こういう問題点は部会で何回も何回も審議されて部会で出て来た問題をここでどうするのか、私、そこのところが逆に不思議です。部会の意見を十二分に尊重されていかれるということから、当然、私は出てくると思います。当時の部会、先程松島(信)委員がおっしゃられた通り、部会の時には明確でなかったことが検討委員会で明確にされたんですから、もっとそのことに関わるべきだと私思います。

宮地委員長

はい、どうぞ。

浜委員

今、松島(信)委員の方からもお話がございましたが、いろいろな課題がある訳です。それで議論の時間が足りなかったのではなくて、私はもうこれ以上議論しても平行線、例えば、利水の問題もそうなんです。汚染されている水を浄化して使えばいいではないかという人と、それから、そうではなくて、利水ダムでやればいいではないかとか、いろいろな意見が出ましたけれども、結局、ずっと平行線だったんですね。ですから、そ

のことに對して私は岡谷市民を代弁して申し上げるのであるならば、 $160\text{m}^3/\text{s} + 25\%$ の単独改修案を支持されている方々がこの利水の問題を一体どうして頂けるんですかということなんです。ですから、土壤改良でやって頂けるんですか。それとも今、松島(貞)委員おっしゃったように利水ダムでやって頂けるんですか。それとも新和田トンネルの水をきっちりと水利権まで全部調査をしてやって頂けるんですかということなんです。 $160\text{m}^3/\text{s} + 25\%$ を主張される方々に是非そのことを私はお答えを願いたい。それで、このまま行ってしまったら、利水の問題は積み残しになってしまいますよ。

宮地委員長

おっしゃることはだんだん理解できるようになりました。積み残しとおっしゃいます。私は今の話明確に利水のところに、第1ページ目に戻ったと私は思っております。財政の話の関係というよりはむしろ中身の問題として戻ったと私は理解致します。そうですね、浜委員。そうですね。

浜委員

財政に絡んで、やはり、これ利水の問題が出てくるのは当然だと思います。それで、 15.2 億が1人歩きをしてしまって、そうですね、 15.2 億で全部形が付くんですねということではないということ、ここでしっかりとご認識をして頂いて議論を進めて頂きたい。

宮地委員長

ただ私申し上げたいのは、この話を出す時に、財政の方で一体どれだけのことをやるんだというのを、しっかりと枠をはめて欲しいと、こういうことをおっしゃいましたですね。財政の部会の方で五十嵐委員は再三浅川についてはおっしゃった。それを同じ財政の委員である宮澤委員が今になってそういうことをおっしゃるなら私は非常に不思議です。

宮澤委員

委員長、私の話をよく聞いて下さい。委員長がここに出された中で、要するに、新和田トンネルからの取水が駄目になったのは前回なんですよ。前回初めて答弁があったんですよ。

宮地委員長

駄目に決まってはおりませんよ、まだ。松島(貞)委員のご発言はいろいろなことがあるとまだおっしゃっている。

宮澤委員

そこからもう1回やって下さいよ。全然私どもの解釈が違うんだから。

宮地委員長

私も、もしそういうことだったら一遍座長降りた方がいいと思います。

宮澤委員

それは降りてもやって下さいよ。こんなことで個人の問題ではないですよ。これまでやってきた審議の問題ですよ。

宮地委員長
どう考えるんでしょう。どうぞ。

五十嵐委員

利水についてどういう方法であるかということについて、代替案を主張する側は答えよというのは当然だと私思います。ただそのことと財政的にどう見るかは違っておまして、財政ワーキンググループとしてはどの案をとればよろしいんですか。例えば、今言ったように3つありますよね。土壌改良というのがありますし、利水ダムというもありますし、或いは、井戸を掘るというのがありますし、新和田トンネルから取るというの、それを確定しないと財政は見積もれない。それが1つです。それから、浜委員に聞きたいんですけど、600億と本気で書くの。本気で書くんですか、これは誰が正しいと決めたんですか。ここはかなり厳密にかなり正しいことを書いているんですよ。千万単位で。他に浚渫費用などについてかかることは確実なんですよ。確実。仮に、洪水が起きたら損害賠償問題が起きることも確実なんですけれども、見積もれないので、これは挙げないと言っているんです。同じように利水についても方法は分からない。600億が正しいかどうかよく分からないので、財政的に見積もれないということを行っているんです。それを書けと言うんなら、あなたの方で、これ正しいとやって下さいよ。そしたら財政で見積もりますから。最終的には災害でないといけないですよ、そんなこと絶対に。

浜委員

私は例えば、財政ワーキングの方でそれは書けないから0で良いという話にはならないでしょう。

五十嵐委員

見て下さい。その他の費用について浚渫費用、老朽化費用、ダム撤去、ダム管理、環境回復推定、こういう問題起きますと言っておいて、ただわざわざ算定はできない、今のところ。算定できない理由を付けて入れている訳ですよ。0となんて言ってませんよ。同じようにこの問題の算定不能だと言っているだけですよ。本当に600億はなんで全部県が負担しなければいけないの。本当にそんなこと書くの。議会通ります、こんなこと。

浜委員

県が負担をすとかしないとかという話ではないでしょう。

宮地委員長

浜委員、何か。

浜委員

ですから、県が負担すとかしないとかという話、県費に対する試算なんですか。

五十嵐委員

ちゃんと国はいくら、県はいくら、宮澤委員の意見と主張されたのみんな出しているんですよ、全部。誰が出すか分からない金。

浜委員

ですから、市町村がもし、水道事業者がもし負担するんであるならば、それはそれと

して利水の問題として、ここに挙げるべきではないんですか。

五十嵐委員

挙げるかどうか、あなたが利水ワーキンググループ座長で、算定して出して下さい。

浜委員

ですから、部会の方ではそういうひとつの案が、3つ出た訳ですよ。それはひとつにまとまらない訳ですから、基本高水の問題と一緒にではないですよ。

五十嵐委員

全然違います。全く違います。

浜委員

まとまらないからこの検討委員会でまとめて頂けるんでしょう。違いますか。

五十嵐委員

違いますよ、全然。要するに、3つについてそれぞれ仮定して試算せよというのなら、すぐにできますよ。600億なんてなんで出てくるんですか。

浜委員

では何を上げていくんですか、そうしたら。200を主張する方々はどうしてくれるんですか、水の問題。

宮地委員長

浜委員、私ね、先程利水の問題、失礼なようなこと申しあげましたがここに書いてあることは、要するに、浜委員がダムなし案の時に、いろいろな利水の問題の具体策がございまして、それについて部会ではこういう意見が付いて来た。それに検討委員会の人はどうするんだという議論をしろとおっしゃってますね。それは私、理解できます。それをやるということは、もし足りなかったら、やったらよろしいと思います。それに応じて、やったんですか。

宮澤委員

5月2日に私は横河川からの取水、これ取れるかどうか、それから新和田トンネルについては困難ですよ、委員長は取れると取っているかもしれない。では取れるんですか。取れるなら、私どもは算出しますよ。利水ワーキングは不可能ということですよ。それからこの間の松島(信)委員は不可能だと思うけれども、まったく可能性がない訳ではないということで、可能性は90%不可能であって、残りの、取り方が全然違ったら財政なんて出せませんよ。

宮地委員長

もうひとつは新和田トンネルについて。ちょっと。

青山幹事長

今の新和田トンネルの湧水ですが、先般、幹事の方からペーパーで出してありますよね。その中で不可能という表現は一切使っていないんですよ。要するに、湧水を取るのだったら、こういう調整が必要ですよというのが私ども幹事の見解なんですよ。その点を含めてご議論頂きたいと思いますけれども、ノーとは言っていないんですよ。

宮地委員長

新和田トンネルの湧水については道路業者と市町村の方と、そういうところの協定はちゃんとやらないとちょっと取れない。中から取るにしても、流れた分から取るにしても、その点はございましたですね。それは是非やって欲しいという議論はあったと思います。ちょっと待って下さい。話が僕は利水の方の話、結局、どんどん後戻りをしていると思っているんですよ。

宮澤委員

そういうことありません。全然そんなことありませんよ。

宮地委員長

そうですか。

宮澤委員

深まっていると思いますよ。委員長。

○浜委員

利水の問題どこでやればいいんですか。

宮地委員長

だから、先程。

宮澤委員

利水の財政をやっているんでしょう。ここで。

宮地委員長

全部終わったとは申しませんが一応、午前中に。

宮澤委員

財政の中の利水問題をやっているのではないんですか。

宮地委員長

財政をやっているんでしょう。

宮澤委員

財政の中で利水のことのところが出てきているのではないんですか。

宮地委員長

それをお取り上げになったんで、書いてないから、空だとおっしゃるのはそうではないと私は申し上げているんです。つまり、ここに砥川の方にはこういうことは利水で対策が必要であると、ダムを造らなかったら、それに対する費用がなにがしか掛かると。それをこういうことをやろうと思っていると、ダム無し案の方がおっしゃるのは、それはやった方が良くと思います。では、それについてお金はかかりますね、という話は別のところでまた計上したらよろしいと思います。どうですか。今までの議論はですね、こういうことをやるというので試算を出した。それでは、五十嵐委員がお書きになりましたけれども、だから、僕、財政部会の宮澤委員はそのところを是非、これを足して

考えると、そういうことなら、ご理解できます。その点は違っていませんが、どこまで戻ってやるかということですね。つまり、利水の話は何にも議論しておっしゃるからですよ、話は。

宮澤委員

委員長、よろしゅうございますか。発言して。

宮地委員長

はい、結構です。

宮澤委員

あのですね、私も新和田トンネルの問題について、まだ可能性があるんだったら新和田トンネルと地下水両方残っている訳です。ですから、このことについては計算できないと思うんですね。出せないでしょう。だって地下水だけがないということで。私もはこの間、利水ワーキングからの結論は両方困難であるということであったですよ。委員長はいつも幹事会の話聞くよりも検討委員会の発言を大切にしたいということをおっしゃっておられました。利水ワーキングは困難だと言っているんですよ。実際に当たって。それなもんですから、私が5月2日に道路管理者と河川管理者がしっかりとこのことについて結論を出して下さいとお願いをしたんですよ。それで浜委員が先程言ったように、今までそのことについて道路管理者と河川管理者からは一切アクションが、実際の事務方を担当している、これが普通は河川管理を実際やっている方に、そういうような調査の依頼もなんにもないから、ということをおっしゃって、そういうことになったのなら利水ワーキングの結果である、困難を取るべきではないか、そういうことになれば、地下水の方を上げたらどうですかということをおっしゃると私は取っているんですけども、それで今の話がスタートしたと思っているんです。あくまでも財政の中での利水の部分を砥川についてはどうなっているかということが今まで結論が出てこなかったのを、今明確になったので、そのことを書いて欲しいということであって、別にそういうふうにしるということをおっしゃるのではないと思うんですよ。それを明記しないと片落ちではないですかということをおっしゃっているのではないかと私は思っているんですよ。

宮地委員長

はい、分かりました。それを書き込むことは私はできると思いますけれども、ただその前に問題はですね、600億の話だと思うんですよ。そのところ他の話というのは具体的に例えば、曝気装置でやれというならば、曝気装置があると、それから砥川から水を引くならば、その水の引き方がございますよね。そういう費用は今まで試算してなかったけれども、それに足されるだろうと、それは私も十分理解できます。それともうひとつ、そういう利水というようにも地下全体の汚染の話というところとちょっと桁が大きくなる。それは今までこの中では議論をしていないことだと私は思います。だから、これは利水ワーキンググループのご返答の中には、そういう問題もありますよと言っておられますし、岡谷市のご要望の中には、それはございますけれども、それはまだ検討委員会の中では、議論は進めていない。但しあんまり大きいものですから、それをやらなければいかんかどうか。それはご判断が分かると私は思っているんですが。

浜委員

利水ワーキングの方で、新和田トンネルの湧水のことにつきましては、実際に利水者である農業者、わかさぎの管理組合、この方々にお話を聞いてきた訳ですね。それで、

答えとして現時点ではいろいろな問題がありまして、現時点でこれを取水するのは困難でありますということです。これは部会の中でそういう結論が出たんです。それで現時点でということは、先程も幹事がおっしゃったように、いろいろな課題をクリアーできるのならばこの水は使えるかもしれないという可能性は残っているんです。ただ、もう既にもう部会がいつ終わりましたか。3月の末に終わりましたね。2ヶ月経つのに、その一番何と言いますか、新規水源としての可能性が残っている新和田トンネルに対して、湧水に対して、何のアクションも行政の方ではできなかったということなんです。それでここまで来たんです。もうですから、その問題に対しては、これ以上議論しても仕方ない話なんです、私自身利水のワーキング座長をもつものとして、そうしますと、後、残されているものは、いわゆる、今現状で飲んでいるトリクロロエチレンの混じっている水を飲む、このこととそれからもうひとつは先程出た利水ダムを造るのかどうか、この2つしかないんです。土壌が汚染されているものを、それを曝気装置して飲めばいいではないかというお話はこれは全体論外でありますから、ですから、もし、その地下水を飲めとおっしゃるのならば、土壌改良が610億かかるうが、700億かかるうが、やる必要があると私は思っています。そういうことです。

宮地委員長

ご発言が偏りますと、まずいんですが、こっちへいきましょう。ちょっと待って下さい、はい、どうぞ。

石坂委員

私、利水ワーキンググループのメンバーのひとりですけれども、今座長がご報告されたことはワーキンググループとしての結論としてはその通りですけど、それは先程幹事がおっしゃったことや先日、松島(信)委員がおっしゃったこととそういう意味ではイコールで、ワーキンググループとしてノーという結論を出したのではないということも改めて確認させてもらわなければならないと思うんです。座長がおっしゃったように、クリアーする困難ではあるけれども、クリアーすべき条件、クリアーすれば、可能性がない訳ではない、これがワーキンググループの結論ですので、その後アクションがあったとか、なかったとか、いろいろなお話がありますけれども、アクションがなければ一切採用しないということ自身はワーキンググループでは、そこまでは確認していないということがありますので、現時点で、だからと言ってこれが最有力かということは、私はそういうことを申し上げている訳ではないんですけれども、新和田の湧水の問題についてはワーキンググループで出した結論は先程の表現の通りであって、それはイコール、ノーではないということは確認して頂きたいと思います。

宮地委員長

浜委員が先程おっしゃったワーキンググループのまとめということは、私よく理解できます。その通りだと思っております。ですから、それはある意味ではダム+河川改修案の方に入っておることで、もしそれがなくなったらどうしてくれるんだと、こういう話でございますね。ですから、なるべく、違う方にご発言を頂きたいと。はい、どうぞ。

松島(信)委員

今土壌汚染の問題、トリクロロエチレンの、こういう言い方をされておるんですけれども、これはちょっと認識が浅いと思うんですね。あれ土壌ではないんです。横河川全体の扇状地の中の砂礫層まで汚染されておるんですね、それがトリクロロエチレンの汚染そのものなんですね。これを解決するためには、先程私が申し上げた、地質汚染なんですから、どう解決するかという基本的な方法はあの砂礫層を全部入れ替えなければな

らん訳です。これはダムを造るとか造らない問題よりも遥かに規模の大きい問題なんです。これをこの検討委員会で取り上げていくべきかどうかということから議論しないと、とても下諏訪ダムに関わって、いろいろ工事を行うというような規模の問題ではなくなってしまうんです。これはダムがあるとかないとかいうよりもちょっと次元の高い問題になってきますよね、それをどういうようにするべきかということをやっと冷静に話あって頂きたいと思います。

浜委員

おっしゃる通りだと私も思います。砂礫層かそれが土壌汚染か云々という議論は外しまして、岡谷市がそこまで、コンサルに委託をして、そうした土壌改良をするためには610億をかけなければならないというところまで調査したという実績はある訳ですよ。実質そういうことをしている訳ですね。それだけ岡谷市の水問題というものは行政挙げて、住民挙げて大変な問題であるということ認識をして頂かなければ、簡単に解決して、しかも、この中で、まったく取り残されて行ってしまうのでは私としても職責が果たせないということなんです。その辺を是非お願い致します。

宮地委員長

今の話聞いていますと、やはり、話は非常に大きい、スケールの違う問題ですね。これは率直に申しますと、ダムがあるとかないとかいう超えた問題がある。だから、そういう意味で、あるにしてもないにしても岡谷市の汚染の話はたまたまこの検討委員会でやっていまして、議論が非常に明確になって来た面がございますので、その辺はいろいろな意味で書き加える。県へのお願い。その話と今の考えている枠内での利水対策と申しましょうか、その辺のことについてはちょっと別の考え方でもいいんじゃないかと思っております。但し、岡谷が何回もそういうことを言っておられますしね、それは十分理解致します。それはどこかでこれだけ強い議論がありますと、やはり、ダムありなしに関わらず、是非、申し上げるべきことのひとつだと思っております。どうでしょうか。

宮澤委員

私も委員長のご認識には先程から別に違っている訳ではないんですよ。これは私ども部会の中で賛成、反対の両方から出たことなんです。それは当然のことなんです。ただ、地下水から取れということを決める訳です、片方は。分かりますか、委員長。他にないんです。新和田トンネルからの取水ということだったから、ここでもってもう1回問題にしたんです。でなければ、どうしても利水の中で片方の案に触れておかないと、片落ちになってしまう。それでは財政のところはどういうふうに触れるか。新和田トンネルでも良いんですよ、新和田トンネルからの取水が可能だということを決めて頂けば、その部分をここに載せれば良いと思うんですよ。だけど利水ワーキングからの答えは困難で、その利水ワーキングの座長から委員会へ、先程、石坂委員がおっしゃられたけれども、1回全部に当たって、道路管理者にも当たった上で不可能だと。こういうふうになって来た時にまた幹事会の方から不可能ではありませんと、こういうことでもって話はまたおかしくなってしまうんだけど、それで、要するに、ひとつ決めてもらえば行けるというのであれば良いんですよ。決めてもらえば。松島(貞)委員の言われる利水ダムが良いというのであればそれぞれでいいんですよ。算出してもらえば、そういうことなんです。私が言わんとしていることは、だから、それが残された選択肢が今ひとつしかないというのが、この検討委員会の利水ワーキングの結論だから、そういうことになると土壌の問題としては松島(信)委員が言われることは当然だけれども、それ以上に関わってくるのではないんですかということをお願いしている訳です。だから、浜委員の600億というのを出すか出さないかの算出の方法は五十嵐委員の言われるように、

やり方、出し方は別問題として、浜委員の言われるように部会では明確にこれは調査の結果600億ですという、浜委員から出されている数字があったこともこれは事実ですから、部会の報告の中で、そここのところだけはどういうふうな改良を加えるのか、どういうふうにするのかということが、明確に出ていませんから、そのことを強く主張するつもりはございませんが、そういう経過ですよということでお話をしている訳です。財政のところ絡んできているから今申し上げているんです。数字が一人歩きしますから、利水をどうやってのせるのかという選択肢を財政の場合にどうにか形でもって入れておかないと単純に235億と15億円をお比べになっちゃうんではないんですかと、こういうことを先程から申し上げておる訳です。だから、浜委員の言われた数字もどこかに明記しておかなければまずいのではないですか、ということをお願いだけです。

宮地委員長

はい、どうぞ。

青山幹事長

今の利水の関係ですが、利水ワーキングの方でそういう見解と同時にもう1回、この委員会で道路管理者や河川管理者の新和田トンネルの湧水についての見解を示して欲しいという質問があった訳なんです。それで、では、それについて、道路管理者、知事、河川管理者、知事、これは知事も含めた見解なんです。これは、それが関係機関の方へ当たっていないではないかというお話をすれば、それは今審議している最中でございます。そうすると代替水源ということで、我々が県が乗り出すということは、もうダムは止めたという誤解を招く訳ですよ。だから、検討委員会で今の段階でうちの方は可能性は0ではないですが、こういう問題を調整すれば、可能性はありますという見解を出した訳ですよ。そういうことでご理解頂きたいと思っておりますけれども。

宮地委員長

前回の、何かございます。どうぞ。

竹内委員

かねがね論議を新和田トンネルの論議を聞いていて、可能性がない訳ではないという話もあったんですが、ただ論議を聞いていて、話を戻す訳ではないんですけども、結局、答申を出すという時に、やはり、部会でも審議未了のものをやはり、具体的にどう検証するかということは、検討委員会の役割としてある訳ですよ。その時にあの方法もある、この方法もあるということではないと私は思うんですよ。そういう意味では利水というのは極めて大事なものですから、一定の検証をした上できちんとしたものをこうだというものを出す必要があると。それをすることが責任だろうと、県の今の答弁は、その理由として、それはダムが中止になったと勘違いされれば困るとか、それは私は違うと思います。県としてしっかりですから、そういう意味でいけば、どうするんですか、本当にそう思いますよ。これがもし答申で出た時に、これから当たってみて、駄目だったという話を通るんですかね。そういうことを言っている訳でしょう。先程以来。それは検証はやはり、一定の方向を出す責任ある。

宮地委員長

検証できていないことはこの議論の中には一杯私はあると思っておりますけど。いろいろ。

竹内委員

利水の問題は岡谷市の場合、大変な問題であるということは前から分かっている訳で

すし、ちょっと今の県の答弁、県の答弁に対して言っている訳です。

宮地委員長

前回の議論で私はこのところはそういうことで話がっていると。

宮澤委員

委員長、意見を聞いてからまとめて下さい。委員長から途中でまとめちゃうもんだから、みんななんだか分からないけど途中で切れてしまうんですけど。

宮地委員長

分かりました。

宮澤委員

よく意見を聞くことを、反映することを私も部会長の時文句言われましたけれども。

宮地委員長

宮澤委員にそういうご注意を頂くとは申し訳ございません。

宮澤委員

非常によくない。あんまり。委員長の進行の仕方について一言申し上げます。委員長がまとめられるのは結構でございますけれども、ひとつの問題をじっくり意見を聞いて下さい。多くの人達の意見を聞くのは結構でございますから、それから今の問題であります。今の話でもって、いつも五十嵐委員が言われるように、議会では、また同じ問題になりますよ。今まで議会で質問をすると、県はそれは今検討委員会で論議していますから、検討委員会より先にできません、というのが県の見解です。ですから、私は5月2日に検討委員会から今度は県に聞いたんではないんですよ。道路管理者と河川管理者に聞いたんです。間違えないで下さい。ここは。そのことを出していかなかったら、私も水の問題にはいろいろあると思うんです。ダムを造った方からすれば、トリハロメタンが発生するとかいろいろな論議がございました。片方の論議をどうだとか言うつもりはありません。しかし、少なくとも、今の岡谷市の水の問題はトリクロロエチレンがああいう状況にあるということは出ている訳です。片方の案のことについては、その案なんです。だから、どちらかの案にするかということをお願ひした訳です。それを委員長が取り上げて、幹事長が責任もって答えたはずなんです。そのことを私が申し上げたのは、こういうことがあるから申し上げたんです。最後の詰めの際に必ず出てくるから、これで議会も検討委員会に、検討委員会はここで出された結論は違ったような状況になったらどうするんですか。ということになっちゃうんではないかなということなんです。私これ以上言うと、喋りすぎになりますから、申し上げませんが、この内容のことについては皆さん理解して頂いていると思うんですが。

宮地委員長

他の方で、幹事会改めてそれについてはおっしゃることございますか。

青山幹事長

ですから、見解を示せという、県河川管理者なり道路管理者の見解を示せという、こういうご質問ですから、現段階における管理者なりの見解を示したとこういうことでございますけれども。

宮澤委員

もう1回お聞きします。それは県の担当のそれぞれの河川の責任をもっている部会では諏訪建設事務所の所長に権限が委譲されておりますけれども、その立場ではここでは不可能だと、こういうことを明確にお話ございました。横河川なんか。利水の座長のご報告からお聞きすれば新和田トンネルのところについては道路管理者の職員とお話をして頂いて、これも困難だという報告は部会報告の中にございましたけれども、これとは違うんですが。つまり、本人と権限を委譲してある実際の出先との答えは違うんですか。お聞きしたいと思います。

青山幹事長

最終的に、道路管理者なり河川管理者なりの判断となれば、今までの要するに、現地機関の見解と最終的には知事である管理者の意見調整をしない限りは、県としての管理者としての公式見解にはなりませんよね、当然の話ですよ。それで河川課になり、いろいろな形で関係者が集まって議論をして、それで知事の管理者である元で決定されたというのが、この内容なんですよ。

宮地委員長

私は浜委員が先程おっしゃったことはまさにその通りに私も聞いておりますんですけども、松島(貞)委員どうぞ。

松島(貞)委員

いろいろ言っておりますけれども進みませんので、財政の、委員長まとめられたその他費用の中の代替水道というところの中へ、砥川の部会報告をこうして読みますと、新和田トンネルについては、いろいろ調整があって長時間が要すると考えられ、岡谷市が取得できるかと不明であるということで、その不明というのが、可能性がないことはないという見解のようでございますから、新和田トンネルの湧水を活用した場合と是非、利水ダムを代替水道のひとつとして、その他費用の中の代替水道の案としては2つを入れて頂きたいと思います。

五十嵐委員

2つでいいんですか。それを入れるのは。

松島(貞)委員

地下水をとという話はこれ岡谷市の報告を見る限り、汚染された井戸については閉鎖をして表流水に変えたいということを考えると、その意向に沿えば、他の水源ということになれば、地下水以外の水源のことを代替水道と考えるのが普通かと思います。

○五十嵐委員

600億書けばいいんですか。

○松島(貞)委員

600億円の表記については別のところで表記して頂ければいいのではないかと思います。

五十嵐委員

数字をですか、数字だったら全部財政的にチェックします。適当にコンサルタントが600億と言っているから600億を誰が負担するかも、どういう方法かも分からんで

書く訳にはいきません。

松島(貞)委員

600億という表現が良いのか多額を要するという表現が良いのか分かりませんが、その地下水取水の場合は土壌改良が必要であるという表現はまた別のところで、利水のところで書いてくれても良いと思いますし。

五十嵐委員

数字を除けば、多額な費用ということだろうというのは、こちらにみんな書いてあるんです。同じ表現で、ダムの撤去費用やら環境破壊費用については莫大な費用がかかると、そういうレベルでいいのであれば、書けます。600億書けということであれば、書けません。

宮地委員長

話はですね、またまとめると怒られちゃうのですが、実際に例えば、ここに書いた岡谷の地下水、新規水源、曝気装置、その他と書いてございますね。こういう細かい話とはちょっと別に、話は土壌汚染という話と利水専用ダムという話がここには載っていない訳ですね。その2つを入れるかどうかと、どこにどう入れるかというお話だと思います。そうではないですか。話がそういうふうに区別した方が分かり易いんじゃないかという気がしているんですが、私はまとめ過ぎるものですから、まずいんですが、どうぞ。おっしゃって下さい。

五十嵐委員

松島(貞)委員、利水ダムの少しイメージがあると助かるんですよ、良いか悪いかというのではなくて、イメージがあつてこのくらいの規模のダムですよというのがあれば、数字を弾きます。ただ利水ダムと言ってもピンからきりまでありまして、そのどれを取れと言われると、財政的にはオーダーがありまして、1,000万単位なんですよ、これ。だから、あまりイメージが自由だと困ってしまうんですよ。

松島(貞)委員

利水のワーキンググループの報告にある通り、高さ30mという、類似ダムでいくと約25億円という概算。1万m³取水できる。

五十嵐委員

意見がそういうことあったというのは分かりますけれども、それは合理的かどうかということはどこで誰が判断するんですか。ここでするんですか、するんならして下さい。

宮澤委員

委員長、今利水ダムのことについて今度私部会長の立場であります、これは検討させて頂きました。部会の資料読んで頂ければ、松島(貞)委員のご提案を私にご提案として、良いご提案だと思いますし、利水ワーキングの方からもございました。部会の中では利水ダムを主張される方はおひとりもおられませんでした。これも事実でございます。なぜかという、要するに、河川改修単独案の人はダムは全部造らない方が良いという考え方でございますので、これは出ませんでした。ですから、利水のダムについてはなかったと同時に、下諏訪町が利水ダムについてはまったく意識がないということでございます。それは明確にお話がありました。というのは下諏訪町に出します、湖北事業組合がこれを造るということになる訳であります、下諏訪町が造らなければ岡谷

市はこの東俣川から水利権を取る訳にはいかないということです。横河川以外の利水ダムの可能性はない、こういうことになります。そういうことから利水のダムの問題については、これはございませんでした。この利水ダムのことについては部会の審議から、松島(貞)委員の意見は松島(貞)委員の意見として私は尊重しますけれども、そういう経過でございましたので、そのことについてはお話ししておきます。私はなぜこのことを600億のことを言うと、浜座長が利水の座長さんでございましたり、経過を一番よく知っている方から部会の審議を受けて、お話がございましたので、私も部会長として審議をしてきた以上、片方の意見は片方の意見として載せなければならないのではないかなと、ですから、600億円の地質の全部の土壌改良を全部、そのものに被せるということは言いません。だけれども、少なくとも、岡谷市の水計画では1万m³他、なるべく、外の方から代替水道を取って、自分のところの井戸は閉めていきたいということは申しておられましたので、土壌改良ということは、これはセットになってくる部分があるのではないかと、だぶる部分が。ということでこの河川で新しい井戸を掘るとしたならば、少なくともその地域の土壌改良はやらなければいけなくなっちゃう。こういうことで話を私はただでございませぬ。そういうことの経過でございませぬ。

松島(貞)委員

私利水ダムに触れたのは、砥川の部会報告の10ページのところに多目的ダム、利水ダム等の選択は云々という表現があったので、私部会をしらずにすいません。ダム等の貯留施設を利用するという話と他目的ダム利水ダム等の選択はということがありましたので、部会長からの報告で利水ダムはまったく検討されておらなくて、それは選択肢にもないということだったら私が訂正を申し上げて取り下げたいと思います。

宮地委員長

どうでしょう。部会にあったかどうかということよりも、その検討委員会でやはり、そう判断するかどうかという問題であると私は思っておりますが、本質的に。

○宮澤委員

部会では不可能と言っているんですよ。

○宮地委員長

ですから、それを今、宮澤委員がおっしゃったので分かったのですが、そういうことで、つまり、部会の話は部会としてあって、それを議論していないところがあったら検討委員会で話をすべきだとそう思っております。その岡谷の地質汚染の話というのはまさにその部門なんですね、今の。それはそう理解致します。その話がいろいろなこういうふうなもの考え方と、普通に言ってここの議論はどうなのかという話をしている訳ですが、五十嵐委員もう1回その話をして下さい。

五十嵐委員

宮澤委員と浜委員の言っているところは同じことなんですか。違うことなんですか。宮澤委員は地下井戸を掘ると、その周辺、井戸に汚染を与えない程度の地下の地質の浄化は必要であろうと言っているんですよ。限定的ですよ。400ha全部しろということではないでしょう。浜委員は全部しなければ駄目だと、こういう話なんです。そうだとすると、財政の見積もりできないですよ、本当に。だから、そのことが必要でないとやっている訳ではないんです。財政上算出できないと言っているということだけなんです、私が言っているのは、どっちなんですか。同じ意見。要するに、宮澤委員の意見

は、地下水なら地下水、井戸なら井戸なんぼ掘るといふ、その周辺の汚染は除去する作業は必要だと、こういうことなんでしょう。全部という意味。こちらは全部やらなければ駄目だ、こういう意見なんですか。

浜委員

475ha、全部やれば、610億円掛かりますよということなんです。ですから、他の何か、方法があれば、これは400億で済むことがあるならば、それでも結構ですよ。

五十嵐委員

だから、その方法が示されない限り財政的には見積もれない。だから、巨額な費用が掛かるということまで言えるけれども、いくらという数字まではできませんよ、それでいかがですか。他の項目も一杯まだあるんですよ、そういうことは、と言っているんですよ。宮澤委員の意見にしたって、なんぼ井戸掘って、どのくらい分からない。財政的には見積もれないですよ。

宮澤委員

私も五十嵐委員と一緒に財政ワーキングでこのことは詰めてきました。このことについてはいろいろな条件が多すぎるので、なかなかこのことについてはお金を算出するのは難しいということで、座長の報告文の中に入っていると思います。そういうことでもって今回、その段階では要するに、先程の新和田トンネルの問題と横河川の問題は整理されておりませんでした。これも事実であります。ですから、そのこのところが整理された段階の中でもう地下水しかない訳ですから、そのこのところについては明確に地下水のことについては土壌改良するので、全部がこれとセットではございません。先程、松島(貞)委員おっしゃられたように、部会でもなんらかの形で土壌改良をしなければいけないという意見が出ておりましたから、だけれども、それが急務になったということですね。

五十嵐委員

そこまでの表現は入れたら良いと思っています。しかし、数字で入れるということをおくまで言うのなら、今日は分かりませんから、それはできないですよ、多分、と言っているんですよ。その認識について同じですよ。全然変わらないということです。どうしても数字入れないと駄目ですか。どうしても数字入れるのであれば、利水部会でどういう構造の井戸が何本あって、周り周辺何haくらいやらなければいけないということを出して下さい。そうすると財政ワーキンググループで試算しますから。

宮地委員長

またまとめるというと怒られるんですが、話はどうでしょう。利水専用ダムという、まだ、はい、どうぞ。

松島(信)委員

今の地質汚染に関して、これは岡谷市が調査してあると言うんですけれども、それは確かに、してあると思いますが、それは概算の調査であって、つまり、井戸の周りだけ除去したってこれは駄目なんです。地下水が砂礫、そういうところに染み込んでいって、そこで化学反応を起こしてトリクロロエチレンが、次から次へと生成していくという、そういう構造なんですから、基本的には、その汚染源のもっとも中核部を特定して、そこから、土壌だけではなくて、地下水がどこまで汚染しているかという深さまでちゃん

と調べて、そこから地質そのものを取り替えていかなければならない問題ですから、600億というその数字は良いですけれども、これはもうちょっときちんとした調査があって、という段階でないと、どういう計画が立たるかなんていうことはとても分かった問題ではないから、これは岡谷市だけの問題ではなく国全体の問題になっていて、それは法律を作ってどう取り組むべきという段階までできていると思うんです。だから、そのことを、数値だけ出すとか、出さないとかというレベルの議論でこの検討委員会がやっているとする、社会的批判に耐えられないんじゃないかと思うんですけどね。

宮地委員長

共通理解としまして、どうでしょう。はい、どうぞ。

高橋委員

私は、その精神条項の文章は別としてやはり、具体的に数字はやはり、出さないとしても一般的に比較すると思うんですよね。それで今問題になっている新和田トンネルの可否の問題ですけれど、これは可能性が絶対無いという話ではなさそうなので、この辺についても詰めて、非常に遠くなるはずですが、この工事費は入れるというのが1点。それから水利権の問題を提起しておりますけれども、水利権の問題が解決すれば、新たな取水ダムも可能だろうと私は思っておりますので、それについても、再度、詰めてどうしても額的に入れておくということでない、と、土壤改良という話はあまりにも大きすぎて、利水という問題から少し離れてしまうような気がするんですよ。現実性にかけている訳ですよ。私はやはり、今、住民が困っているのは水がないということですから、やはり、新和田トンネルの問題が一番可能性、私はあると思うんですけれども、水利権の見直し公開というのが基本になってくると思いますけれども、これはやはり、河川管理者の権限でできるはずですから、是非、加えて頂きたい。

宮地委員長

はい、どうぞ。

藤原委員

先程、浜委員に岡谷市の水を飲んでいないではないかと言われたので、いろいろ言い難いんですけれども、この地下水の汚染の問題というのは、やはり、原因があるんですよ。鹿沼市のレンズ会社が原因ではないかということで、トリクロロエチレンの汚染の問題が起きた時に、その事業者は原因としては認めなかったんですけれども、しかし、曝気装置について若干負担をするという形で和解をしているというところはあるんですよ。ですから、この問題もやはり、ひとつは原因をきちんと追求をして、汚染者についてはある程度の責任を負担してもらうという部分も指摘をしておく必要があるのではないかと思います。

宮地委員長

他にございますか。はい、どうぞ。

宮澤委員

私新和田トンネルの試算を入れることは賛成でございます。幹事長が明確に可能性があるということで今、言い切った訳でありますから、今までのこの利水ワーキンググループの結論を全部熟知し、今までの事務局方の話をした上で、なお且つ可能性があるということでトップが決めたことでございますから、それに多いに期待したいと、私はそ

う思います。その言葉の重さを考えまして利水、新和田トンネルの取水の費用は入れるべきだと思います。それから、土壌の問題のことについての600億円、これのことについては岡谷市が明確に資料として出した、発表した数字でございます。ただ、このことを先程、松島(貞)委員がおっしゃられているように、土壌全部を今回の水問題と絡めるかという問題については、五十嵐委員おっしゃられる通り、これはちょっと危険な問題があると思います。ただ、その経過はこれはマスコミを入れて公になっている会議でございますから、これは十二分に多くの皆さんがご理解をしておられたと、600億円をかけても土壌を換えなければならないというところの地域の深刻さ、これは想像を絶するものでございます。そこら辺のところも含めて、それが水道管理者から説明があったということは明確なことでございますので、この明確がこれだけ論議された以上、浜委員からのご提案でございますが、私はそのことについての論議を含めて、この経過を詳らかに中に入れて頂くということの中で、進めていかれたらいいと思います。ただ、地下水から取るということになりますと、岡谷市は今の現状では、新たな地下水を、井戸を掘れることはなしと言っております。公聴会ではまだあるではないかという、こういうご意見がございました。水道事業者ではないというご返事ございました。それだけ汚染状況は水道事業者が一番よく分かっているはずでございますので、そこら辺のところも含めて、その分野については、財政の問題で書く時には、また五十嵐委員の方からご相談あると思いますので、私としては、勿論、部会でそういう報告があったが、具体的には、というような書き方がいいのではないかなと、こんなふうに私は考えます。

浜委員

岡谷市の利水の問題、水道水の問題は治水の問題と若干違うところがありますね。これはもう既に今日から水に困っているということなんです。治水の問題は30年後の話なのか、50年後の話なのかのお話になります。しかし、岡谷市の水は既に今日から困っているということなので、例えば、新和田トンネルの問題について、私もいろいろな調査をして参りましたけれども、いずれに致しましても水利権の問題ですとか、それから正常流量の問題、或いは、わかさぎの問題、こうした問題を含んでおります。権利関係の問題も含んでおります。従って、ただ単に長期間を要するというような形の中での解決はできない問題だということだけは、お含み頂きまして、もう今日から水は困っているということだけは、ご認識を頂きたいと思います。

宮地委員長

どうでしょうか。話は動きが出てきたと思っておりますが、五十嵐委員。

五十嵐委員

そうすると先程のダムは無しで良いんですか、今まで残っているのはトンネルから水を引く、その物的な費用ということで良いんですか。それなら、時間は掛かります、どのくらいになるか分かりませんが、それをのつけることは可能です。どのくらい掛かります？それで試算できますか。

五十嵐委員

それは入れることは可能です。これを採用すれば、こうなるということです。

宮地委員長

いかがでございましょう。今の話全部、大分時間が掛かりましたけれども、結局、こうではないでしょうか。ひとつは利水専用ダムというのは、いろいろお話ございましたけれども、現実的にはいろいろな部会の議論、それから個々の議論でも今のところは止

めておいた方が良かったらと、率直に申しますと、そういうふうな委員会としての方向であろうと私は理解致します。それからもうひとつ岡谷の土壌改良の件につきましては、利水の現実問題とは別に非常に大きなお金が掛かるけれども、こういうことは是非、岡谷の為に必要だと、例えば、岡谷の報告によると600億掛かるというけれども、これはダムのあるなしに係わらず、重要な問題だから、是非どこかで考えて欲しいと、そういうことを付け加える、それはいかがでしょう。それともうひとつ、現実的にダム無し案の時の新和田トンネルからの取水の問題につきましては、ひとつ残っておるのは、道路管理者と水利権者ですか、その間の話合いの問題は残っている。それは今すぐにどう進めると言っても難しいですが、やるということは幹事会の方もご了解になっているようですから、それは是非やって欲しいということ、それからもうひとつ実際に新和田トンネルから可能であるとすれば、水を引くんだけれども、その費用の概算はどのくらいになるか、それを出してもらって、ここの話に付け加える、そういうことではないかと思ったんですが、いかがでございましょう。よろしゅうございましょうか。はい、それでは委員会としては、そういうことで利水の話よろしゅうございましょうか。どうでしょう。確かに、ご意見としては出ておる訳でございますね。実際問題として、要するに、利水ダムを造るということだと、簡単に言うと、逆に言うと、下諏訪と岡谷は治水ダムから撤退するということになる訳ですわな。話としては、率直に言うとそういうことになっちゃう。今の場合、そういう考え方をするよりは、他の方で処理できないかということだと思います。どうでしょう。今の私のまとめでよろしゅうございましょうか。それでは試算がありましたら、それを実は会議がいろいろありますので、すぐ出ますか。どこかでお持ちですか。できれば数字があったら見せてもらった方が良くと思うんですが、どうぞ。

浜委員

この新和田トンネルのですね、水を、これを水量をワーキングの方で調査を依頼してきた経過がございます。それで相当ばらつきもあるんですが、岡谷と下諏訪併せて、11,000m³というお話がありますですね。それに対して、新和田トンネル湧水量として、これはヒューム管とU字溝の方から出ているんですが、いずれに致しましても最近のデータにおいては8,000m³から9,000m³前後の水位なんですね。なかなか測り方が精度が難しいみたいなんですね。他の測り方をすると5,000m³くらいに減っちゃうこともあったみたいですね。いずれに致しましても11,000m³には満たないということはあるんですから、その辺はどのようにして頂けるのか。

宮地委員長

その辺は実はコンサルタントの調査でも、例えば11,000m³というのは、ちょっとオーバーではないかという調査もございましてね。その他に岡谷市はいろいろなことであるという話でございまして。そここのところは、どうでしょうかね。ここで岡谷市には何m³の水が要するという事は、ここですぐ決定できないように私は思う訳ですが。

宮澤委員

私は岡谷市は日10,000m³ということは明確に出ている訳ですから、10,000m³ということで、計算されなければ、計算する数値が出てこないと思います。ダムから取る数値が10,000m³ですから、それに変わるべき数字は10,000m³であるはずですから、10,000m³という規模でもって、考えていくのが良いと思います。

宮地委員長

計算の基礎はそういうことだと思います、勿論。それで新和田トンネルからどれだけ

取れるかということは実際にやってみなければ分かん。諏訪市の前の町長さんのずっと言っておられることは、諏訪では、あそこには5、000m³の水は取れると言うことは言っておりましたですね。それだけでは十分に足りないではない、ということも有り得るかとも思います。分かりました。いかがでしょう。ちょっといろいろ叱られてまして、ちょっとくたびれてきたんですが、松島(貞)委員、どうぞ。

松島(貞)委員

今の話と離れてよろしいですか。財政のちょっと基本的な話でよろしいですか。

宮地委員長

もしそういうことだったらちょっと休憩をさせて頂いた方が頭もクリアーになると思っております。はい、どうぞ。

大熊委員

今の議論は終わったから参考までに言いたいと思うんですけども、土壌改良までやって水を綺麗にするという議論にまでいくと、多分、これからは口の中に入る水の量は大変少ないので、それと普通のは分けよという議論が既に上水道計画やなんかの議論の中で出てきております。ですから、いざとなったら、そういう口に入る、現実、東京の人なんか、ほとんどご飯たく水なんかも買っている訳なんですね。そういう時代に今なってきたる訳なんで、新たな上水道計画があるのではないかと、そういう議論が今、学会の中で少し始まっているということは参考までに申し添えておきたいと思います。

宮地委員長

それでは、お願いします。

幹事(食品環境水道課)

新和田トンネルの導水管を設置するという費用については、だいたい10億から15億くらい掛かるというふうに。1日1万m³で10kmほど距離があるようですが、引張ってくる管の設置費用がだいたい10から15億くらいということであります。

宮地委員長

はい、分かりました。

浜委員

それは導水管ですから、それを貯水しなければならない場面も出てくることは。

幹事(食品環境水道課)

浄水場の設置費用などは入っておりません。

宮地委員長

その辺は実際に必要かどうか、工事の問題もございまして、こういうのは、どれだけ補助があるのか分かりませんが、今の話明確に出ましたから、それはですから、前の表には載っておりませんが、今の話で財政の方に金にプラスをしておいて頂きたい、頭の中で。その中に計算できない費用も勿論ございまして、よろしゅうございませうか。話はつきました。それでは、今、25分でございますので15分で、よろしゅうございませうか。話はどんどん広がりそうですね。難しいの。今の話はちょっと浜委員、後でまたあったら追加して下さい。それでは、15分休憩しまして、2時20分、つい

話が戻りますんですが申し訳ございません。以後気をつけます。

<休憩>

田中治水・利水検討室長

それでは、休憩前に引き続いて、審議の方をお願いしたいと思いますので、委員長、お願いしたいと思います。

宮地委員長

それでは、ちょっと席に着いて下さい。まだ五十嵐委員がお見えになりませんが、お見えになると思います。だいたい、話はまとまったと思いますが、ちょっとまだ先程のご報告の話で、幹事の方から話がございまして、ちょっとまだまとまっておりませんので、それは後から伺うことに致したいと思います。それでいかがでしょう。財政の話は今やっているんですが、先程、私ちょっと申し上げましたように、砥川のダム無し案の方についての議論の入れ方、これは土壌改革と利水専用ダム、それから、新和田の話、一応、皆さんの共通のご理解頂けたと思っております。それで、いかかでございます。財政の話、まだございましょうか。これをご覧になって、こちらからいきましょう。

大熊委員

前回の最後にも浅川と砥川の河川改修費の比較でちょっと私は単価のことを申し上げました。それはこうなんだということが終わった後、少しお話頂きましたけれども、私は、やはり、ちょっと砥川のものと比較してみると、どうしても浅川の方が大変高いということで、m当たりで換算し直してもかなり高い金額になっておりますので、浅川の明細をもうちょっと詳しいのを見せていただきたい。この前の話ですと、護岸とそれからそれに関連する工事費も一緒に入れているというお話でしたけれども、是非、明細をもっと細かいのをいずれ見せて頂きたいということで、お願い致します。とりあえず、この金額ということで考えておきますけれども。

宮地委員長

目安のことで、細かいことを大熊委員が知りたがっておりますので、幹事会対応して頂けますね、後で。お考え頂けますか。今の大熊委員の細かい試算という話、後から出して頂けますでしょうか。はい、お願いします。他に今度は石坂委員。

石坂委員

財政に関わって、先程利水のことでもかなり議論になりましたけれども、既に確認されていることですので、確認という意味でいいんですけども、ダムサイトの地質を中心とする安全性の調査については、是非、ダムあり案の方には調査の試算を入れて頂きたいということで、先程は第四紀断層の第二次調査のを中心にご説明や多少の議論がありましたけれど、それに留まらず、松島(信)委員からもご提案ありましたように、この間の部会、及び検討委員会の中で、追加調査の中で、多少のことは今までよりは解明されたけれども、全容は分からないという心配される問題については、第四紀断層二次調査という調査というものに留まらず、調査を実施して頂き、その費用の試算をして頂くことを、試算に加えて頂きたいということで、先程、お聞き致しました二次調査に関わる、例えば、2、000万円くらいの3ヶ月を要するという調査が、例えば、FVのこの間、言われてきました第四紀断層であるけれども、新河床礫層への影響が少なく、変位量はそう多くないと思われる、と思われるを取り除くような、そういう中身の調査にして欲しいことと、先程、松島(信)委員も言われました、F-9と溝状凹地の関連性な

どの、思われるということではなく、関連性がきちんと住民が安全性に納得のいく、そういう説明がして頂ける、そういう中身の安全調査を是非して頂くと、そういう試算をして頂いて、費用の追加はお願いをしたいということが1点。2点目は利水の問題で、様々な議論がありましたけれども、これは今後の他の流域にも関連するかと思えますけれども、特に水道用水の取水に当たって、従来の他目的ダムからの取水でない方法に変えた場合に、市町村の財政負担の問題とか、それから水道事業者は市町村であるということで、若干の補助率の変動とか、いろいろな問題がある訳ですけれども、この間の議論の中にも出てきておりますように、そういうことに切り替えた場合に、極端に例えば市町村の財政負担が多くなるということでは、やはり、まずい訳ですので、その辺の財政支援といいますが、県としての新しい支援の在り方、それは金額では出ないと思えますけれども、考え方として、財政ということに、ものを言うのであれば、私は大事なことではないかと思えますので、そのようなこととか新しい支援の在り方ということと言いますと、例えば、浅川の方で言いますと、都市型水害をできる限り緩和していく、それから浅川への流出量を抑制していくということで、今年度から長野市さんがご努力されるというふうにお聞きしておりますけれども、各戸貯留などのそういう新しい手立てについても何らかの財政的な支援とか、支援の在り方、そういうものを、財政の問題をまとめていく時には、そういう観点も入れて頂きたい、新しい支援の在り方を検討すべきである、積極的に、そういう項目といいますが、考え方を是非入れて頂きたいという2点についてお願いしたいと思います。

宮地委員長

今の財政支援の話というのは必要性ということを強調で、よろしいということですね。もうひとつ、安全性の調査の話で費用を今すぐこの財政の枠の中で描かれて、というようなことを考えなければいけませんか。

石坂委員

分かる範囲で、2,000万というのはありましたので、それを含めて、それだけでない調査を要するという、金額が出なくても結構ですけれども、そういう費用は見込むべきであるということを入れて頂ければ、結構です。

宮地委員長

調査の必要性ということは強調して、分かっていることは、こういうことはあるということ言えば良い。分かりました。風間委員、どうぞ。

風間委員

私もこの検討委員会に参画をさせて頂いて、日が浅い訳ですけれども、1年間、皆様方ご議論頂いた、その流れというものを一般市民、一般県民という立場で、一番この委員の中では比較的、会議というものを客観的に見てこれたものとして発言を許して頂きたいと思うんですが、比較的、基本高水とか、或いは、ダムサイトの地質の問題とか、或いは、環境問題、森林の問題もそうでありますけれども、非常に一般市民レベルでは、少し知識的に届かない。非常に難しい、ある意味では難しい議論であるということは一面事実であろうと思っております、その点、一般市民の皆さんと接する中で、今、検討委員会で基本高水というけれども、一体それは何なんだいというような、本当に率直なご意見も聞かれるような、そういう中で、今般、五十嵐委員が中心になりました、財政ワーキングが中心になって、これだけの試算をされたということでございます。非常に評価するものでございますし、非常にご苦労頂いた点は感謝致しますけれども、ある意味、そのような一般市民、県民の皆様方にダムあり案が良いのか、或いは、河川

改修単独が良いのかということ、選択して頂く、その知識をもって頂く上では、この委員長が資料として示されたような数値を網羅して頂いて、分かり易い形での議論のひとつではないかと思う訳です、比較的基本高水や治水の問題等々の議論に比べれば数字が出てくるという点ではですね、一般市民には比較的、理解がしやすい、そういうふうと思う訳でございます、一定になるということでは効果があるというふうに思っている訳です。そこであまりにも単純な話なものですから、皆さん方も言い難いと思うんですけれども、単純にこの試算を見た時に県の支出はどうかという点で、比較をしなければいけないだろうと、私どもは長野県の治水・利水ダム等検討委員会という位置づけである訳でございますから、その中で我が県が一体これだけの財政難の中でどのくらいの支出がそれぞれのケースの場合、必要なのかということはこの数値が物語っている訳でありますけれども、片方のダムあり案の場合は73.5億だし、或いは、浅川でありますけれども、河川改修単独の場合は県の持ち出しが102億であると、その差額は30億であるというようなことが一応、いろいろ石坂委員のお話のようなまだ加算されなければいけない部分もあろうかと思っておりますけれども、しかしながら、一応、県民の皆さん、或いは、市民の皆さんに提示する上で、非常に分かり易い比較のひとつであろうというふうに思う訳です。その意味で30億の差というのは、一般市民、県民のレベルから見れば、ダムを支持するという点で大きな理由になり得るのではないかとこのように思う訳でございます、その点もあまりにも単純な話ではありますけれども、私は一言では、人間の生命、或いは、河川行政のもっている安心度というものは、費用対効果では私は論じるべきではないと思っておりますけれども、しかしながら、ひとつの理解をするための一定としてはこの数字は使い得る、支持する理由になるのではないかとこのことが私は言えるのではないかと思いますので、そのことをきちんとした形で明記をして頂ければと思います。それからもう1点、浅川の部分でございますけれども、ダム中止に見込まれる県の費用で最大421億だということになっておりますが、この最大という言葉の方がどうかというのはちょっと一点ございまして、中には試算ができないもの。例えば、ダムができなかった場合の長野市の利水対策の措置、これは長野市が当然求めてくると思うんですが、それらの費用というものはこの中に入っていないということを考えればですね、最大という言葉が421億の頭についているというのは、ちょっとどうかというふうに思う訳でございます、その辺、細微なところでございまして、この辺、ちょっとご考慮頂ければと、そんなふうに思います。

宮地委員長

今の風間委員のご意見だと思っておりますが、高橋委員どうぞ。

高橋委員

その他の費用でダム撤去というのが額は載っていませんけれども、ありますけれども、ダムの撤去するという条件なんですけれども、どういう条件で設定するのか知りませんが、恐らく堆砂でその目的が達せないから、それを撤去することだと思いますけれども、日本の国でそういうのをあまり聞いておりません。外国ではあるようでございますが、あえて、堆砂、満杯になったから、どうして壊さなければいけないのかと私は思う訳です。形のあるものですから、当然、耐用年数あるでしょうけれども、過去にそういう日本にはまだ例もありませんし、どうしてここへそういうものを挙げなければいけないだろうと、不思議でならない訳ですけれども、満杯になっても砂防の目的が達成できる訳ですから、あえて、撤去する必要はないのではないかと私は思います。

宮地委員長

そういうものを入れるべきではないと。

高橋委員

これを入れてあるがために、脱ダムという観点から出たものだと思います。現実性には乏しいと私思っております。

宮地委員長

竹内委員。

竹内委員

今の問題はちょっと、今の高橋委員の問題提起から外れてしまう部分ですが、今のは整理しなくて良いんですか。撤去について、今必要ないという話が出ているものでどうするのか。

宮地委員長

そのところはどうでしょう。必要であるかないか、その他、全然勘定できない費用もいろいろございますね。だから、そういう意味で、そこは私はカッコ付きの部分ではないかと、私、全体として理解しているのですが、財政がお出しになったなかでは、どうでしょうか。だから、最大という意味も、つまり、その中でいろいろな事があり得るけれども、そう感じているものではこうだと。ダムの撤去費用がいくらかという試算ではない訳ですね。

高橋委員

金の話をしている訳ではありません。

宮地委員長

そうですね、はい、そういう考え方を入れるかどうかということなんでございますね。それは私も理解できますが、入れるべきでないという意見ならば、ありますが、それは何というか、両方比べておる訳でございますので、どうでしょう。そこ全体的にやっておかなければいけませんか。どうですか、高橋委員。入れるべきではないという意見があった。それは私ご提案として理解を致します。そういうことがあったということによるしゅうございますか。

高橋委員

外して頂きたいということです。

宮地委員長

そういうご主張になっている訳ですね。それを今ここで決めてしまわなければいけないものなんでしょうか。全体聞いてからに。今やった方が良いですか。それは今、考え方、お金の問題ではないようですので、そういうものもいるかもしれない。撤去する時にはお金がいりますと、今の試算の中でそれをそれ程考えなくても良いだろうというご提案でございますね。

浜委員

財政ワーキンググループの報告ですね、座長五十嵐委員始め、竹内委員、宮澤委員とこれは連名で出ているんですが、ここに今の高橋委員のダム撤去の話、これ環境回復まで考えれば天文学的な数字になるので算出が不可能であると、こういうことはこれは三者一致したお考えなんです、もし三者一致したお考えなら、ダム撤去の問題はある程

度考えていかなければならない問題だと、捉えていかなければならない問題だと思っておりますが。

宮地委員長

はい、どうぞ。

五十嵐委員

3者一体です。全て。

宮地委員長

試算不可能であるというのであれば、試算する訳にはいかない。

浜委員

3者がダムをある時期には撤去すべきだと、こういうことなんですね。

五十嵐委員

世界各国そうやっていますし、そう思いますけど。全部、世界中そうですよ。

宮澤委員

その議論については3人の中で議論があったことは事実でございます。天文的な数字という表現についてもどういうところかというお話もあったことも事実であります。それぞれの側のご意見がそれぞれの側のご意見に3人の中にありますので、そういう中でもって、ダムを片づけなければならぬかという立場で出てきたことでございます。この書き方については3人がそれぞれ了承して出したものでありますから、異論を挟むものではありません。ただ、そのことについて、それが本当に必要であるかどうかという問題についての必然ではなくて、それぞれの案についての意見を勿論、もっているということでございます。ということだけご理解をして下さい。それから、これでもしそういう形になると砂防ダム、これ今回入れるか入れないか議論決まっておりますけれども、入れるということになってくると、これの堆砂の問題と撤去の問題をどうするのか、砂防ダムは本来撤去するものではありません。そこら辺のところもどういうふうにするかという議論はしておりません。

浜委員

堆砂をして、今高橋委員のお話のように、堆砂をして満杯になっても砂防効果はあると、なぜ撤去しなければならないか、それからもう1つは、堆砂をしてきた砂をこれは浚渫はできないんですかね、ダムでは。これ幹事会の方でもし答えるのであるならば、答えて下さい。これもし堆砂がもし満杯になれば、それを浚渫すれば、それなりのダム効果というものが出てくるのではないのでしょうか。この辺のところ幹事会が答えて下さい。

高橋委員

関連してですが、ダムの撤去という条件はどのような条件で撤去するんですかと私は知りたいんですよ。

石坂委員

ダムの撤去ということが現実の課題になるかどうか、今、その事態に遭遇していなくて分からない部分があるんですけど、少なくとも治水目的に造ったダムである限り、

一杯になっても砂防ダムの効果はある、それはその通りですけれど、砂防ダムの効果、100%になった時には、治水ダムの効果はない訳ですから、では治水対策としてはどうするかということを考えていかなければいけないということは考慮しなければいけないと、これをこの財政試算に載せるのか、それとも削除するかとか、その問題とは別に砂防ダムになり得た時の治水のダムはどうかということとは別個そういう意味では考えなければいけないということまで含めて、議論していかないと今提起されていることへの答えになっていかないような気がします。

宮地委員長

これは、今私議論聞いていて、後々の環境問題とか外部状況というところも関係があるような感じが私はするんですけどね。例えば、あるところでそういうダムの撤去をやらなければならないという話が出てくる。どういう条件の時に撤去しなければならないか、それはいろいろあると私は思うんですけど。ですから、今、費用は勘定すべきではないというよりも、むしろそれも頭に入れるんだけれども、その費用はどのくらいになるかは試算できないという状況ですので、どうでしょうか。高橋委員が言われたことはダムを撤去するというのを頭に入れるというけれども、今のところそれはそんなに考えられないのではないかとというご意見があった。そういうことではいけませんですか。

高橋委員

ですから、ダムを撤去する必要性というのはどのように考えたんでしょうかと私は聞きたい。

宮地委員長

それは一般的に言えば。

高橋委員

ダムの堆砂によって、その効力が失ったということで撤去するのであるならば、違いますよということ。多目的ダムだから、砂防ダムと考えればいいんじゃないでしょうか、と私には考える訳ですよ。撤去するから環境回復というものもここに出てくる訳ですよ。これに伴う環境回復でしょう。

五十嵐委員

例えば、老朽化補償は考えて良いんですか。

高橋委員

それは当然ですね。

五十嵐委員

委員長、最終的にはダムがいろいろな意味で用を成さなくなった時にこれをどうするのかどうか、論理的にあり得るではないですか。そう考えてはいけないという理由が分からない。額を出せとか、どういう時にダムの撤去するとか、これは今のところ分からないと言っているのであって、論理的に災害が起きたらどうするかも書けという話だったら、同じことでしょう。当然、有り得ること全部書いたら良いんじゃないですか。

宮地委員長

例えば、私は思うんですが、ダムを造った時も堆砂、浚渫とかいうことはいろいろ費用に入れている。そういうことに似ていると思いますが、ただ、堆砂、浚渫だったら

るいろいろな例もあるから分かっている。ダム撤去というのはまだやったことがない訳ですね、日本では、多分。

五十嵐委員

日本がやらないだけで、ずっと遅れている、恥なんですよ。本当にそうなんですよ。世界1回いきましょよ。検討委員会で、アメリカに行ってみればそうなんですよ。

高橋委員

そういう論法でいきますと脱ダムが成立するんですよ。壊すようなものをどうしてこさえるんですかという話になるんですよ。だから、そういう意図で書くとするのは。

五十嵐委員

違う。論理的に考えられると言っているんです。

○高橋委員

私は反対です。

宮地委員長

私先程申し上げたのは、そういう問題は後の環境等の回復とか有効ということとも関連しているだろうと申し上げましたのは、そういう意味なんでございますけどね。

五十嵐委員

ダムを造りたいという、その致命的な欠陥は、ダムが機能を果たさなくなってしまうのか、この解決方法がないということです。世界中に承認されて、こういうことになっているんですよ。それに答えないといけないんですよ。それを求めませんけれども、こういうことは論理的に想定されるので、その費用項目を挙げておくというのは何でいけないんですか。日本ではないというけれども、日本が遅れている話なんですよ。全然世界中の勉強していないんですから。

松岡委員

私も世界の勉強ちょっと足りなくて申し訳ないんですけど、そうすると例えば、利根川水系の都民に水を送っているダムとか、太平洋ベルトへ水を送っているダムもいずれ壊してしまうものだから、要らないというそういうことになる訳ですか、必要なものは必要だというふうに考えて頂きたいというふうに分けて頂きたい。

五十嵐委員

勿論、そうだと言っている。2,500ダムありますけど、全部壊せと言っているのではないんです。必要なものもあるでしょう。大方はダムの致命的欠陥は堆砂によって埋まった時にその効果を果たさなくなる。それをどうするかの解決法が難しいということなんですよ。現に黒部川ダムでゲート開けてやったら、みんな黒部川死んでいるではないですか。だから国土交通省も方針転換せざるを得ないんですよ。

宮地委員長

いかがでしょうか。これはやはり、費用が書いてある訳でございませぬが、考え方としては有り得る。ダムなしの時でも老朽化補償とか、代替水道いろいろございますね。いろいろなことがございますから、考えられることは一応ここに挙げてあるということで、絶対これを考えてはいけないんだという議論にはならないようには私は思うんです

けれども。はい、どうぞ。

宮澤委員

私も五十嵐座長と一緒にこの文書を作ったひとりでありますから、それぞれのご意見を3人の意見を反映したということでございます。ただ、次の環境問題というのが、その次の後にありますけれども、その絡みでちょっとお話でございますが、確かに、環境問題に悪戯だからと、こういう話がございました。ただ、砥川の部会の公聴会の最後の時に、友部さんという方がこういう発言をされました。今まで環境問題、環境問題とおっしゃられたけれども、ダムを造らない時には、7年に1度皆さんが上がってきて、後は散らかし放題で今べんべん草が生えて、環境に一番良いと誰が思いますかと、こういう話を言われました。それでこれが本当にこの状況が環境にいいんでしょうか、ということまで、その地権者は親子でお話になりました。本当に環境を考えるんだったら、もっと前から整備してやって頂きたいと、こういうようなお話もございました。それは部会の方々みんな出られていらっしゃったところでございます。それで今、下諏訪から、部会から上がっている案は、あそこら辺を一大公園にして、そして環境問題とそれから保存種の関係をしていきたいというお話が提案されております。その時にはダムの撤去ということは考えておらない計画でございます。これも現実として、砥川の場合にはございます。そこだけお話をさせて頂きました。

宮地委員長

他の方に入っていくそうなんです。はい、どうぞ。

竹内委員

財政の他のことでよろしいですか。

宮地委員長

財政のことでやって下さい。

竹内委員

いくつか申し上げますが、ひとつは先程石坂委員が言われた、いわゆる、市町村の行う、内水等に対する対応については文書上、やはり入れておいて頂きたい。いわゆる、補助的な意味でこれから支援策を検討する必要があると。それは私からも前回は申し上げましたので、追加しておきます。それからですね、いわゆる、今までの論議の中で整理されていない問題があると思います、財政問題ですね。ひとつはできるだけ別の例えば、住民の安全を守るためにお金が掛かって良いとか悪いという話は別にしまして、要するに、できるだけお金を持ち出しが少ない方が良く、それは一般論として言えると思います。ただ、問題は前にも松島(貞)委員も補助金の関係でいろいろと論議があった訳ですけども、国、県の持ち出しの在り方として、例えば、補助あり、県単独ということで整理されていますよね。従って、例えば、今までの論議を通じて、その辺のところ、検討委員会として要するに、どういう姿勢で望むのかということがあんまりはっきりしないままここまで来ていると思うんですよ、考え方として。というのは、私はできるだけ補助なりの対象として頂くものは頂いてやった方が良く決まっているという対応です。理念的なことは別の話なんです、県単でそれでも足りない部分はやるべきだというのは別の話として、しかし、そういう意味でいきますと、補助をもらうに当たっては、従来からも論議が一杯ある訳ですけど、今までの論議では県の方では県単であっても県の認可を得なければならないという言い方もちょっとされている部分ありますよね。県と単独でやってもらわなければならない。従って、その辺の水準というも

のは、そこはきちんと私どもとして確認をしなければいけないかと私は思います。というのは、やはり、認可されるものなのかされないものなのかというのは、大変私は重要な問題だと思うんですよ。そこのところはきちんとやはり、報告書の中に位置づけて頂く部分が、表現の仕方はちょっとかまいませんけれど、それは私は必要だろうということはひとつです。それから、もうひとつは損害賠償の問題、特に前回、五十嵐委員の方から、その辺について個人的見解として出されました。私も若干申し上げましたけれども、ただ、その捉え方というのは五十嵐委員の捉え方、私の捉え方、違うと思います。ずれがあると思います。この辺をどういうふうに表現していくのかどうか、報告書に。ですから、例えば、補助金の返還についてこういうことが想定されるということが、今400億の中に含まれている、浅川の場合ですね。それに対する判断というのは、これからどうしていくのかということは当然迫られる訳ですよ。ここの検討委員会が迫られるのかどこが迫られるのかちょっと分かりません。ただ、考え方として前回、五十嵐委員の個人案の捉え方が出ました。私はあえて申し上げたいんですけど、それは今までの論議を通じれば、良い悪いは別にしまして、基本的に河川法の捉え方についてもある程度ちょっと違った部分がありまして、この委員会の位置づけでもそうなんですけど、基本的に私は前提にしなければいけないことは、例えば、それをひとつは国の認可に、例えば、認可を得られるような代替案であるのかどうかということ、私はひとつの基準になるだろうと、先程申し上げたことに戻りますけれども、これについては大熊委員は認可に耐え得る内容であると過去において言われております。その検証は、国土交通省のこの間の回答では、その時に国に対して計画が県の方から上がらないと判断できないと、こうなっていて、ちょっと不透明な部分があるんですけど、そこがひとつのポイントであるということと、それからもうひとつは、やはり、市町村との関係があります、と同時に、住民の意見を聞いたかということも当然あります。それと同時に、県の管理責任という問題も当然絡まってくる、河川法上はですね。そこのところを客観的にものごとをどう捉えていくのかということが総合して最後は求められているだろうと、補助金の関係は。従いまして、公共事業評価監視委員会なりが例えば、今後、設置されていくとしても、そのところまさに尺度をもってその審議会、どういうメンバーが選ばれても、客観的な総合的にそこら辺の尺度はどうかと、住民の安全はどうかということも含めて当然評価されるだろうと思います。そのことも含めてよく報告書にはそういう観点も総合的にまとめたものを、案として出して頂いて、ここでまた再審議していくようなふうにして頂きたいというのが私のお願いなんですけれども、要するに、そこまで踏み込んである程度、やっていくのかやっついていかないのかということなんですけど、一応見解は、ですから、補助の関係も含めて統一して、ある程度おかないと、かなり詰めが不明確であると、混乱を招く結果になると私思います。ひとつはですから、補助金、国の認可、認可を得られなければならないということを私は当然のことだと思うんですけど、確認を委員会ですて頂くことがひとつの前提だろうと思います。

宮地委員長

なるべく、安い方が良いというのは当然のことなんですけど、今のよく分からないことがございますね、例えば、国土交通省に出してみないと、認可を得るかどうかは分からん、そういうものがありますので、その辺で、つまり、認可を得るように努力をしるというのか、或いは、その認可が取れることを確認しるっておっしゃいますと、なかなか我々の中では確認ができないと思うんですけど、どんなふうにお考えでしょうか。

竹内委員

というのは、要するに、代替案自体が出された経過は県が計算はしているんですけど、県の考えに基づいて出したものではない訳ですよ。そこを誤解されては困るんです

けれど、計算は確かに、県がして、ですから、それは検討委員会の代替案について出された、例えば、大熊委員なりの考えに基づいて県が計算したということですから、だから、逆に言うと、県の考え方はそこには入っておらないということなんです、そこは確認しなければいけないです。それは経過はそういうことで。それがだから、認可を得れるものなのかということは私にも分かりませんし、大熊委員は認可に耐え得るものだと、こういうことを言われましたので、そうだと思うんですけども、その辺はですから、認可に耐え得るものでなければならぬということ、私は常識の範囲だと思いたいで、あえてそのこと確認させて頂きたい。

宮地委員長

認可を得られなければ、多分、工事は差し止めなんでしょうね。その辺は、基本高水の話として先程午前中の議論に戻るような感じもしますが、やはり、この委員会として基本高水の選択の話にひとつの共通の理解をもって、その中の2つの案として考えている。これは午前中の話だったと私は思うのですが、そういう意味では、得られるか得られないか、それは出してみないと分からない。片方は県が作ったものではなくて、むしろ県が今までやってきた手法で、計算した話、こちらの方は河川砂防技術基準(案)のあのの中に入っている話だという理解でやっている、ということでございますね。その辺は竹内委員もご存知だと思います。それからもうひとつは住民の意見を聞いたかとか、公共事業評価委員会との関係、これは確かに返還を、金を求められるかどうかという時には非常に大きなファクターになりますですね。その時にはやはり、どういう案を出すかは別にしまして、これが非常に大きなファクターになるということは皆さん共通の理解であろうと私も思います。

竹内委員

それと前提になるのは認可もそうなんですけど、評価委員会自体の側の補助金の関わりもそうなんですけど、結局、河川法の関わりでいきますと、結局、その流域で、例えば、いわゆる代替案が従来と違う形で出てきて、住民の合意という問題も当然私はあると思います。そのことを踏まえた上で報告書にどう反映するかは別にしまして、部会が賛否両論になっているというところに、どう捉えてやはり、ものごとを処置していくのかということが今後、当然選択の中にどんどん入ってくると、そういうことだということも申し上げている訳です。

宮地委員長

住民の意見を部会では一応お聞きになったはずですが、この案を実施する時には、また改めて、違うレベルで住民の或いは、組長さんのご意見というものも必要であろうと、そういうことだと思いますが、はい、どうぞ。

藤原委員

財政のことでお聞きしたいんですけども、五十嵐委員が今の答えですか。

五十嵐委員

私は5月17日に補助金の返還に関する意見を出しているんですけど、これなどは少数孤立無援と見て良いのか、或いは、大方、この委員会で合意を得られると見て良いのかを聞いておかないと、非常に重要な論点、答申書く時に、多分これは財政ワーキングとして私が担当することになるんでしょから、少し意見を寄せて欲しい、あなたも重要だ重要だではなくて、あなたの意見はどうだということを言って欲しいんですよ。そろそろ。こういう議論で、できれば、どう見たって、代替案が出た場合に、補助金、進ん

で返すべきであるという議論はないんじゃないかと思うんですが、返さなくて済むとすれば、こういう理屈付けになるだろうというところ、長野モデルで発信したいということについて、完全にひとりで考えているのか、大方の合意が得られるのかを聞いておかないと議論書けないですよ。

宮地委員長

ちょっと私読み込みが足りませんでした。

藤原委員

今の補助金の返還のことなんですが、ちょっとお尋ねしたいのは、財政の中で、これまで掛かった200億、これは全部、国の補助金なんですか。県は全然負担していないんですか。200億。

宮地委員長

はい、どうぞ。

藤原委員

別紙7ですね。第11回の時に配られたダム中止に伴い必要となる可能性のある措置に要する費用、浅川というところで別紙7なんですが、これで河川改修単独案の場合に、過年度国庫補助金の返還というのと、それからこれはダム事業、それから河川改修事業、それと利水者負担金の返還と3つありますね。この額が全部でだいたいほぼ200億、これまで掛かったお金だと思うんですが、これは全部国庫補助ですか。

宮地委員長

どうぞ。

大口河川課長

別紙7の過年度国庫補助金の返還（ダム事業）0または99.6億の話ですけど、でいい訳ですね。これは全部国の負担分です。これに更に単純に言えば同じ額の県費をもっているということです。

藤原委員

これにほぼ同じ額の。

○大口河川課長

ほぼです。

藤原委員

そうすると今までこのダム事業として国庫補助金の返還が99.6億、それから河川改修が110億ですね、それから利用者負担という、これだいたいこれ200億なんですが、国から200億もらって、県でも200億を出して400億使ったということなんですか。

大口河川課長

ほぼそういうことです。正確な数字でいきますと、違いますけれども、そういうことです。今まで400億、400億といわれたのは誤解のないようにお話しておきますけれど、400億円の内、約200億使ったその半分の99.6が今一番上の、先程のダム

事業のお金ですので。

藤原委員

そうすると河川改修事業というのは違うと。

大口河川課長

400億の外の事業ですから。

藤原委員

ダム事業の分についての99億というのと、河川改修はどうしてこれダムが中止になって返さなければいけないんですか。

大口河川課長

ダムとそれから従来から説明しておりますが、ダムと河川改修を組み合わせしてやっておるので、そういう可能性もあるので座長の方と相談して載せてあるということです。計上しております。

藤原委員

ダムでは要するに、河川改修というのは、本来は必要でやっていることですよね。ダムと関連してその河川改修という形になっていても、これはダムが中止になっても河川改修やっている訳ですよね。河川改修の部分については、これは当然その必要なお金として使われたものなんですから、この分について返還しなければいけないというのは、ちょっと理解できないんですけども。

宮地委員長

はい、どうぞ。

大口河川課長

先程お話しましたが、浅川の河川改修は従来からずっとご説明しておりますが、ダムと河川改修、河道整備を組み合わせしてやっているものですから、ダムが駄目になった場合には、それも駄目になる可能性があるということで、財政ワーキンググループの中でどうしますかといういろいろ打ち合わせをする中で、計上しておこうということでやった訳です。だから、今、出されている330m³/sが即これでイコールではありませんという話です。

五十嵐委員

少しでも可能性あるものは可能性あるものとして、載付けました。

宮地委員長

どうぞ。

浜委員

補助金の話もさることながら、これを見ますと、契約解除ですね、業者との契約解除に伴う損害賠償金は0または不明、それから起債の返還の覧も0または不明になっているんですが、0または不明ということなんですが、これは当然421億の中には含まれていない訳ですよね。そうしますと、0でいっちゃって良いのかどうか。これは間違いなく掛かってくるものなんですよね、相当の額が。これをどうしようという話。

宮地委員長

421億プラス不明分がいくつもあるということですね。

浜委員

不明のまま、0でいっちゃって良いのかな。

宮地委員長

不明があるということは、はっきりしておる訳ですな。そうでしょう。0ということ
でやっているのではなくて、私はそう理解しているんですが、つまり、421億と数字
が出ておるけれども、その他に不明の部分、0または不明というのは0でもないし、い
くらでもない、不明だという部分があるとおっしゃっているんでないんですか。

浜委員

ですから、積算できる範囲で最大の試算であると、こういうことですから、やはり、
何らかの形で試算をして持っていかないと、421億だけが、走って行ってしまうとい
うことがあるのではないかと私は思うんです。

宮地委員長

今おっしゃっている積算できる範囲のお金が421億円ということですね。私はそう
理解するんですが、但し、それだけでは足りないかもしれません。不明の部分が。すい
ません。どうぞ。そちらの方、向かなくて申し訳ない。

大口河川課長

契約解除に伴う損害賠償金は0または不明ですが不明の理由は備考欄に書いてある通
り、裁判所の判断によるため不明というふうに記載させていただきました。また0につい
ては、相手がある話なんで、J.Vの方から出す、出さないによっては0という可能性も
あるんで出るということで、財政ワーキンググループで打ち合わせして記載してある訳
です。それから、過年度の起債についても不明の理由については備考欄に書いてある通
りです。だから、それも0の可能性もあるということで0という記載をしてあるとい
うことで理解して頂ければと思います。

宮地委員長

はい分かりました。はい、どうぞ。

石坂委員

先程今のことに関わって、前回の五十嵐意見に自分の意見を述べるようにという投げ
かけがありましたので、自分の意見を述べたいと思いますけれど、前段として竹内委員
が確認すべきだとおっしゃいました国の認可を受ける計画を前提に、そういうものを努
力して仕上げ申請していくというのは私も当然のことだと思います。当然のことなが
ら県財政の現状から見て、補助金の対象になるような計画になるように、それも努力し
てそういうものを仕上げっていくことも当り前のことだというふうに思います。それでそ
ういう努力はしなければならぬと思っています。その上にたって補助金の返還の関係
ですが、前回五十嵐委員からは今もお話が出ております公共事業評価監視委員会のチェ
ックの問題と補助金適正化法の問題と、2つお話あったかと思えます。私もその通りだ
と思えますけれども、特に補助金適正化法の関係につきましては、五十嵐委員が前回言
われましたように、今も藤原委員からもご質問がありましたけれども、そもそもこの浅

川のダム＋河川改修の浅川総合開発計画というのは流域の住民を洪水から守るという目的の為に出發をしてここまできている訳ですから、その限りにおいてはループ橋などの道路の建設で、その建設した道路がオリンピック道路に使われたとかいろいろありますけれども、全体の事業は流域の住民を洪水から守るために実施をされてきたし、使われて、費用はその為に使われてきたのであり、他の目的の為に使ってきた訳ではない訳ですから、私は補助金適正化法を素直に適用すれば返還の必要はないとそのように思います。以上です。

宮地委員長

はい、松島(貞)委員、どうぞ。

松島(貞)委員

昨年、私の村で、農水省の補助金、13年度に600万ほど補助金返還したんですが、少なくとも私どもの地域では初めだったとは言っておりましたが、それは村が昭和59年に建設した協同作業所というか、工場みたいに村が直接委託しておっただけけれども、民間がそれをやるということで、この時代なんで、民活でまさにそのことが施設有効活用だと私は思いましたが、返還を致しました。私は非常に合理的な理由ではないのかと思いましたが、そういうものだということで、ということから考えていきますと、私が国土交通大臣ならやはり、補助金返してほしいと言いたい事業だと思います。それで、従って、五十嵐委員の言われることも分かるので、これは我々の考え方でこういうことは十分合理的な理由ではないかということで、返す必要はないという判断をして答申することは良いと思いますが、しかし、最終的には、これは請求された時にはこちらは返さないと言って、最後は司法と法的闘争をやる覚悟ぐらいまでして、という案件かなというふうに思います。

五十嵐委員

まさにその通りです。私は知事に個人的には、もしこれが補助金返還請求されたら、くじけないで議会の同意を取って、最後まで争って下さい。その時には国土交通省は止めた時、既に使った費用を国庫に返還したかどうか、他のところでたくさんダムを止めています。それについて全部請求したのかどうかを聞いて下さいと言っているんです。その件も本当は国土交通省来てくれれば、聞きたいんですけど、一切こない訳ですよ。それを問題にしているんです。

松島(貞)委員

そういう点ではまさに我々の意見の長野モデルだという考え方だと思いますか、そこまでの私どもの責任をもって答申すべき課題かと。

宮地委員長

分かりました。どうぞ。

竹内委員

考え方を述べるということですので、私はですから、先程認可という問題を申し上げたんですが、その時にもう既に結論は出るでしょう、ということだと思っております。ですから、要するに、今まで話をぶり返すつもりはないですけれども、合理性とか、合理的な云々、というところの解釈の問題が一番問題になる。私先程申し上げておきたいのは、そのポイントはやはり、そのどんな代替案であっても、例えば、住民合意という問題がどうなのかということがずっと付きまとうということだと、解釈上。このことはこの委

員会としてきちんと捉えなければいけないでしょう。部会が既に両論併記ということ、両方出してきている経過があるということ。それからもうひとつは評価監視委員会の論議を例えば、同じ検証がされるでしょうということだと思っんですよ、この検討委員会と。何故かという、出てきた、知事が出した、或いは、国が例えば、認可するかどうか分かりませんが、中身というものが、言ってみれば、流域住民の安全性とかそういうものにたって本当に検証した場合にどうなのかどうか、それは当然議すべき中身ですよ。それと同時に、今まで論議されている訴訟という問題に対して耐える内容であるかどうか、そこも当然ポイントになるでしょうと。県の行う事業として、ですから、評価する訳ですから、適正かどうかということで評価する訳ですから、そういう意味ではちょっとそこはやはり、客観的にやるというのは、どんな委員になってもそういうことをやらなければ、しかも流域が両論併記で賛否が割れている自体の元で評価される訳ですから、それはかなりシビアなものになるんだらうと、それはちょっと余分な話なんですけれども、一応そういう考え方として申し上げたい。

宮地委員長
どうぞ。

五十嵐委員

まったく余分な話で、公式的な議論です。それはまさに住民合意というものをどうやって検証するかということですよ。その時に世論調査などいくつもありますよね。ですから、今回の部会で、公聴会でいろいろ聞きましたね。それ以外にもっと正確にやるんだらうとおそらく住民投票みたいなものしかないんだらうと、はい、やめるとなれば。そういうことが正確に言えばですよ、あると思っんですけど、そういうことを入れるという意見もひとつ有り得ると思っんです、僕はね、そういう主張なんですよ。もうちょっと具体化して頂かないと、重要だ、重要だ、論点だ、論点だということは勿論、分かっていますので、どうしたら住民のおおよその合意が、どういこうかということ、どうしたらいいのかということですよ。

竹内委員

私は住民投票までは踏み込む現状ではないと思っっています。それはですから、最終的にどうするかはその段になって、その段というのは知事が判断する段になって、住民合意というものを今回の論議を通じて得たのかどうか、それを解釈した上で、どういう手法を取るかという問題だらうと、私申し上げているのは文書に入れるとすれば、評価監視委員会が審議するに当たっては、十分、いわゆる、流域の住民にとって、安心できるものであるかどうか。或いは、将来訴訟に耐えるかどうか、最低限、そういうことは慎重に検討すべきであるというくらいなことはやはり、入れてですよ、報告、書く、そこに触れるのであれば、そういうことも検討委員会として入れた方がよりすっきりするのかということも申し上げているということですよ。

五十嵐委員

答申案を文書にしてイメージすると、答申案の中にこれが科学的検証に耐え得るかどうかを誰がどうやって検証しろと書くんですか。何考えているんですか。

竹内委員

ですから、補助金に絡む問題はそういうことですよ。それは評価監視委員会がそれは独立の機関ですから、それ以上のことは申し上げられないけれども、それは私は考えは当然そういうふうには評価されて然るべきだということを申し上げている訳で。

五十嵐委員

もし、私の意見にもし大方が合意であれば、科学的検証に耐え得ると、これでいこうということを書くんですよ。

竹内委員

あの報告書にでしょ。

五十嵐委員

そうですよ。

宮地委員長

よその委員会に耐えられるかどうか議論しろという。

竹内委員

ですから、私が申し上げているのは、報告書が出てきた段階で、案が出てきた段階でリスクとかと思ったものであんまりはっきり言わなかったんですけど、要するに、在り方の問題ですよ、報告書の、ですから、最終的にそこに行くと思うんですけど。

宮地委員長

評価がするのは向こうがやる訳だと私は思いますけれども。

竹内委員

ですから。

宮地委員長

宮澤委員、どうでしょう。

宮澤委員

委員長が今言われたように私は実はこの421億を書く、書かないかということは五十嵐座長も非常に迷っていました。しかし、先程お話あったように様々な状況がある限り可能な数字は出てくるものは、全部出そうではないかと、こういう話になりました。私は先程、五十嵐委員がおっしゃられたけれども、裁判を県が今度国に対してやるとかやらないかということの為にもやはり、こういう数字は県民にしっかり正しく知らせることが大事だと思うんです。ですからこう実態がある、私残念ですけど、この前の委員会見て、マスコミの皆さんおいでになりますけれども、私ども県でもって申請しているんです。ほとんどの多くの新聞社、Aと頭に付く以外のところは全部残念ですけども、県民には非常に分かり難い表現でした。つまり、浅川の場合でいきましたら、残念ですけども、県の負担分はダムがない方が多いと、先程風間委員さんがおっしゃられたけれども、そういうことを非常に読み難い、ほとんどの県民が分からないことだったような内容のものでございました。これは正しく伝わっているかどうか。ただAと書いてる新聞社だけでございました。私はそういう県民の立場から考えてやはり、この検討委員会では限うる状況というものは先程の段階で全部出すべきであって、それを今委員長おっしゃられたように、そのことについて判断するところが違うところの場合だったら、違うところの判断は違うところにされる。個人的な意見は個人的な意見で五十嵐座長言われたのは結構でございますけど、私はそう思います。私自身としてはやはり、検討した経過というのは県民に正しく知らせるべきであると。そこに対して推奨

的なものはやはり、それは個人の意見に留めるべきであると、こういうふうに私は思います。

宮地委員長

これは公共事業評価委員会もございませし、国土交通省の認可の問題もございませし、いろいろクリアしなければいけない問題たくさんございませね。だから、そのことは我々は十分頭において答申を書かなければいけないことは事実でございませけれども、そういうことで向こうの方でこういうことを考えて、議論しろというのはちょっと今の段階では書き難いのではないかと私は思っておりますが。ご意見としてはそうやって欲しいということは十分理解致します。

竹内委員

五十嵐委員の言われる科学的検証に耐え得るとか、一本にできればということと、私の考えは違う訳ですよ。基本的に今までの経過というものは部会の審議を通じてやられてきているということの中で、賛否が分かれているということをどうこの中に評価して盛り込んでいるのかということなんですよ、基本的に。

宮地委員長

その点ではですね。

竹内委員

意見だから、違うんで、それは良いんですけど、ただ問題はそういうことだと思うんです。私は科学的検証に耐え得るかと言えば、科学的検証に耐えられないと思うから、こういう発言をしている訳で、そこはひとつご理解頂きたいと思ひます。

五十嵐委員

あなたも委員だから、どういうふうを書くか、あなたの意見を言って欲しいんです。確かに、両論併記で来ているんです。それはどう処理すれば良いということあなたの意見を言って下さいよ。

竹内委員

ですから、私は既存の中で、でき得れば、安全そのものをどういうふうに確保していくのかという論議からすると、また怒られちゃうけれども、元に戻るけれども、結局、代替案そのものというものに対しては私は理解は得られないだろうと、両論で割れちゃっている場合には、やはり、その管理責任を負うものは、基本的により安全をどう確保するかという立場に立つのが妥当だろうと、ただそういうことを言っても恐らく皆さん方一致しますかと言うと一致できなかつたら、それはやはり、流域の皆さんの部会の審議を尊重して両論併記でいくべきだろうというのが私の主張です。これははっきり申し上げておきたいと思ひます。

宮地委員長

今の話私はこの今個別にテーマごとにやっておりますね、その後で答申をどういうふうな格好で考えるかという時に、それぞれのご意見があつて、私は竹内委員の意見はその時の段階であつたらひとつのご意見として承りたいと思ひしております。今、途中の段階でおっしゃっておられますと、ちょっと議論は停滞するのではないかと、そういう感じですよ。やり取りはそれで止めましょう。どうでしょう。次の方へ行つた方が良いと思ひますが、どうぞ。

浜委員

この財政ワーキングの報告を見ますと、まず財政問題で一番議論をしなければいけないところは一体どこなのかということだと思います。今までの議論にも関連はするんですが、これだけ財政が厳しいのに、何でこんな高いダムを造るんだということをおっしゃりたいんですよね。議論をしなければならないところなんですよ。その辺を一番、この財政問題は、国、或いは、県の財政いろいろなことを勘案しながら、報告書にまとめていく中でもこの財政問題は重要だと思います。しかも、ダムが200何十億掛かるのにどうしてこの厳しい時に造らなければならないのか、止めてしまいなさいという話なのか、その辺のところを1回しっかり論議をしていったらいかがなというふうに思います。ご提案申し上げます。

宮地委員長

五十嵐委員、その点は財政部会の部会長、ご報告なさる全文でかなりおっしゃっておられたと思っておりますがね、どうぞ、その点についてご意見出して下さい。

藤原委員

この財政の話で今度257億と書いてありますね。ところが既に200億使っているということですから、450億ですよ、ダムということで。この浅川ダム一番最初125億から始まったと聞いています。3年前に330億から400億になったと、今度また3年経ったら50億上がっちゃっている訳ですよ。ダムを造るのに後10年掛かるだろうと思うと、この450億では止まらないのではないかと、今までのその長野の例でいうと3倍から4倍かかっているというのが新聞なんかにも出ていますので、そうすると、この450億というお金が、どこまでダムの為に掛かるのか、今、当面は457億というふうなものは見えていますけれども、そこら辺のところはどこまで負担をする、どこまで費用が掛かって、どこまで負担をすることになるのかと言うことがちょっと見えてこない訳ですよ。3年の間に50億もぴよんと上がってしまうということの怖さ、そこら辺は県民だけではなくて、国民としてもやはり、相当問題を感じるということなんで、私は長野県に住んでおりませんので、また何か言われるかもしれませんが、国民の税金も使っている訳ですから、そういう意味では、そこら辺のところこう簡単に億単位のお金が3年でもって、50何億ぼんと上がってしまう、ああ、なるほどとは思えないですね。

宮地委員長

ちょっとそれについて幹事会の方はご意見がありそうです、どうぞ。

大口河川課長

先程藤原委員さんの言われた別紙7のところ、ダムについては99.6億の国庫から頂いているお金のプラス、同じくらいのお金ということでトータル200億ですよ。従来からお話しているようにダムの事業については400億ということで、400億のうち今200億今使っておりますよという表現がここにされている訳です。それで更に先程257億というお話をされたんですが、ダムの方の200億プラスその下に書いてあります河川改修費の残り57億がありますよという意味なんで、257億そのものがダムのお金ではないということをご理解下さい。

宮地委員長

それは先程のご説明でそうだったと私も思います。どうぞ。

石坂委員

浜委員から提起された問題はやはり、財政の議論をする時にはひとつの重要なポイントだと思いますけれども、ただダムで本当に流域の安全が守れるだろうかということ、いろいろ不安をもって反対している住民はお金がたくさん掛かるから高いから止めて欲しいと、そういうことではないんです。この間も議論されていますダムサイトの安全性の問題とか、治水効果の問題、内水対策、そういう全体を考えて、ダムがベストとは思えないということで反対している訳なんで、勿論、財政の問題は、県財政が厳しい折、より安い費用で効果を上げるという観点からの議論はそれはそれとして大変重要なんですけれど、やはり、それだけではないものもあるということもきちんと入れて頂きたいと思います。

大熊委員

今の石坂委員の認識に私ちょっと異論を挟みたいというのは、砥川の公聴会だったと思うんですけれども、そこまでお金を使って私の地域の安全を確保してもらわなくても良いといったようなご発言もあったと思うんですよね。それはやはり、今のこういう財政の難しい中で、住民ひとりひとりが国全体のことを考えて、そこまで投資してもらわなくても構わないという考え方も出てきているということは、単に自分のところの安全だけをエゴイスティックに強調している、そういう住民でない人達が出始めているということは大変重要なことだというふうに私は感じました。

宮地委員長

どうでしょう。財政の話というのはひとつはお金の絶対という問題がございますね。もうひとつは財布にいくら金があるかという話もある。もうひとつ我々が考えている総合的な治水、利水対策というのは、お金の問題もあるし環境の問題もあるし、いろいろな安全性の問題もある。いろいろな問題、総合的なファクターだと私は思います。だから、今、浜委員おっしゃられましたように、ひとつは県の財政がどのくらい余裕があって耐えるかどうかという話がある。それから、絶対的なお金がどのくらい掛かるかという話もございます。それはやはり、ひとつの総合判断の中に入ってくるのではないかと私は思うんですけれども、どうぞ。

松島(貞)委員

私五十嵐委員の意見の中で、大方、理解しておるんですが、ひとつだけ450、280で安全が高いとしても次のような場合はやはり、ダムは中止されなければならないという意見の中で、非常に行政で難しいと思うのは、例えば今だいたい10仕事したくても3くらいしかできないという財政状況、これは県ばかりでなくて、どこの市町村、私の村もそういうことでございまして、その3しかできないその3を誰が決めるのか、どういう判断をするのかということ、ここで福祉、医療と洪水対策とどういう順番なのかというのは果たして、ここで私どものこの判断で良いのだろうかという疑問をもちます。従って、洪水被害対策も実は生命に関することなんで、お金が掛かるから止めるという性質のものではないというふうに思います。従って例えば、今はできないけれども、順位優先度から言って、5年後に着手する、10年後に着手するという話もここにあると思うので、その辺のところについては、緊急にやらなければならない施策というのをどなたが判断されるのかということ、私のような村では私が多く判断することがあるのだけれども、そこら辺についてどういうふうに考えていったら良いのかという点で少し判断に私自身の判断が分からないと。

宮地委員長
どうぞ。

五十嵐委員

ちょっと浜委員にも指摘する。今政策評価というのが非常にはやっております、岩手県や三重県など、その他たくさんの県や自治体でやっております。緊急性の評価とか、人命に関わる評価について、どういうプロセスで誰が決めたらもっとも客観的な意見か、手法がたくさんあります。恐らく長野県がやっていないだけなんです。これも、非常に遅れていると私は思っているんですけども、そういうのを申し上げますと、参考に出してもよろしいかと思えます。それをみて頂くと、ある種のいろいろな実験がありまして、かなり合理的な数字になってきているんだらうと、単に組長が自分の一存で決める時代は過ぎ去っていることなんです。ひとつです。それから浜委員と尽く意見が違っているんですけど、今回は非常に意見が一致しているんですけども、これだけ財政がきつい折に、なんでこんなダムを造らなければいけないかということ、砥川が一番はっきりしていると私は思っているんです。特に先程言いました利水を入れても、先程トンネル空けると10から15億でしょう。それプラスしてもダムを造る場合と造らない場合、圧倒的な差があるんです、客観的にですね。その場合に、それでも造るべきだという、どういう理論で、造るべきだというのか、造るべきだという、個人的なあれは良いんですけども、どういう理論になるんでしょうか。それを教えて頂きたい。特に、県の財政、短期的に県の財政だけ入れると、ほとんどできないくらいに窮屈になっているというのが客観的にあると思うんですけども、それでも造るべきだという議論があるとすればどういう理屈で造るべきだというのか、教えて下さい。

宮地委員長

どうでしょう。まとめの話の方へ移っているように思うんですけども。

五十嵐委員

235億対15億ですよ、トンネル入れたって25億ですから、何十倍違いますよ。

宮地委員長

はい。

浜委員

非常にそれは乱暴なお話だと私は思いますよ。それを基本高水200に下げて、15億で、これで利水も含めて、30億掛かるか40億だと、そしたら10分の1か、或いは、10分の2くらいでできるのではないかという話ですよ。しかし、その背景には、五十嵐委員おっしゃるように国の財政、県の財政が厳しいから、ですから、財政を優先させて、安全度を切り下げてやりなさいということなんです。しかし、財政が厳しいから安全度を切るということは私は大反対です。それでまず生命、財政、政策評価の問題もあるんですが、まず生命、財産に直接影響のない事業、まずこういったものから手をつけていくのがやはり、優先順位だと私は思いますよ。ですから、例えば、どこの工事現場に行っても、安全第一ですよ。これ財政第一というところはない訳で、或いは、いくら財政の厳しい会社がブレーキの利かないような車に乗って社員に荷物届けてきなさいということと言わない訳ですよ。ですから、やはり、そういう面で、例えば、財政の厳しいからできないということではなくて、厳しい中からもやはり、それをやらざるを得ない状況下にあるところはやっていくということなんです。私はそう思っています。ですから、意見が必ずしも五十嵐委員と一致している話ではないんですよ。

五十嵐委員

結論は違っているんですけども、そういう問題、素朴に答えるということは非常に重要でここで議論しなければならないということに対しては、意見一致していると、こう言っているんですよ。

宮地委員長

大熊委員、どうぞ。

大熊委員

今の議論は大変よく分かるんですけども、やはり、私はいろいろな段階があると思うんですよ。今の砥川或いは、今までの過去の浅川というのはかなり、危険な状態が確かに、あったというふうに思うんですよ。今の浅川はかなり改善されてきている訳ですね。ですから、どの段階まで安全度を高めていくのかという議論があると思うんですよ。それはやはり、全国バランスだとか、全県バランスだとか言ったような議論があると思いますけれども、そういう意味では、浅川はかなり安全度が高くなってきていると私は感じますし、砥川はまだまだで、200m³/sくらい流せるようになったら、かなり上がってくるだろうと。それを比較したら薄川は一体どうなるんだろうかと、いろいろ考える訳ですね。私は、例えが悪かったんですけども、当初のころロールスロイスに乗るのか、大衆車に乗るのか、中古車に乗るのかといったような議論もあると、だから、単純に生命財産の問題なんだけれども、いきなり、ロールスロイス級があるのかどうか、やはり、僕は段階があって、とりあえずはこの辺という、そういう線というのはやはり、あるんだろうと思うんですね。そういうところから、先程の私が紹介した砥川の公聴会で出てきた方の意見というのは大変新しい時代の住民感覚なんだなというふうに感じた訳なんですけどね。その辺を単に生命、財産の安全ということだけ強調されると無限大のお金を投下しろと言っているように聞こえてきてしまうんですね。やはり、それなりの段階があるだろうというふうに私は考えます。

宮地委員長

どうでしょう。話が総合的な取り扱いについての意見の方にだんだん移っているように思います。それはもう喋っているとそうなるのは分かりますけれども、他にまだいろいろございますので、もしなんなら費用対効果、環境問題、外部状況、メリット、デメリットこういうようなものを含めまして、むしろ直接2つの案のことについての自分の考え方も交えて言って頂くということもひとつの方法ではないかと私も思い出しておるんですけども、その方が良いかも。ちょっと待って下さい。先程の多分、新和田のことでございますね。新和田のことで先程のご返事に、もう少し説明したいということがございますので、お願い致します。

佐藤食品環境水道課長

先程は説明不足で、失礼致しました。以下の設計条件でやったということでお話申し上げます。湧水の放流地点から市街地までの距離が10km、この国道に導水管を埋設する。その間に橋が全部で8箇所ございます。その長さが延長356m、高低差が500mございます。その為に200mおきに減圧弁を設置致します。そして、1日1万m³流下させるという、この条件で試算致しました。全ての橋を、橋の下に導水管を吊るという形でやると、8.8億円、一方この導水管をすべて専用の橋を架けるという場合には14.8億ということで、積算させて頂きました。導水管を設置するだけの費用ということでございます、先程申し上げました。

宮地委員長

導水管の設置が橋の下に吊るやつと、導水管専用の橋を造ることと、それも含めて全部10億ないし。

佐藤食品環境水道課長

全て橋を造る場合、8箇所全て造る場合には14.8億円、全ての橋に、今のある橋に吊り下げる場合には8.8億という金額でございます。

宮地委員長

それから、もうひとつ私伺いたいのですが、ダムを造った場合に、取水を考えますね、ダムから、そのこのところの水を取っていくという話は、それに要する費用というのは今の場合計算していないんですね。

佐藤食品環境水道課長

ということでございます。

宮地委員長

そうですね。それはやはり、いまのダム無しであっちから取水するという話とパラレルな費用としてはやはり、あるんだろうと、私は推測するんですが、その辺いくらくらい掛かるでしょうか。

佐藤食品環境水道課長

その検討は利水ワーキンググループなのか財政ワーキンググループどちらかでご検討頂けるのか。私もどういふふうな形で資料を提出させて頂いて良いのか。

宮地委員長

資料があれば利水とかなんとか委員会に出して頂いても良いようにも思うんですが。

佐藤食品環境水道課長

現在持ち合わせておりません。

宮地委員長

持ち合わせていない。調べるのに時間が掛かるんですね。

佐藤食品環境水道課長

数日間頂ければ。

宮地委員長

今日は間に合わないということですか、分かりました。今のようにダムのある方でも水を取っていく取水の費用は要れるという、それは勘定しなかったんですね。浄水場もいるし、それから引っ張ってくる道もあるかも分からないでしょう。それは、自然流下でどっか今までのやつを利用して流せるのかどうか。

幹事（食品環境水道課）

食飲環境水道課ですが、ダムを造りましても下流で取水口と導水管、距離的には新和田トンネルより短くなると思いますが、必要になってきます。

宮地委員長
そうですか。

幹事（食品環境水道課）

と思われます。この費用につきましては、新和田トンネルから引っ張ってくる、水源より下流の導水管の施設ということで、当然のダム案の経費にも当然そういう項目が入ってくる可能性があるということで、これが財政ワーキングの方で比較費用になっていくかどうかということは検討する必要があると思います。

宮地委員長

今、是非出さなければ議論が進まないということではないと思いますが、それもあるということは一とつご記憶を頂きたいということでございます。よろしゅうございますでしょうか。それで、ちょっと話が飛びましたが、どうしましょう。3時40分でこの会場の借用期限がそろそろ来ておる訳でございます。それで私としましては少なくとも本日残っているいろいろな個々の項目についての議論はやはり、今ここで仕切りますと、またちょっと空白ができるように思うんで、できれば会場を移すことも考慮に入れて、ちょっとご面倒でございましょうが、なお議論を続けて頂きたいと、こんなふう思うんですが、いかがでしょう。今の段階で図っておかないと手後れになりそうなので、はい、どうぞ。

宮澤委員

私も実は前回、翌日の新聞を見て驚いた訳であります。答申が6月当初にずれ込んでいたというお話を新聞から拝見を致しました。それに対して議会の議員の方から5月の終わりまでにやるということだったのではないかと、それから部会のあるメンバーの方方も5月の終わりまでに予算との兼ね合いがあるから、それだけ急いだ訳ではないかと、どこでそんな6月にするというに決めたと、こういうことで大変お叱りを頂きました。やはり、ひとつのルールで動いてきておりますので、やはり、集中的に論議する時には論議を致しまして、やっていかないと、これ積み残しにしますと、私もこのところで委員に出ている以上、今度は延ばすことを容認したということに私もなってしまう。石坂部会長も大変苦労されて途中でもってまとめて報告書を上げたので、こういう経過もございますので、やはり、ひとつの決められた条件の中で進めている訳ですので、やはり、集中的に論議をして頂きたい。それぞれの遠くからこられた先生のご都合もよく分かっています。そんなこともありますけれども、どうか、そんなふうなことをお願いできないだろうかという私の意見でございますが、よろしくお願ひしたいと思います。

宮地委員長

いろいろご都合の方もおありと思いますが、ここで切るよりは少し議論を続けた方がよいということで、よろしゅうございますか。どうぞ。

石坂委員

確認なんですけど、今の宮澤委員の意見には賛成なんですけれど、このあとの段取と次回との関係で言いますと、この論点の整理して頂いたメリット、デメリットまでを今日集中的に議論をして、それに基づいて次回に起草委員会から文書が出されて、議論すると、そういう段取を確認させて頂きたいと。

宮地委員長

まだそこまでは考えおりませんが、とにかく、少なくとも終わった段階です、今後、どういうふうに致しましょうかということは当然お諮りするつもりでございます。それには起草委員会で書き始めるとか、そういうことも含めてお諮りするのが本日の段階であると、私は理解しております。はい、どうぞ。

大熊委員

誠に申し訳ないんですけども、今日4時かっきりで終わるから7時には帰れるということで、学生を就職問題で待たせてあるので、私は帰らせて頂きます。また次回の6月7日も入学試験があって私が取り仕切らなければならないので、これもまた欠席しなければなりません。ということで起草委員会で会議が持たれると言うことであれば、可能な限り時間を作って、それには参加したいと思っておりますけれども、そういう意味では、これで私は本格的議論にもう参画できないかなということちょっと寂しい気もするんですが。

宮地委員長

参画して下さいよ。そんなこと言わないで。

大熊委員

物理的に今できないという。

宮地委員長

意見を出すことはいくらでもできる。

大熊委員

意見はメールなり何なりでいくらでも出しますので、よろしく願います。

宮地委員長

そうしますと、話はそう決まりましたので、事務局の方には、要するに、検討委員会が場所を移すと、県庁の方に場所を用意してあるそうでございますので、傍聴の方にはちょっと場所が狭いのかも分かりませんがちょっとご理解を頂きまして、その準備をして頂きたいと思っております。それで、その準備をして頂く間に、まだ20分ございますので、準備の段階、次の議論に移るまでにちょっと間のことを入れたいと思っております。というのは、ひとつはやはり、どうもこの間6月にずれ込みそうだと、今日やらなければ話が進まんですから、6月に進むのは、当り前のことだと思ったんですが、これから先の議論、もし議論するとすれば、皆さんの方の日程の空いたところも掴んでおきたいと思っております。皆さん方、ご予約もいろいろございましょうから、それをまずお話をしたい。ご相談したい。以前に6月、7月のご予定をお出し頂いておりますんですが、あまり先のことまで言うのは難しい、テレビの台詞にもあるんですが、さしあたって、6月7日は次回予定しております。それまでの間はちょっと開けそうもない。これは皆さん共通でございます。その後のちょっと見せて頂けますか。6月7日は、これはもう決定していると思っております。後はですね、11日か12日というのは10人以上のご出席が頂ける、こういう前からのご予約を頂いております。11日が午前、午後で11人が12人、それから12日は午後はちょっと少のうございましてけれども、朝と夜は10人くらい出られると、そんな感じになっております。少なくとも予定として、本当に開くようになるか分かりませんが11、12のところも何か、押さえて頂きたいんです、会場確保のこともございますので。6月です。6月7日はもう決まっておりますが、続きますが、ここのとこ

ろで土日を含んで11日か12日、いかがでございましょうか。

大熊委員

私は両方とも駄目です。

宮地委員長

大熊委員は全部駄目ということになっておりまして、今のところこちらで伺っているのは。

大熊委員

14日だったら空いていますけれども。

高橋委員

私も11、12空いていませんので。

宮地委員長

浜委員は11、12駄目ですね。高橋委員は。

高橋委員

私も11、12駄目です。

宮地委員長

高橋委員11、12駄目ですか。全部空いているように書いてある。塞がっちゃった。そうですか、そういうことあると思います。11、12は、10人くらいですね。実はですね、ご存知でございましょうが20日頃から県会始まる訳です。するとその間には会議が開けない。そうすると委員会の答申が下手すると7月になっちゃう。これは大変な問題だと私も思います。ですから、いろいろご都合もございましょうけれども、どうでしょう。やはり、皆さんお揃いの席で全員出席でやるということは難しいんですが、いろいろ最後の席には答申案まとめて、作って、それを一応ご覧頂いて、皆さんに一遍お届けして、それに対するご意見をご出席できない時には是非どういう形でもいいからお知らせ頂くと、そういうことまで考慮しなければ話は進まないんじゃないかと思えます。ですから、それも有り得るということを頭の中に入れて頂いて日程考えたらと思うんですが、どうでしょう。

浜委員

私もそういうことで、答申に入れるべき事項、私個人的にいろいろな例えば、森林、それから基本高水の問題、財政の問題いろいろありますから、それで全てが意見噛み合うということはないということですから、それなりに皆さんが答申に入れておくべきことはこういうことがあるよということを書いて提出をして頂いて、それで整理をしてですね、それで委員長のお話、11、12日というような話があったんですが、7日の位置づけはどういうふうになるんですか。

宮地委員長

今日この議論が終わったら、だいたいどういう方向で答申を書きましようか、それについて僕は賛否を問うということはあまり考えておりませんが、意見分布を伺っておいて、それのご意見を伺って、それから欠席の方もお出でになりますから、そういう方にもどんなふうにお考えですかということも伺った上で、一遍話を書いてみる。そ

うして7日までにお見せできればと思ったんですが、ちょっとこの後、延長時間の間に話がいくかどうか、ちょっと疑問でございます。だから、少なくとも7日の段階ではそこまで詰めたいと思っているんです。たまたま2週間あるものですから、この間は、答申のたたき台でも作れたらと思ったんですが、できればそれをやりたいとは思っております。それからもうひとつ、最終的に申しますと、やはり、率直に言いまして今までの議論を聞いていますと、A案とB案と、どちらに基本的には手を挙げられますかという話がございますし、もうひとつはどちらにしてもこれだけは意見として書いておいてくれよと、こういうこともあると思います。そういうことはやはり、何らかの方法で入れると、それは極力致したいと思っております。7日の位置づけは、7日の位置づけというより、今日自身が答申の方へできるだけ早く近づきたいと、その姿勢はずっと持っておるつもりでございますけれども、それをご理解頂いて、話をできるだけスムーズに一致したところと一致しないところと盛り込むべきご主張と、それから絶対にここははっきりしなければ話が進まんというところと、やはり、いろいろ区別をしてお話を頂けたらと、こう思っております。はい、どうぞ。

松島(信)委員

是非今日これから延長してやる以上は、起草委員が答申をどう取り組むかというところまではやって欲しいんです。そして7日以前に、各委員にその答申の原案を配布して頂いて、欠席される場合はそれに対する議論をきちんと出して頂くというところまでもって行って頂かないと、どんどん先に送ってしまうと、個人的にも困ってしまいますから。

宮地委員長

ですから、7日があって、そこでありますね。もしちょっと遅れたとしても11、12辺りに一発設定しておけば、ひとつの目処になるかなと、そういうと、マスコミは11日まで延ばしたのかということになりますけれども、今これから後のご議論もありますので、できるだけそういう向きで努力をしてみたい。いかがでございましょう。よろしゅうございますか。それではご迷惑ですが、また場所を移して頂きます。それからもうひとつ後でなるべく、言わない方が良いと思いますが、準備は事務局の方行って頂いて結構です。それでもうひとつお願いしたいことは、部会が3部会も発足致しましたし、後2部会形式はできましたね。その他に薄川と清川ですか。これは検討委員会であるということになっております。それでそのことについてちょっと私は幹事会の方をお願いをしたいと思っているんですが、薄川と清川はまだどういう案を基にして議論しているか、その基の案がない訳でございます。特に薄川の方はない。ですから、そういう意味で、まだすぐやるとは限りませんが、薄川と清川の議論をするのに必要なたたき台というものを幹事会の方で作って、検討委員会に出して欲しい、それを作ることをまず心掛けておいて欲しい。これをお願いしたいと思うんですがいかがでしょうか。はい。それでは、要するに、今までですと、国土交通省へもって行って、ご意見を伺ったんでしょうが、それ以前にこの検討委員会に提出をして欲しいと、そういう意味で案のたたき台を作って頂くことをお願い致します。幹事会の方、よろしゅうございますか。どうぞ。幹事長。

青山幹事長

確認しますが、薄川につきましては、総合治水対策案というものを私どもの方で作って、この検討委員会へご提案して、この委員会で議論して頂くと、その結果を踏まえて、最終的な案でまとめていくと、こういうことですね。分かりました。

宮地委員長

清川もそうです。清川も同じ意味です。それからちょっと今、幹事会の方から、6月11日か12日、どちらにしましょうか。11日の方に手を挙げる方は手を挙げて下さい。12日はどっちでも良いという人は手を挙げなくて結構です。12日はどうです。それでは11日の方が多いですね。11日に致します。11日の時間をまたお知らせすると思いますが、場所の関係もございますので、6月11日を是非次次回ということでお願い致します。それでは、会場の移動につきまして事務局の方から。

田中治水・利水検討室長

事務局の方からご連絡致しますが、次の会場は県庁西庁舎3階にございます災害対策本部室でございますので、委員の皆様方、私ども手分けで一緒にお送りするなり、車で来られている方、直接行って頂きたいと思っております。それでは。

事務局（治水・利水検討室）

委員の皆さんの移動について確認させて頂きたいと思っております。自家用車でおみえの方は議会棟西側駐車場、高速バスのところから入って頂く駐車場、いつもの駐車場ですが、そこへ入れて頂きたいと思っております。タクシーで移動される方、下の方で職員と一緒に3台で分乗して頂くようにしたいと思っておりますのでお願いします。それから、幹事の移動は各自手配頂くようにお願いします。それから表現者、傍聴者の皆さん方をお願いをしたいんですが、会場の都合によりまして、入場者数を制限させて頂く場合がございます。多出席となること、場合により抽選により入場ということになると思っておりますので、予めご了承をお願いします。再開の時間は、5時再開ということで目安で、お願いをしたいと思います。

宮地委員長

5時、1時間掛かるか。そういうこと。

<会場移動、県庁災害本部対策室へ>

宮地委員長

会議を再開致します。始めに幹事会の方から質問に対するお答えがあるそうなのでお願い致します。どうぞ。

幹事（河川課）

はい、お願いします。国土交通省への質問事項ということで、先程、松島(信)委員から5番の、糸魚川 - 静岡構造線や中央構造線の近傍で、下諏訪ダムと同程度以上の熱水変質脈が集中したダム岩盤にダムを造った事例、岩盤地質、同断面等の具体的資料を提示したいということで、5月20日に少し今の糸魚川 - 静岡構造線や中央構造線の近傍ということで、付け加えたということに関して、特に長野県として関係すると思われる部分ということで、その部分についてお答えさせて頂きます。県内におきましては、糸魚川 - 静岡構造線や中央構造線の近傍というのを約10kmの範囲ということで調べました。それで県営の箕輪ダムと片桐ダムがあることを確認しております。県のダムにおきましては各ダムとも基盤の変質を少なからず受けていることを認識しており、その規模に応じて十分な対策を取り、建設をしておるところでございます。下諏訪ダムの基盤につきましては、既設のダムの変質規模と大きな差はないと考えておりますけれども、厳密な意味で変質の規模の大小の判断は難しいと思っておりますけれども、それによろしければ、片桐ダム等の工事誌関係部分を用意したいと思っております。以上です。

宮地委員長
松島(信)委員、どうぞ。

松島(信)委員
それは県のダムですね、両方とも。

幹事(河川課)
そうです。

松島(信)委員
だから、国のダムではないんですから。県の資料の範囲内で言うならば、国の美和ダムや小渋ダムも入っちゃうんですけれども。

幹事(河川課)
県のもっている資料の中で県とすれば、お話ができるということです。

松島(信)委員
国土交通省の返事ではないと見て良いんですか。

宮地委員長
はい、どうぞ。

大口河川課長
県の答えを、ということと言われたので県営ダムではその2箇所、熱水変質を受けているところがありますので、それでよければ、工事記録から提出しますということです。国については、それらについてのお答えは先般の佐渡のもの以外について頂けませんでしたと言うのが答えです。

松島(信)委員
それだとすると、箕輪ダムも片桐ダムもよく地質状況を存じているところなんで、この状況が東俣川の熱水変質と同程度と言われてしまうと、これはあまりにも驚異的に格段の違いがあるというように言わざるを得ない訳です。

宮地委員長
そうですか。今、ちょっと伺いますが、片桐ダムというのはできてからどのくらいになっっています。何年くらいになりますか。

幹事(河川課)
後程お答えさせていただきます。

宮地委員長
分かりました。結構です。松島(信)委員、それでよろしゅうございますね。資料出して頂きますか。

松島(信)委員
勿論、出して頂く分には。これは変質の問題ではなくて、断層の問題に係わってくる

かとは思いますが。

宮地委員長
出してもらいます、資料を。

松島(信)委員
はい。

宮地委員長
資料お願いしたいと言っておりますが。

幹事(河川課)
分かりました。先程の方桐ダムは平成元年、それから、箕輪ダムは平成4年でございます。

宮地委員長
5年ないし14、15年、分かりました。それからもうひとつあるんですか。お答え。そうですか、五十嵐委員の先程の県の話は。ありましたね。

大口河川課長
まだ県の統一見解が出ていませんので、もう暫らくお待ち下さい。

宮地委員長
分かりました。はい、それでは、本来の議題に戻します。先程から、このまとめの2の方でやっておりますが、財政のところでは話がだんだん先行していきまして。財政と費用対効果、この辺は混ざってくるかと思いますが、その辺まだ議論していないところがありますが、いかがでしょうか。財政の方でいろいろそこに入れるべきと、別の書き方をするという部分については一致を、ご理解を頂いたと思っておりますけど、その他にいかがでございましょう。過年度繰上起債の話もいろいろ申しましたですね。環境回復、この辺は環境回復の費用ですが、ちょっと試算はできないでしょうか。はい、どうぞ。

松島(信)委員
環境回復というのは、これはダム撤去した場合の環境回復ですが、先程、少し議論されていたんですけども、造る前の対策、つまり、例えば、レッドブック、そういうような種があった時にそれをどう対策を取るかというようなことは、これはここへ入れるんでしょうか。

宮地委員長
それは環境問題入っております。これはダムを造った後の環境回復だと思います。それについて下諏訪ダムはこういう考えているというお話はございましたですね。確か。いかがでしょうか。また、また戻るかもしれませんが、費用対効果、この辺はどうでしょう。やはり、ダムから水を取る時の単価の話がここに書いてございまして、それから洪水被害率と投資効果、このことは私はメモの中から書いたんですが、単独改修案がこの費用対効果のところには何にもないという訳ではない。それはお断りしておいた方がよろしいと思っておりますが。例の治水対策でも、導水対策でもいろいろあると思っておりますが、その辺、いかがでございましょう。特によく言われることはダムを造って、水道を引くとそれが水道水の単価にどのくらい跳ね返るかという話がございましてね、利水の

方でも。その辺は利水のワーキンググループ、どのふうにお考えでありますか。はい、どうぞ。

浜委員

その資料につきましては、前にお出しを、ご提出をしております。ダムから取った場合にはどのくらいの水道水の利用料が上がるか、前に資料で提出してございますが、ちょっと今手元にないんで、もしあれでしたら。

宮地委員長

結構です。そのことは頭に入れなければいけないということだと、私は思いますんですが、これをもってどうこう、当然金は掛かることは事実なんでございますけれども、ただこういう項目がある、それを考えるということでもよろしいかどうかということをお伺いしております。どうぞ。

竹内委員

そうしますと、これは費用対効果の検証を当委員会で具体的にを行った上で盛り込むという意味の挙げ方なんですか。具体的に検証した上でという、ちょっとその辺の意味が分からない。

宮地委員長

私は費用対効果を考えるべきだというご提案がありましたので、こう書いたんです。それが今現実に明らかにできるかどうか数値的に出てくるか、それはなかなか難しい面があると思うんですが、五十嵐委員、そこら辺どうお考えですか。

五十嵐委員

環境問題も費用対効果も本当はちゃんとやってやれば一番良いんでしょうけれども、なかなか難しい。現存のある資料の中でやれる範囲の中でやるしかもうできないかと。項目としては非常に大きい項目なので、留意しながら考えようということはあると思いますが、実際にやってみて、それを検証するという時間も資料も今のところないということです。

宮地委員長

その辺は先程のご議論でも、私、財政の話でこれだけ金を掛けて、有効かと、こういう話になると思いますけれども。

五十嵐委員

いくつか私なりに事務局に聞きたい。例えば、ハザードマップというのは、基本的にはない訳ですよね。だから、基本高水どう取った時に、どのくらいの被害が起きるんだろうかと、それに対して、こう投資すると、一人当たりどのくらいになるかとか、別の代替案をどう考えるか基本的にできないんです。しかし、本当は非常に重要で、恐らく、先程、政策評価と言いましたけれども、その中でも非常に大きな要素を費用対効果は占めているということだろうと思いますけれども、ちょっと7日までに原案を作るとなると、今のある材料を全部使ってやる以外、できるかどうか分かりませんが、新しく方法論はできないということだと思います。

宮地委員長

時間の制約もございますけれども、今の段階でそういうことでよろしゅうございます

か。

五十嵐委員

重要だということでは皆さん一致で、これは良いんでしょう。非常に重要だということとはほぼ一致で良いのではないかと思いますけれども、具体的にどうなるかということについてはできない。

宮地委員長

環境問題につきましては、次にありますように、生態系を破壊する、ダムを造ってもそうございましょうし、他の方法取っても破壊することだって有り得る訳だと思います。問題はちょっと分けてございしますが、レッドブック点検、つまり、絶滅種の話ですね。この間資料が出ました、特に砥川の場合には、割にそういう重要な動物がおりそうだと、こういう話です。だったと思います。ただそれが実際に営巣しているかどうかということは、まだちゃんと確認ができない部分もあったと、こう伺っております。とにかく、これは私も率直に思いまして、ゴルフ場開発なんかをする時には環境アセスをやる。それに対してダム建設に環境アセスをやらないという方法はないだろうという感じは率直に言ってもつ訳でございしますが、しかし今までのところやっていないことも事実のようでございますけれども、ああいう環境に対する報告をどう読むか。一般的な問題としてここに書いてございます。どうでしょうか。その調査をやるとなるとかなりの時間が掛かることも事実でございますね、この間、お話頂いたように、はい、どうぞ。

松島(信)委員

今、委員長が猛禽類の、特にオオタカだと思いますが、営巣は確認されていないとおっしゃいました。それはこの前私が最後に一言申し上げたんですけれども、確認されているという報告書になっています。

宮地委員長

そうですね、失礼しました。どの位の数があるのか、いろいろ難しい問題もございましょうが、とにかく、浅川とは違う意味でのレッドブックの問題がある、砥川にはあるということだったように私は記憶をしております。はい、どうぞ。

五十嵐委員

十分な資料これしかないので答えられない訳ですけども、これを答申の中にどういう方向で議論をしたとか、議論をするとか、例えば、今オオタカがいるとしますね、オオタカがいるからダムが駄目だというふうになるのか、どういう関連付けで議論したら良いのか、それはちょっと皆さんの意見を言ってもらえばありがたい。

宮地委員長

その辺は、はい、どうぞ。松島(信)委員。

松島(信)委員

例えば、オオタカなどの猛禽に関しては、ちゃんとどういうようにすべきかというその手法はもう案としてできているはずで、その案に従ってやって行けば良いと思います。公共事業やる場合はその手順が決まっていますから。

五十嵐委員

静岡空港でも川辺川ダムでも必ずオオタカ出てくるんです。行政側が用意する対応と

というのは、要するに、営巣地を移すんですよ。本当にこれがその生態系にとってちゃんと生育できなければ、大問題で、だったらダムを止めなければならんと、工事を止めなければいかんということもあり得る訳ではないですか。それをどっちにするかをどういう議論をすれば、大方が納得できる議論になるんだらうかということなんですよ。

松島(信)委員

移すというのは、もし移すということが決定されれば、それはちゃんと移しても可能であるかということまで見極めてからです。だから、最初から移すと決めてとか、どんどん移す準備に取り掛かるとか、そういう問題のレベルではないと思います。

五十嵐委員

可能であるか、どうやっていつ誰が決めるんですか。

松島(信)委員

それは専門家が何年かの継続調査の段階で決めていると思います。それがたまたま私の近くで国が高規格国道をやっているので、その現場を見ていて、そういうことを見ているから言っている。

五十嵐委員

もし、そうだとすれば、この委員会はまた結論出せない訳で、オオタカがいるとすれば、営巣を他に移すことが良いのかどうかをまずみななければいけないということですよ。そういう手法本当にまじめになさいますか。

松島(信)委員

だから、そういうことが一番大きな障害、ダムを造る場合の大きな障害になることは確かだと思います。

五十嵐委員

だから、営巣が移転できるまでダムは造ってはいけないという、そういう議論なんですか。

松島(信)委員

そういうことです。

五十嵐委員

誰が書くのか分かりませんが、意見をいろいろ聞きたいんです。多分、社会科学的な意味では私も大分関わるとお思いますので、ひとつの意見はそういうことなんですよ。反論ある人もたくさんいると思いますけれども。

松島(信)委員

続けて、今、猛禽の問題だけしか挙がっていませんけれども、この東俣川の報告書を見ると、例えば、植物で言えば、エンピセンノウとか、その他、約5種、最初の報告書ではそれは5種ではなくて、6種3群集が挙がっているのですけれども、そういうのが挙がっている対策としては全部、移植という対策を取ると書いてあります。移植という対策はこれは非常に難しいんです。つまり、植え替えれば良いと言うように簡単に言葉として解釈しますけれども、植え替えた時に、そこで植え替えたものがちゃんと、安全というか、それがそのまま成長するかどうかというのはまったく未知の問題です。それ

は全て生態系というのはひとつの生物がそこに存在するという問題ではなくて、ひとつの社会現象、生物社会という広がりをもっている中で、何年も今まで長時間かかって、成立している、そういう生物相互のつながりがあって存在するから、移植したで、そこでそれが成長し続けるかという問題とは別問題ですから、移植して済む問題ではない。済む場合もあります。それは何年かちゃんとテスト期間をもっていけないとできないのが普通だと思います。

宮地委員長

はい、どうぞ。

石坂委員

今のことをどう結論付けていくかというのは、そういう点ではとても難しいんですけど、ひとつの参考材料としては、オリンピックの例の滑降スタート地点の問題が起こった時には、そこをスタート地点のこともひとつ問題だと思いましたけれども、ゴール地点の問題というのも提起されまして、あの時は確か白馬村で非常にご努力をされて、山椒魚を、今の話に移すと、それからギフチョウ、ミヤマアオイが生息するんですけども、ミヤマアオイを移植すると、その後、後追い調査をしていると思うんですね、後追い調査の中間的なご報告を私が調べた時点ではもう数年前になりますけれども、山椒魚についてはその時点では生息は確認されなかったということと、ギフチョウについては、激滅していたはずですよ。その後の後追い調査の結果も例えば、白馬村さんなり、県の生活環境部から入手して、ひとつの参考にするということがこの問題の方向を出してくれて、ひとつの参考資料になると思いますので、そんな検討も是非必要だという意見をに入れて頂きたいと思います。

宮地委員長

分かりました。

松島(信)委員

続いて、今の石坂委員のことに付け足すんですけども、飯田市でも、同じことを、対象はギフチョウです。対象とする食草を移植したんですけども、その時にはダメージも含めまして、相当数を移植しました。しかし、現在ではほとんど絶滅しています。そんなに簡単に済むものではありません。

宮地委員長

はい、どうぞ。

宮澤委員

私は今お二人の言われることも分かるんですが、逆に反対のケースもあるということもお話をさせて頂きたいと思います。白馬村で距離コースの時にオオタカがいるということで、逆に今度は移したんですが、今は逆にコースの中にあるということも聞いたりしております。それから、人間が造りまして、先程、委員長とお話をさせて頂いた、穂高町の大王農場、これなんかは人間が造ったものです。そのところに今オオタカが住んでおります。ですので、いろいろなパターンがある、一概に人間が造ったものだからこうだとかいうことではなくて、動物もしたたかですし、そういうような問題はそれぞれある問題ですから、一概にこうだというふうに決め付けられない問題ではないだろうと、こんなふうに思います。

宮地委員長
分かりました。藤原委員、どうぞ。

藤原委員

特に猛禽の場合、工事は慎重にやらなければいけないというのは、一般的だと思います。イヌワシの場合には多分、只見川だったと思いますけれども、ダムが止まっている。電源開発のダムですけれども、止まっていると思います。クマタカの場合も、これは林道計画ですけれども、止まっていますし、岩手のクマゲラの場合なんかは林道の場合ですけど、コースの変更とかということをしています。そういうことで、環境省、それから、国土交通省、それから農林水産省には、こういう貴重な猛禽類がいる時のマニュアルがあるんですね。ですから、それも参考にしながらと言うことですが、原則としては工事をすることによって、営巣地を追われるというようなことが多いものですから、自然保護団体とすれば、こういうような猛禽類がいるところでの工事は中止して欲しいというのが、自然保護団体の、私が自然保護団体運動をやっていますので、そういう意味では、もしオオタカがいるということでしたら、中止をして欲しいというふうに思います。

宮地委員長
分かりました。松島(貞)委員。

松島(貞)委員

私は過疎の山村に住んでおまして、今年林道の工事が、オオタカがいるのではないかということで1年調査で延期になるという話なんだけれども、それから、ヒノキが熊の被害で全滅になっておるところもあるんですが、熊を捕るなという意見もあります。従って、私どものような山村に住んでおますと、どうしてオオタカの為に人間が事業を止めたり、私どもが遠慮しなければならないのかというふうにいつも思っております。従って、環境には配慮するというふうなことだけの表現で十分であって、そのことによって、これ、自然とか私どもにとっては、いのししの被害や鹿の被害のある私どもにいのししや鹿と一緒に共生せよというふうなことを、もし言われる方がおるとするならば、私のところに来て一緒に住んで頂きたいというふうに思っていますが、従って、環境に配慮するということは分かりますが、しかし、そのことによって、公共的な事業がストップされるというのは私どもの感覚で理解できなくて、私は非常にその問題については地域の実情の分からん人達にいる言われたくないという想いしておりますから、環境に配慮するという程度で十分だというふうに思っております。

宮地委員長
藤原委員、どうぞ。

藤原委員

松島(貞)委員のおっしゃった議論というのは必ず起こりまして、私たちが諫早の問題を取り上げている時には、人間か、ムツゴロウかという話が出ていたんです、しかし、ムツゴロウが生活できるような生態というものを守るということは広い意味で大きなメリットになるんだということで、象徴としてはムツゴロウということになってますけれども、結果的には、地域のそういう自然、生態系を守ることが地域にとって、プラスになることだというふうに思っておりますので、必ず、例えば、奄美の黒ウサギのいるところで、ゴルフ場を造る時、私達、奄美の黒ウサギを象徴的に守ろうと言いますと、ウサギと人間とどっちが大事だと、必ずこういう問題出てくるんです。しかし、

そういうことの積み重ねが現在の生物の絶滅危惧種などを作るようになってしまった。一方で日本では生物多様性条約を批准をして、更に95年には生物多様性条約国家戦略というのを作って、農業でも林業でもその他いくつかの段階で生物多様性が大事なんだから、開発を抑制しようということで、95年に作り、今年もその改訂をしている訳ですね。一方ではそういうふうになっている国の方針があるということも、やはり、理解する必要があります。

宮地委員長

はい、どうぞ。

松島(貞)委員

もう一言だけ、そのことが地域のプラスになると言いますが、私のところや下伊那南部というところで、それを保護することによって、どういうプラスがあるのか、教えて頂きたいと思いますが、そのことによる、私どもの地域のプラスというのは、私は感じることができません。

宮地委員長

はい、どうぞ。

藤原委員

実は松島(貞)委員が村長さんなさっている村に行ったことがないので、どういうようなところに、どういうふうなことがあるか、分からないんですけども、私達は今まで生物多様性ということ、国際的にもまた国内的にもそういうことを言ってきたのは、大きな意味で人間の環境というものは、そういう生物が多様であるということによって、大きなメリットがあるというふうに理解をしているから、それで国際的にも国内的にも生物の多様性というものを尊重するようになっていく訳ですね。ですから、個々のところでどういうふうなことかというのは、私は今度できれば、松島(貞)委員のところに行ってみたいと思っておりますけれども、そういうような大きな意味でのメリットがあるというふうに思っております。

宮地委員長

松岡委員、どうぞ。

松岡委員

今、お二人のやつがまさにこれまでの、開発と自然保護との姿だと思えます。例えば、ドイツにしる、何にしる、今両方でそういう物凄く相入れないところがある中で、開発なり土木と言ったらいいでしょうか、そちらの方と生態学、共通のテーブルについて何かする手立てはないかということで実際にやってきております。効果も上げております。1か0かではなくて、そういうところのテーブルを、ヨーロッパがみんな良いとは言いませんけれども、設けてやってきているそういうところがあります。しかし、それには実は時間も掛かるし専門家も必要だし、調査も必要です。現状がどうか、目標をどこへ設定するか、それには非常に時間も掛かりますので、現在、五十嵐委員もかなり疲れておられますけれども、早く短時間で起草しなければならないという現状におきましては、将来的にはそうした共通のテーブル、生態学と人間の社会、土木工学、そういうところの共通のテーブルでどうしていくかというのを長野県もこれからずっとやっていかなければいけないと思えます。しかし、現状では7日までに何か書かかと言った時に、1か0かだけでやっていては話にならないので、村長さんの肩をもつ訳ではありませんが、

ちゃんとそういうところ配慮してやりなさいという程度のところでは、現実にはできないのではないかと。調査もしないで、その、本当に、ではその地点にいるのか、そこに木が立っているのか、その餌場がちょっとずれれば何とかなるのかという細かい調査までは現実にはできないと思います。ですから、このくらいの範囲の表現でしかできないのではないかと、現実問題としては思います。以上です。

宮地委員長

問題は環境とか珍しいものを保護しなければいけない。これはごもっともですが、それに対して今、何を造ろうとしているかということではないかと思うんです。つまり、ゴルフ場と言われますと、それはゴルフ場なら止めておけという話はあるかもしれませんが、今の話はそれに代わるために何を造りたいか、自分達の生活の為の、今のことを考えている。そういうやはり、ウェイトはいろいろあるだろうと思います。だから、その辺は配慮しなければいけないだろうというふうには思っておりますけれども、そういう意味で実際、環境の調査というのも十分行っておりませんが、今言われましたようにどうでしょう。環境問題十分配慮しなければいかんということは皆さんの共通の理解だというふうに私も思いますし、そういうことでいかがでございましょうか、ちょっと甘いかも分かりませんが。

松島(信)委員

それで良いんですけれども、ただ言葉の表現としては、レッドブックがこれこれあって、だから、環境に配慮しなければならんと、その表現だとちょっと甘いかなと、もうちょっと言って頂ければ、やはり、そういうものが現実に存在することも確かなんですから、そこにダムという事業が必要だとするならば、そのデメリットとして、貴重種の存在はその地域の生態系の象徴に当たります。その地域の広域生態系に対しては少なくとも長年掛かって成立したものです。さらに時間とともに、少しずつ、広域の生態系ではお互い生物同士のいろいろな関係が変化していく、そのきっかけをダムという行為によって、突然に発生する訳ですから、そういうことも配慮するというか、やはり、デメリットの中には生態系に対する影響を正しく認識した方が良いのではないかと思います。

宮地委員長

メリット、デメリットの問題も関係致しますが、はい、どうぞ。

宮澤委員

部会の中での討議事項、そのことだけ触れさせて頂きます。先程、申しましたように、公聴会で、あそこに住んでおられた方が昔、こんな田舎に住んで、住んでとかまわられたと、あんなところは人が住むより、ムジナの巣だと言われたと。今それが環境問題だ環境問題だと言われているけれども、あそこにいた実態の中で、これが本当に環境に良いのかどうかということを考えて頂いたことがありますかというお話ございました。ですから、ダムを造る、ダムを造らない、どちらにしてみても、その後の選択した後、あの地域、もし仮にダムを造らないとしたら、相当荒れています。荒廃しております。昔は水田がございまして、それぞれがございましたけれども、今の状況は相当悪い。ですから、そこら辺の手立てを講じることも大事だと思いますので、そういうようなことも逆に明記しておかないと、あそこところは非常に今の状況は非常に良くないと思います。私は人が住まないでということで、自然が崩れる例を先程、松島(貞)委員、おられましたけれども、実は、お金を掛かるということも含めてお話申し上げますが、ギフチ

ヨウの産地であります小谷村の大網というところがございませう。その奥に横川という部落がございませう。その部落は熊が出るようなところでみんなやだやだと言って出てしまいました。ところがその横川に人が住まない。昔、水田だったところが地すべりが起こし、荒廃しているために、そこで数10億のお金を林務で入れております。また大網という地籍もございませう。大網もそういうことでどんどん少なくなっていって、こんな片田舎ということもございませうが、そういうことで地すべりが発生を致しまして、30億近いお金を投入致しました。その投入することによって、今までギフチョウの産地でありましたところに、地すべりを留めなければならないという工事の為に相当そこは荒れました。それは何故やったかという、下流の系魚川ではそこで出ますと大変な災害が行われるからであります。そのようなことでただ単に動植物を大切にしようということはありませんけれども、そこに人が住んで、そして管理をすることによって、環境が整えられるまたは整備されるという事例も多くある訳でございませうので、一概にそのままに放置しておくことが環境かということについては大きな疑問があるということだけ発言させて頂いております。

宮地委員長

別に放置をしておくのが良いと言っている訳ではないと思います。ですから、どうでしょう。この話は今のようなことで議論は出尽くしたと、両方あるということで、これ以上ここで議論はちょっと詰められないと思うんですが、大方のご理解はそういう共通はあると思います。いかがでしょうか。あと外部状況、これはいろいろなダム論になりますね。それからダムのメリット、デメリット、こういうものがございませうが、この2つは併せて議論した方が良いと思っておりますが、はい、どうぞ。

竹内委員

環境問題とも絡むんですが、前回の時に大熊委員と、いわゆる、浅川における代替案の河川の環境について、一応、お尋ねしたところ代替案の方が河川の河床がより具体的に水と接する部分が増えるものですから、環境に良いんだと、こういう話頂きました。

宮地委員長

浅川でございましたか。

竹内委員

それで、私はひとつの検証として具体的に考える場合に、昨日もたまたま浅川流域の皆さんとお話の機会がありまして、是非言っといてくれと言われたものですから、申し上げておきたいのですが、環境とちょっと離れますが、ひとつには5分勾配というものについて、それがもしやって、怪我したらどうするんだと、強く言われたんですけど、人災ではないかというお話がありました。これは言っといてくれと言われたので私言っときます。ただ、問題はやはり、今ある既存のところを改修していく。済んでいるところ、もう既に終わっているところ、嵩上げをし、急勾配になるということについて、やはり、生態系の問題もそうなんですけれども、今、松岡先生なども水辺の会とか、そういうところ。見ていると古里小学校の皆さん方も親水的な要素で夏になるとあそこに入って遊んだり水と戯れている部分もありまして、比較的、改修前と後ではそういう親水性ということが、浅川については評価されるようになったのではないかと私思っている訳です。そういう意味でいきますと、既存のやはり、改修した場合、勾配をきつく、或いは、嵩上げしていくというようなものが、果たしてそれに対する影響に対してどうなんだろうかと、対策もいじりましたし、流域の問題として申し上げるんですけど、私はやはり、それはちょっと問題があるのではないかとすることは申し上げておきたいと思

ます。私お聞きしたいのは、先程、大熊委員いれば、その辺ももうちょっとお聞きしたかった訳ですけども、都合で帰られたものですから、あれですけど、松岡先生にちょっとですから、教育の中で実践している部分もありますので、その辺の見方を、浅川の既存の今やられている水辺の会なりの実践を通じて、どういうふうに捉えているのか、既存の河川も含めて、ちょっとはっきりとしといてもらったほうが私有り難いと思いますので、意見をちょっとお聞きしておきたいと思いますね。それはやはり、環境という意味でいきますと、当然、代替案がもしなった時に当然影響を与える問題ですから、明らかにしなければならないということをお願いしたいと思います。

宮地委員長

竹内委員がおっしゃっているのは、代替案だと上流の方、大分広げなければいけませんね。その話と、まだもう既にやったところの部分もいろいろやらなければいかんと、その両方ある訳ですか。そうですか。松岡委員、お願いできますか。

松岡委員

話が広いのでどこに絞って答えようかというのちょっと今迷ってしまいましたが、川によって、いろいろ違くと、浅川の話後でしますが、他にも県内の中小河川で、身近な水辺をなんとかしようということによってやっております。昭和50年代には、今の話のかなり急勾配の5分勾配というのでしょうか。かなり急勾配で構造改善事業に併せて、河川改修が行われていると思います。その頃は今の浅川のような親水性という発想がなかったと思います。ですから、降りていくようにもなっていませんし、転がり落ちると危ないという話になっている。その頃はできるだけ、下を拡げて2度と改修なんてできないだろうという感じで村の方でやっています。そういうところの例えば、三水村の現状なんかを見ますと、普段は田んぼの時期で水が少なくなってしまうから、非常に何というのですか、河道が葦藪みたいになっちゃって、ざーと水が少なくなっちゃって、泥が来てということで、そうすると光が当たらずに、魚もいない。いるのはザリガニだけという現状になってしまいます。それに比べて浅川みたいなところは、ほったらかしにしとくとすぐに土砂に埋まって駄目なんですけど、魚巣ブロックが入れていることの配慮もありまして、いろいろ実験的に工事の年度でやり方が違ってはいるんですけども、だんだんグレードアップしているというか、退化している部分もあるというか、いろいろなんですけれども、そういう中で地域の人達がちょっと3、4、5年関わることによって、ああした古里小学校の裏のようなカワセミにも認めてもらえるくらいの、或いは、数100匹のオイカワの群れなんかもくるようになる。当然それを追ってなまらずもくるというような、要するに、淡水の生態ピラミッドと言うんですか、それがミニミニですけども、演出されるようになる。ただ造って放っておいて、そういうふうになるかというのは、保証の限りではない。瀬や淵、そうしたものがセットになってあることと、それから、やはり、植栽の汀線そういうものをある程度人間が関わりながら、自分達もそういう自然から分けてもらうような関わり方をしていけないと、一概に幅広げたから、狭めたから自然が豊かになる、豊かにならないということにはならないと思います。それと浅川の今の現状で申しますと、やはり、あれだけの急勾配の川ですから、どうしても落差工の連続になる訳です。現状ではコンクリートのたたきのところは浅い水深で流れておりますので、吉田小学校から上にオイカワの群れがいるなんてことは、無理になっております。現状で調査しておく、別にそのまんまで川幅広げたから自然が豊かになるなんてことは有り得ないという感じですね。もし非常に豊かにするというのであれば、そうした落差工が斜路工に変わるとか、そうすると先程、大熊委員も言っておられましたが、浅川の単価は高すぎるといふふうにおっしゃっていましたが、もし今の簡単なコンクリートの落差工を自然石を使ったような斜路工に変えたりすると、それでまた単

価が高くなります。そういう意味で、どの辺の自然にスポットを当て、何をどこまで回復するか、その辺のことを目標として持たないと、駄目だろうと。しかし、今の話で時間がない。そんなこと調査も多分していないと思います。ですから、それも無理だけれども、現状は地域の人と是非造ってもらったものを、如何に有効に使うかという工夫をしながらやっていけば、多少はなんとか、なる部分まではなんとかなる、そのくらいだと。ですから、今のループ橋の下辺りといいますか、真光寺といいますか、浅川農協の辺りとか、あの辺から上というのはあまりにも勾配が急すぎて、ダムがあろうがなかろうがどんなに頑張ったって、魚なんて絶対に登れません。という現状になっています。ですから、そういうもの、何を失って、何を得るかという目標がはっきりしていないと、ただ観念的にダムができれば自然が破壊になって、魚が上がれない。それは一般論であって、現状でも上がれないものは、もっと下流から上がれない状況にあるということを確認した上で、どんな自然を壊してしまっ、何を我々は回復していかなければいけないかと、そういうことの目標を設定しなければ駄目だと思います。

宮地委員長

はい、どうぞ。

五十嵐委員

松岡さん、その案を書く訳にはいかない。

松岡委員

大熊委員に任せてあるんです。もう大熊委員の案が良いですと。私、基本高水については意見が決定的に違いますので、それがはっきり分かるように書いておいて頂ければ良いと、時間がありませんので、それは流れですよ。

五十嵐委員

正直言いまして、代替案の方が生き生きしないんだよね、何となく、そういうことが入っていると凄く生き生きしてくるんだろうと。

松岡委員

元が元、出だしが出だしだからですよ。

宮地委員長

どうでしょう、その辺は、多分、県の方は上の方の河川改修の状況を考える時に、もちろんでできるだけ環境の問題も考えるでしょうし、そうかと言って、不必要なこともしないだろうと、私も思いますが。だから、松岡先生の言うように、実際の流れの状況をよくご存知の方だと、その辺は県も勿論、専門家ですから、それなりのことを考えて頂いていると私は思いますが。それで、松岡委員はその案で任せても良いとおっしゃっているんですね。

五十嵐委員

皮肉に言っているんでしょう。

松岡委員

こんなこと言ってよろしいでしょうか。こんなこと言って良いかどうか分からないんですけども、大半の中小河川なんてですね、自然がどうのなんて言われていないんです、現状は、本当に。だから、地域の人達がもうやらなければ駄目だろうと。補助金も

こないし、そういう現状です。浅川とかこういうところだけが急に環境保全で浮上する。砥川、オオタカがいた。浅川にもオオタカはいるんです。ご存知がどうか分かりませんが、私も通勤路で見えています。冬になると里に降りてきて、夏になるとまた山に帰って行く。いつも同じところにいる訳ではないんです。ちょっと増えているという話もお聞きします。だから、どういうふうに自然保護団体の方が保護したいか。私も自然保護的なこともやっていますけれども、現状をやはりしっかり把握して、どこまで何を回復するかとか、何を大事にするかというのをしっかり把握しておかないとただの観念論で終わってしまうと、そういうふうに感じています。

宮地委員長

はい、どうぞ。

五十嵐委員

答申を書く時に、勿論、県民もそうだし、全国的にも注目を浴びる答申だと思うんです。何となく環境とそういうところが議論もしていないし、時間もないもんで弱いんですよね。非常に重要でしょう、未来を考える時に。もし皮肉でなく、いろいろな案があれば、ペーパー出してもらおうと、本当に生き活きしてくるんだらうと思いますけど、これを書ける人この中ではないでしょう。

松岡委員

大熊委員も新潟水辺の会やっておられますので。こういうものを書けと言われればこういうふうに書きますかということは書けますが。

宮地委員長

今のような意見を入れてくれと、具体的に書いてくれと、そうすれば、起草委員会の方で取り入れ方を考えると、そういうことでございましょう。

松岡委員

分かりました。

宮地委員長

はい、どうぞ。

竹内委員

私が申し上げたかったのは、要するに、今の既存の浅川は改修されたことによって、された部分はそういうふうにもう既に既存の浅川と関わりながら親水に関わっている人がいるということなんです。生態系とも関わって、既に関わっていると、それが構造が変わるということは何を意味するのか、ですから、逆に言うと、なぜ構造が変わったのかということは、極端な例はですよ、松岡先生が教えてらっしゃる生徒さんにも説明しなければならないし、従来関わってきた人、それと同時に、古里小学校の生徒にも説明しなければならないし、地域で護岸を景観を含めてやりましょうということで、いろいろと当初、愛する会みたいな形の中で、木を植えましょうとか、そういう話まで運動が起きている既存のものがある訳ですよ。ところが今出ている、五十嵐委員が弱いと言ったけれども、今出ている代替案というものが極めてそういう意味でいくとそこまで考えて出さなければ、説明がつかないということを私申し上げている。それはいざ形ができた時にどう説明するかということを上げている。だから、そういう意味で、やはり私は再自然工法なり今の時代に相応しいものをきちんと、そういうものを位置づけ

ていくべきだし、説明がちゃんと果たせるものを出すべきだという意味で申し上げた。あんまり代替案を完璧にしたものを、申し上げている訳ではありませんけれども、一応、今の現状では代替案というのは、そういう意味では、かなり苦しい代替案だろうということで申し上げた。ですから、実践している人の意見を聞きたかったというのは、そういう意味です。

五十嵐委員

再自然工法というのも念頭に入れて、こういう場合にどういうふうにも有効かとか、それをちょっと入れて書いてもらおうと、取るか取らないかは、皆さんで決めるんでしょうけれども、非常に生き活きしてくるんだと思うんです。どうも基本高水からやっているものだから、目に見えているのは、それこそ浜委員やったんだけど、コンクリートで降ったようなものしかない訳ですよ。本当にそれしかない訳ではなくて、いろいろ方法、アイデア有り得る訳で、そこを生き活きとして欲しい、再自然工法も入れてね。

松岡委員

近自然河川工法というのは、ダムありの河川改修で下流から始めてきているという、そういうニュアンスなんで、両方に共通して考えていくということになって良いんですが。代替案だけに寄与するように書く訳ですか。

五十嵐委員

ダム案だって、ダム+河川改修修案ですから、それだって、河川改修を行う場合には、やはり、みんなが喜ぶ方が良いに決まっている訳ですから、そういう意味では何も代替案だけを補強するという意味ではなくて、書いて下さい。

松岡委員

分かりました。

宮地委員長

よろしゅうございましょうか。大分、中身として再自然工法出ましたので、メリット、デメリットのところに参加しますが、それら含めてどうでしょう。

松岡委員

先生、すいません、一応、近自然と言って頂ければ有り難い。

宮地委員長

近自然工法ですか。

五十嵐委員

3つ言語があるんですよ。ひとつは、多い、多自然ですね、それから自然に近づく、再自然とあって、ヨーロッパなどでは再自然です。自然に戻す。今言っている建設省は近自然までは来ているんですけども、再自然のところはこと微妙で一部、実験的にやっている、こういう状態なんです。できれば、再自然、資料はたくさんありますからね、提供致してもよろしいですよ。再自然もちょっと入れて下さい。

松岡委員

私、近自然くらいしかやっていないので近自然で勘弁して頂けますか。

五十嵐委員

できれば、私の知っている人で再自然やっている人に川を見てもらっているんです。再自然工法で、かなりの程度水を生き返らせることができるというようなことも言っている専門家もおりまして、その人は実は長野県でも実際仕事している人なんですよ。そういう人達の意見も、場があったら、僕が提供しても良いんですけども、何か入れて、ダムありだって、河川改修しなければいけないんですから、それをどのくらい可能か、どうしたらもっと生き活きとするかというようなことは入れるくらいのことは努力しないと、このままの答申ではいくらなんでも河川改修は貧弱と私は思っております。

宮地委員長

どうでしょう。

風間委員

近自然工法、大変、よろしいと思うんですよ。そうなってきましたと、先程、お帰りになりました大熊委員が護岸をどうするのかで変わる、財政の河川単独改修案115.9、これが護岸をどうするのかというので変わってしまう、今、松岡先生のおっしゃる話を聞いていると、いわゆる、近自然的な工法を取るということは単価が高くなってしまいうだろうということが、くしくもおっしゃられた訳でございますが、そういったことも、もし、この委員会として多自然、近自然という工法を取っていくということであるならば、財政もその金額にいくらのプラスになってしまうんだというようなことも明記していかないと、いけないんじゃないかなというふうに思うんですけど。その辺はいかがですか。

五十嵐委員

論理的にはその通りですけども、具体的なところを河川で全部、ここはこうするとできないでしょう。時間的に。思想とか方法を入れるだけで、財政弾くまでもできないんじゃないかと思うんですけどね。

松岡委員

今、県がやってきたことが近自然です。近自然河川工法を県がやってきているんです、今のまんまの断面で。ですから、私、近自然くらいにしておいて頂ければ、今のまんまで、新たにゼロから考えていかなくて良いかと、とても時間がないので。

宮地委員長

はい、どうぞ。

風間委員

今の県が施工しているそのやり方が近自然工法だということであるならば、プラスアルファを考えなくても良いということになる訳でしょうか。幹事会の方に確認したいんですが。

宮地委員長

そこはお答え頂けますか。はい、お願いします。

大口河川課長

そういうことで弾いてありますので、再自然としては行ってはおりませんけれども、再自然、多自然、近自然、よく分かりませんが、今やっているのは松岡委員が言われ

る近自然でしたら、今そういうことで取り入れてやっておりますので、この単価で弾いてあります。

宮地委員長

分かりました。はい。

風間委員

そういう方向の方が良いと思うんですよ。だから、先程、大熊委員の方から護岸をどうするかで、m当たりの単価が高いということで値下げしてくれという話だったんですけども、ではこれを下げるといことになれば、近自然或いは、多自然というものを、止めていくという方向になってしまうということになるんでしょうか。

五十嵐委員

ならない。再自然は必ずしも費用高くなるということではないですよ。もっと安くなる可能性もあります。言葉で言うと分かりませんが、どういう場所にどういう施設をするかということによって、再自然でも高くなる場合もありますし、一番簡単には、非常に簡単、一番簡単な再自然は堤防を逆に、決壊させるんです、少し、少しね。水が流れて来た時に、それをオーバーさせる訳です。これはほとんど金が掛からなくてひとつの災害のコントロール方法なんです。それを再自然と。再自然やると必ず費用が上がるということではないんです。思想の違いなんですよ。

宮地委員長

一応、どうでしょう。今、県が試算をしたのはとにかく近自然工法だと、そこまでは入っている。再自然というものを更に考えたらどうかというのはもうちょっと一般論の話になると私も思います。ですから、その辺で先程の話も松岡委員、先程の考え方、近自然程度で良いと思うんですが、それを入れて頂きたい。それでどうでしょうか。はい、どういうお話でございましょう。

石坂委員

ちょっと関連して、感想的な意見になりますが、8割方浅川の河川改修が終わったという中で、いろいろとご苦労の後がある場所場所によって多少、工法なども違う中で、松岡委員お話のように近自然ということでご苦労されたなというのは、誰が行っても分かる訳ですし、そういう中で古里小学校のお話もありましたけれども、地域の子供達や住民と川の良いお付き合いがあると、しかしながら人口密集地を流れている川としての多少の限界もあると、そういう状況の中で、それでは上流でダムが完成して、水を止め、穴からは出てくるんですけども、土砂も止め、土砂の流出状況なども変わっていった場合に、そのお付き合いや今生息している、先程、オオタカの話もありましたけれども、今、都市部の浅川の部分では鴨が泳いでいたり、あおさぎもきたりもしていますけれども、そういう状況などがどういう変化があるとか、そういうことも併せて考えていかなければいけない訳で、勿論、基本高水の設定の仕方によって、また改修を変えていく部分があると思いますけれども、いろいろな要素がある訳なんで、その辺についてはそういう要素もあるということも加えてまとめて頂くというふうにメリット、デメリットのところでの論議ですので、そういう想定も是非、課題としてはあるんだということを加えて頂きたいと思います。

宮地委員長

はい、いかがでございましょうか。もう少し他のメリット、デメリット、或いは、外

部状況でも結構でございますが。私もうひとつ、感じたことを申し上げてよろしゅうございますか。河川審議会の答申が2000年11月19日にあったと、こういうお話をよく聞くんですが、その辺で思想はどういうふうに変わりつつあるのかということ、ちょっとご存知だったら私教えて頂きたいと思っております。

五十嵐委員

みなさんに配ったらどうですか。

宮地委員長

はい、配ってあると思いますが、どうでしょう。河川審議会の答申というものを知らないはずはないんで、ポイントを教えて頂けませんか。今までとどういうところを変えようとしておるのか。何か、キャッチフレーズとしては洪水と共存するような治水というようなことを聞いておるんですが、但し、それは砥川で問題になりましたみたいに水が溢れては困るというお話がございますね、だから、そこら辺の話がどこまで理念として良いのと、現実問題としてどうなのかという話とはやはり、兼ね合いがあるように私思うんで、伺っておる訳です。河川審議会の答申はそういう方向にはなりつつあるということは聞いておるんですがね。

宮澤委員

今、委員長がお話になりましたり、洪水をです、私は洪水、つまりもう一杯になりました河川をどうやって救うかということは1箇所決壊させて、そのエネルギーを外に出すしかないんですよ。それで、私はそれもひとつの案だと思います。ただ、それは事前にそのところを設定しておくということが大事ですね。そうすると、設定しておける場所があるかということが、大きなポイントに、この工法の場合はなってくるのではないかと思います。そういう観点から浅川と砥川を考えた場合、もっと例えば、水田地帯がございます、その水田に流し込んでしまえというような場所と、砥川のように、要するに、下流部がまったく天井川でそういうような部分がないところといえますか、その河川によって、私はそれぞれの個性として違ってくるのではないかと、こんなふうに思っているんです。後で構成のところ、要望の中にありますけれども、そんなようなことでちょっとやはり、河川の性格ごとに、それによって、今の洪水と共生するかどうかという問題は違ってくるのではないだろうかともこんなふうに思っているんです。

宮地委員長

まさにそうだと思います。私、砥川で水を出すところを考えると云ったって、出すところないのは皆さん一致していると思います。一方、浅川については、いろいろな議論を聞きますと、あそこら辺、河川敷がございますので、出せるところがあるのかなと思ったです。しかし、現実問題として例えば、浅川の場合には、今まで水が出ていたところに新幹線の車両基地ができていたりしておる訳ですね。そういう経過がありますもんですから、一概に言えないことはごもっともだと思いますけれども、どうぞ。

竹内委員

中間答申の関係についてはいろいろと、これも捉え方はまちまちだと思います。それはお互いに都合が良いところを取り上げて、今までそれぞれ論議して経過がございまして、河川砂防技術基準(案)のまさに捉え方と同じような論議になる。私は基本認識として考えなければいけないと思うのは、その前段に集中豪雨に対する対応ということ審議会の方でも、緊急に検討した経緯がありまして、その後、東海豪雨があって、要するに、報告、中間答申が出てきたと私は理解しておりまして、そういう意味でいきます

と、今までの論議の蓄積してきた河川砂防技術基準（案）に基づくそれぞれの安全度をどうとっていくかという論議以上に予想しがたいものが出てしまったことに対して、そういうこともあり得るよということ、公開してオープンしてそれにやはり、それに対する処置を備えなさいよという警告だろうというふうに思っています。ですから、今、言われたように、それぞれ場所場所によって、地形によっても違いますし、ただ、ダムありであってもダムなしであってもそういうことも想定して、やはり、いざという時の時の対応については考えておきなさいよと、こういうことだろうなというふうには私は理解しておりますけど。

宮地委員長

それはちょっと戻るかも分かりませんが、1ページの治水関係の浅川の場合で申しますと、内水対策みたいなものにもやはり、つながってくると思っております。この部分は、浅川の部分についてはダム有り無しに関わらず、非常に大きな問題だということは一貫しておりますので、その辺にはやはり、是非力を入れて書く必要があるだろう。実際にハザードマップとかいろいろなことがございますので、それから、市町村と住民との一体の協力、これも確かに、ございますので、それについては長野市の資料もいろいろあるようなんで、そういうものについての言及を是非したい。力を合わせてやってほしいという方向で書き入れることが必要だろうというふうには思っております。いかがでございましょう。はい、どうぞ。

五十嵐委員

そういうことを含めた防災体制というのは長野県の場合にどうなっているのかということについての資料はあるんでしょうか。

宮地委員長

危機管理体制ですね。その辺。お願い致します。

高橋政策秘書室長兼危機管理室長

危機管理室長の高橋でございますけれども、基本的には市町村がそれぞれ計画を出しておりますので、もし全部となれば、全部の河川の関係で市町村から資料は集めておりますが、いずれにせよ、水防計画なりそういう災害起こった場合の対応策というのはどこの市町村、消防本部もっております。

五十嵐委員

有効性とか、重要性とか、そういうのはレクチャー受けることはできるんでしょうか。例えば、今、市町村で災害対策を考えているという時に、それで本当に十分かどうかというような議論はどこでどのようにすると見えてくるんですか。

高橋政策秘書室長兼危機管理室長

個別に検証するということですか。

五十嵐委員

アメリカでやっているのは保険というのが非常に発達しておりまして、洪水保険なんかもあります。それから、更に建築の基準に関係しましても非常に危ないところは床上げした建物を造らせるとかそういうことがかなり完備していて、だから、ダムは駄目だという、ワンセットに、危機管理体制とワンセットでセットしている訳です。そういう意味でちょっと見る時にどういう資料をどういうふうに見れば分かるか。

高橋政策秘書室長兼危機管理室長

保険の方は日本の保険は大蔵省の護送船団方式で保険料率も今ちょっと変わってきましたけれども、基本的に保険会社が決まらないと、自身で決められないというような形になっておりまして、逆に保険会社が特に個人が入る場合は、入る基準というのが非常に簡略化しているんですね。もしアメリカのように細分化してリスクの大きい時はそれなりに保険料頂きますと、低くければ安くしますと、その細分化することによって、保険会社も利益を得ているという形にはなっていないんですね、そこでの比較というはできないです。アメリカのような形ではできません。日本でやっているのは行政機関として、或いは、地域を守る自治的な組織として、自分達でもし何かあった時に、それはある程度ちゃんと、ハザードマップを作っているところも、そうでないところも、今ないところが多いと思うんですが、この辺で水防をやって、何かあった時にはここからこういふふうに避難しましょうということを決めているということです。アメリカとの直接比較というのは残念ながら現状ではできません。

五十嵐委員

建築のコントロールは。

高橋政策秘書室長兼危機管理室長

建築のコントロールは、特に洪水に関しての建築のコントロールはまったくないと言って結構です。

五十嵐委員

もっと言うと、例えば、それぞれ想定している高水を超える雨が降るかもしれない。下流住民に伝えますね。何時間くらいで伝えられて、どのくらいで逃げられる、そういうことは分かりますか。

高橋政策秘書室長兼危機管理室長

例えば、個別に聞いて、どのくらいで過去やった例でどのくらいだったというのは、個別にここで指定されれば聞くことができますけれども。

宮地委員長

具体的にある地点について、それはどのくらい差があるかとか、そういうことはやっていない。

高橋政策秘書室長兼危機管理室長

長野県で一般的には30分以内にしろとか、そういう基準を作ってやっている訳ではありませんので、それぞれの地域任せということです。

五十嵐委員

分かりました。最後の質問ですけど、かなり前向きに取り組もうとしたら、かなり、できそうですか、そういうことは。

高橋政策秘書室長兼危機管理室長

それは、やろうと思えばできると思います。

五十嵐委員

恐らく、水がどのくらい出るかというのは、かなり精度が高くなっていて、予測できると思います。その時、それが非常に早く住民に伝わった時にどうかたちで逃げさせるかというようなことを具体的にシミュレーションをして、有効性があれば、逃げる、というのも、完全に選択肢のひとつになるというふうに思っています。

高橋政策秘書室長兼危機管理室長

水がどのくらい出るかというのは、計算上でちょっとお金が掛かりますけれども、かなり今精度が上がっていますので、やる気になればできます。

宮地委員長

そういう危機管理の体制というのは、是非これは普通のダムができてでもできなくても超過洪水の話もがございますので、むしろここでは本気で取り組んで欲しいということをお願いする。それは是非、盛り込むべきだと、私今の話聞いていて思いました。

五十嵐委員

ひとつだけ、関連する資料あれば、大至急、もしあれば、見た方が良いという資料があれば出して頂けませんか。危機管理に対して。

高橋政策秘書室長兼危機管理室長

探してみますが、具体的なやつは市町村になってしましますが、どこか具体的にここというのはございますか。

五十嵐委員

公開して良いもので、それは公開しなければいけないものですけど。

高橋政策秘書室長兼危機管理室長

地域防災計画なら、市町村分は今すぐそこにありますけれども。

五十嵐委員

後でちょっと見せて下さい。

宮地委員長

はい、どうぞ。

宮澤委員

委員長のまったく付け加えるところに付け加えて頂きたいのは、ここで盛んに出ております流量の問題です。河川の流量チェック、雨量チェックでもってやってきたけれども、流量ってなかったではないかと、こういう問題がございましたね。残念だけれども、災害の時に雨量もチェックしていないような、そういうような市町村もある訳です、現実的に。ここで、もう1回、この問題を通して危機管理に対する考え方、こちら辺を明確にやはり、ダムどうのこうのということではなくて、やはり、今の段階の中では今、委員長がまとめられる文章の中に、そういうような問答も含めて、私は入れて頂いた方が良いのではないかと思います。

宮地委員長

はい、分かりました。どうぞ。

石坂委員

委員長が先程、提起されて今、論議になっています新河川法、河川審議会の中問答申との関係でどう考えていくかという問題は、あまり時間を掛けて議論ができていない問題なんですけど、先程、簡単に表現がありました、洪水と付き合う、これからのやり方、実は、何度も話が出ています浅川の内水対策の問題では、非常にそこはポイントになっていくというか、ひとつの焦点を当てていかなければならない問題だと私は思っています。超過洪水の問題とかいろいろ出ましたけれども、約流下時間が1時間半と、河川規模が千曲川と浅川で全然大小違うという中で、千曲川の増水が遅れてやってくると、しかも長雨だった場合にはアウトな訳ですよ。いくらダムを造っても浅川の水は千曲川に流れていかないと、こういう状況の中で、例えば、超過洪水対策、内水対策の問題でしばしば遊水地という言葉も出ました。しかし、その遊水地をどこに設定するかということは感情論にもなるということで、場所の特定はできないということで、議論はそこに留めておくということできました。しかし、実際には、特に先程、お話がありました新幹線の車両基地ができたあの場所とか、最下流の部分はそういう位置づけをしようとしまいと、長雨が続いて洪水が続いた場合には溢れてしまう訳なんですよ、現時点でも。だから、遊水地に設定しようとしまいと、契約しようとしまいと、一番真っ先に被害が及ぶ場所があるという点では、付き合わざるを得ない場所にあるということで、これは千曲川と浅川との関係がまったく変わります、自然流下できるようになった場合には考える必要ないんですけど、そういうことが望めない限りは付き合わざるを得ない地域を勝手に付き合ってくれということで良いだろうかということで、やはり、新しい視点で考えていかなくてはいけないと思うんですね。そういう点で当然位置づけの問題、それからいざという時の補償の問題、全体として予想される洪水の時に、今、ハザードマップやそのお話もとても大事なんですけど、併せてそういう視点でお付き合いの方法を行政も責任を持つ形で位置づけていかなくてはいけないということを私は中間まとめを受けて、具体的に自分達の流域の問題をどう考えるかという時には避けて通れない問題として、今後の検討課題に当然しなければならぬと思うんですね。ということだけ申し上げておきたいと思います。

宮地委員長

この河川の危機管理の話は県が分担する部分とそれぞれの市町村がやる部分と当然ございましてですね。だから、それはいろいろ兼ね合いたと思いますが、特に、例は悪いんですが、諏訪の方の地震との関係もございましてね。ああいう時に諏訪市は当然考えるでしょうし、しかし、それが県の方はどうタッチするかという問題、やはり、微妙なところがあるのではないかと私は思っておりますが。しかし、とにかく、そういう危機管理のことについて、県もやって欲しいし、市も特に重点をおいて考えて欲しい、これは間違いのないところだと思っておりますが。いかがでございましょう。その他に全般的なことではいかがでございましょう。だいたい後ろまで行ったような感じはしておりますけれども、まだ時間が経つと、あれを言うべきだったという話は当然出てくると思いますが、よければ一応最後まで行ったと、そこで次のことにちょっと入ってみたいと思うんですが、前々から言われておりますように、とにかく、答申をまとめてみたいという感じの、できるだけ早い段階でまとめる方向にもっていきたい、そういうことではございまして。私のこの論点整理、不十分ではございましたが、それによって、意見の合わないところもはっきりしましたし、ここは共通に、ここは強調すべきだという話もございまして。ですから、書くべき、盛り込むべき材料というのは私いろいろあると思います。しかし、もうそろそろ起草委員会、先程、作っていないというのを言われまして、もうできている訳でございまして、そういうことが少し、どういう方向で答申を書こ

うかということを考え出すべき時期ではないかと私思うのですが、それにはやはり、必要なこと、これだけ材料があって、それをどう料理して、どういう方向で書くかということが、これからの問題だろうと思います。既に議論の途中の段階で、両論併記にすべきだとか、そういうご意見も出て参りました。その辺のことを私どういうふうに整理をして、書いて行っているかわからない、迷っているところがございますが、私、申し上げますけど、これで、決を取るということはなるべく、避けた方が良いでしょうと思っております。ですから、今、最後にどういうことなるかわかりませんが、もしできることならば、今日ご欠席の委員もお出でになりますけれども、私は今までの議論の中でこういうふうな方向を支持したいと考えているとか、そういうようなことをちょっとでもお聞かせ頂きますと、それを皆さん方がこう言っている方、ああ言っている方頭の中に入れて、今日お出でにならない方もございますけれども、そういう方にもお伺いして、まず素案をかき出してみると、そういうことがひとつの方法ではないかと私は思うのですが、その辺ちょっと今とっさに生々しくて言えないかもわかりませんが、まだ未定ということでも結構でございますけれども、少しそういうことを意識してご意見を承れると、委員長としては大変助かることになるんでございますが、いかがでしょうか。松島(信)委員。

松島(信)委員

答申のスタイルみたいなことに関わるんで、お聞きしたいんですけども、例えば、地質及びダムサイトの安全性について、という素案を書けといわれている訳ですね。これは両論併記のような形にならざるを得ないと私思っているんですが、それでよろしいかというようなこと、もしそれを更に他の分野についていえば、基本高水も同じようなことになるかなと、だから、両論併記ではないような、例えば、森林問題なんかは新しい視野のもとで、両論併記でない形で書いて欲しい訳ですよ。ですから、そういうような一部、両論併記、一部は一致した意見というような形のような流れになっていくかどうか、その辺のところは話合わなくても良いんでしょうか。

宮地委員長

先に伺いましょう。私の意見を聞いておられるのですか。

松島(信)委員

もし先に自分個人の意見をということになると、やはり、土木の世界では、相当悪い場所においても、これはできるということをおっしゃっています。それを私否定しないんです。できるんです。でもそれが、はたして何年もつかとか、例えば、地震などに伴う、斜面崩壊とか、湛水域の変状みたいな問題、これに耐え得るかということは起こってみないと分らん問題です。そういう、ダムサイトそのものの、コンクリートを打つところだけの問題ではないと、地質の立場からは言える訳です。ですから、そういう立場からすれば、ダムというように自然の流れに対して、人工で安全を求めるということは安易な方法であると、それは多くの場合、効果を上げている場合もありますよ、そういう場合と今度の浅川と東俣川の下諏訪ダム、これは必ずしも治水に対して効果を上げるような、そういうようなことは本当に検証された訳ではない訳ですから、やはり、個人的意見としては自然破壊につながるような、そういう方法を取らない方が良く、こういうように私個人としては思います。

宮地委員長

風間委員、先に手を挙げられた。

風間委員

今の松島(信)委員のようなお話あろうかと思うんです。結局、委員長がおっしゃるようここで皆さん個人個人の両案に対するお気持ち等々、意見発表するというのも結構なんです、それをやっていきますと、それこそまた限られた時間の中ではとても語り尽くせない部分もありましょうし、またそれぞれの個人的見解について、また意見が分かれていくというようなことも、叱咤し得る可能性もある訳ですね。ですから、私は提案なんでございますが、次回は6月7日ということで2週間ある訳ですね。ですから、この2週間の中で1度、委員長なら委員長、起草委員会なら起草委員会の方に、この委員長が出して頂いた高水、或いは、地質、森林、利水、今日やったところでありますけれども、財政、費用、環境問題等々で、それぞれ各々の個人的見解、これだけではどうしても主張したいんだという点について、郵送、或いは、ファックス、Eメール、いろいろな方法あると思うんですけれども、1度1箇所を集めて頂いて、その中で、起草委員会、いったんその各々の意見を集約してみて、これもまた2週間以内に各委員の皆様起草としてこんな原案を作りましたよというようなたたき台をまず配布して頂いて、それで、皆さん検証していく時間を与えられながら、6月7日にまた集まり、そこでそのたたき台について討論するというような形を取った方がせつかく2週間ありますので、ここで今晚どうのというよりは、その方が私は効率が良いのではないかと思います。

宮地委員長

はい、どうぞ。

石坂委員

基本的には風間委員のご提案に賛成です。ただちょっとやり方なんですけれども、風間委員おっしゃるように、個々の問題に入ってもきりが無いし、議論はある意味では出尽くしていますので、起草委員が決まっている訳ですから、起草委員に書いて頂くに当たってファックス、メールを使ってという風間委員のご意見ありまして、民主的に丁寧にやると、その方が良いかなと思うんですけれども、私、浅川部会の報告をまとめた経験でいいますと、2週間の中で一旦みんなが出して、それを起草委員がまとめられて、そのまとめられたたたき台を事前に送って頂いて、また私達がそこへ文書なり意見を出すというのを7日にやるというのは、かなりハードなんですよね。ですから、議論は出てきている訳ですから、起草委員の方の責任で、なるべく、委員会の議論を反映して頂くように、しかし、その中には当然、起草委員の方の個人的な色合いも強まったものもあるかもしれませんけれども、とりあえず、起草委員の責任で、1週間ぐらいの間にまとめて頂きまして、ワーキンググループの座長なりで分担できない部分のご足労頂いて、委員長に是非、頑張ってもらって、取りまとめの素案といいますか、たたき台的な文書を1週間ぐらいで作って頂き、検討委員に事前に配布して頂き、それに対して、私達が7日までの間に文書なりで意見を申し上げて、7日はそれで議論すると、そういうふうにした方が効率的ではないかと思うんですけれど、いかがでしょうか。

宮地委員長

風間委員のご提案は私はこう受け取ったんですが、今ここでそれぞれのことに言うよりも、そのことを文書にして出してもらうという形式をおっしゃったように私は思ったんです。それは確かに、今ここで急にそんなこと言ったって困る。1日、2日なら、そういう案、考え方はまとめられる、そういう意味で皆さんのご意見を伺える機会は増える。それを今、石坂委員と折衷を致しますと、起草委員会が見て、だいたいの意見分布を推察できるかと思っておりますので、それを考えながら、起草委員が、ひとつ答申のたたき台を作ってみる。それをできるだけ早い段階で皆様にお伝えをして、それを読んでまた

文書を出して頂きますと、ごたごた致しますけれども、その是非について本当に議論をするのは7日という段階で考える、そのくらいにして頂くとハードさは幾分緩和されるしという感じをもって私受け取ったんでございますけど、但し、ちょっとそれはまだご意見いろいろあると思いますので、どうぞ。

五十嵐委員

非常に論理的に言いますと、ダムが必要か必要でないかという論議の中心で、2つともダムが必要であると、或いは、浅川に必要ある、砥川に必要、1対1で必要であると、両方必要でないかという結論しかないですね。避けるべき方法だけ言えば、まったく両論併記で、どちらが分からんというのだけは避けなければいかなるのではないかというふうに私は思っているんです。そうすると一番重要なことはどういうものごとで考えれば、一番合理的な案に辿り着くかということについての議論はまったく見えないのですよ。多分、私自身も財政ワーキングの一員ですから起草委員会に入って書くんですけども、何を書けば良いんでしょうか。これは分からない、全然。一致するところと一致しないところがあるというのは、勿論、そうなんですけれども、では、植林についても一致しても、だから何なんだ。ダムがいるかいないか全然関係ないということは、ダムはいるというのか、それが分からない。地質について、工学的に大丈夫だけれども、地質的にいけないと書く。だから、ダムがいるというのか、要らないというのか、全然大分習練と言いますか、そういう感じを聞いているんです。大分修練ように、全部吸収してやるのに、1週間で書ける人は天才以上だと僕は思っているんですよ。そんな簡単にできないんです。それちょっと皆さん考えてくれませんか。環境についても良いですよ、配慮することも良い。できるだけ再自然化することも良い、だからダムはいると要らないというのと、どういうふうに理論で結び付ければ良いんですか。

宮澤委員

非常に五十嵐委員の言われていることは、難しいことだと思います。私も実は砥川部会でらめっこする中で、限りなく一本のものを示すべきだということで努力をして参りました。しかし、残念ですけど、やはり、委員のそれぞれの意見はかけ離れておりまして、条件が違う訳ですけど、両論併記ということになりました。今のお話を突き詰めていきますと、様々なところで問題が出てくると思うんです。これは弱ったなど、本当に委員長も困っておられると思いますし、五十嵐委員も同じ意見だと私は思います。私も、さあ、それではということで、この検討委員会のひとつの使命として、まだ行政は良いです。仮に民間が長野県で、例えば、水力発電のダムはありますけれども、例えば、クリーンエネルギーで水力発電をしたいと、こういうふうな形で申し出てきた時に、県はそれに対して、ひとつの理念なり、ひとつのルールを持って対応しないと、民間の要望に対して、いつまでたっても応えられないということになりますですよ。そこら辺のところも踏まえて、ひとつの方針というか、それなりきのやはり、県なりきの考え方をまとめておかないと、どうしようもならない部分も出でくると、対民間ということになります。そこら辺のところも非常にまとめていくところでは難しいのではないかなと、こういう考えてみますと。

宮地委員長

はい、どうぞ。

五十嵐委員

この間の私の5月17日の意見書と5月5日の意見書ありますね。要するに、基本高水2つ絶対に今のところ相容れていませんね。それをフィックスしたら、論理的に出て

くるのは全部同じでしょう。同じですよ。ダムを造ったらこういう結論になる、基本高水をこうやったら、ダムがこうなる。それは、どうするというふうに書けば、良いんですか。2つ、出発点が違うからやはり、両論併記だとかこうやるんでしょうか。そういうことがちょっとよく議論されていないなという感じがあるんですよ。みんなそれぞれ正当性を主張してきた訳だし、主張するかと思うんですけどね。どうすれば良いんですか。少なくとも絶対駄目だというのは、駄目だということです。こういう意見があります、こういう意見があります。全部についてここが一致します。ここは一致しません。それだけの一覧表を出したって答申にならないというのが私の意見です。

宮地委員長

そうですね。それはそうです。それはこの段階ですよ。まさに、私、先程、松島(信)委員のご質問にもございましたけれども、私がとにかく、今の段階で起草委員の方お願いしているのは、こういう議論の別れ方というのは、どこかに必ず着かなければ行けない、個々の問題については。審議経過というので、それはひとつまとめて頂きたい。そして、そういうものを寄せ集めて、今、議論になっておりますのは、それを全体として、個人個人がどういうふうに判断するかということをごどこかで掴みたい訳です。それを私申し上げている訳です。ですから、その方法で五十嵐委員は例えば、基本高水について別れていたらどうするんだとおっしゃいますけれども、それもある。他のこともある。対立しているものもある。それを総合して、個人はどういうふうにお考えになっているか。どういうご意見をお持ちか、それを今何とか我々はそれぞれに聞くことができれば、全体の空気を見て、答申を書く方向は考えられるだろうと、こういうふうに申し上げた訳でございますが、方法としてはそういうことで、松島(信)委員のご質問にも私はですから、一応、分かれているところは分かれています、書いて頂いた上で、それを全体まとめて、答えは、委員会としての答申の方向はこんなふうにしたらどうでしょう、そういうたたき台を起草委員会で少し練ったらどうだと、こういう考え方をしておるんですが、どうぞ、松島(貞)委員。

松島(貞)委員

次の予定で退席しますので、私は文書で報告します。要するに、私はダム1対1という案なんだけれども、端的にここは、これこれこういうことでダム案というようなことで、文書で委員長のところへ報告しますので、お願いします。

宮地委員長

今、私、総合的な判断のことだけを申しましたけれども、もうひとつはこのことだけは是非書き込めと、そういう強いご意見のことも書いて頂いた方が良いかとも思っておりますが、五十嵐委員どうでしょう。

五十嵐委員

何を一番重視したから、というのをに入れて頂くと有り難いんですよ。いろいろな論点ありますけど、何を一番重視したのか。

宮地委員長

私そういうことだと思います。私はこの点が一番ポイントだと思うからこういう考えをもってあります。それが分かるなら一番良い。それが複数あっても構いません。やはり、そういうことを、起草委員会が知らずに文書を書けと言ったって答申になりはしないというのが実感なんですけど、どうでしょう、五十嵐委員。

五十嵐委員

できれば、そうして頂ければ非常に書き易いということでしょう。でなければ、書けないですよ。それぞれの価値観はやはり、貫徹しなければできないですね。

宮地委員長

どうでしょうか。そうしますと、例えば、ご欠席の場合でもそういう方のご意見はこういうふうに理解しております、というふうに申し上げることができるのではないかと考えております。その辺いかがでしょう。

宮澤委員

委員長、もうその段階に来ているのではないのでしょうか。まったく。そういうようなことでそれぞれのお考えをしっかりとまとめられて、委員長のところへ集約する、それを含めて、起草委員会の皆さんがお書き頂く、それを受けて、その内容について、それぞれご議論をさせて頂いて、6月7日の日には、やはり、それなりきのものを出してしまうと、こういう状況の問題ではないのでしょうか。

宮地委員長

出してしまうかどうかちょっと、自信がございませんが、少なくともそれが最初の段階でございますので、それに向けて努力するというところでどうでございます。少し最後、性急になったかも分かりませんが、はい、どうぞ。

浜委員

私もその時期にきていますし、そういうまとめ方で良いと思います。今、松島(貞)委員おっしゃられました私はこちらのダムはいるけど、こちらのダムはいりません、或いは、両方ともダムは入りませんというお話を書いて頂いて、では頭数がいくつだから、何対何でどうですよというまとめ方をするのであるならば、それはきちんと答申の中に、そういった意見を、どなたがどういう意見をもっているということの名前を明記して頂きたい。そういうまとめ方でやって頂きたい。

宮地委員長

その書き方は最終的には、どうしたら良いか、私もちょっと迷いますけれども、名前を書くということもひとつの手だとは思いますが。そうすれば答申を書いてたけれども、私はこういう意見をもっていたということがはっきり分かる。これは私も有り得ると思っております。ですから、もしそういう方向でよければ、お願いしたいことは、やはり、浅川と砥川と別々に書いて頂きたい。それぞれについて、今のようなことを自分はどちらを支持するか、その理由はどこにあるか。それから特に答申の中には是非この点は盛り込んで欲しい。それから例えば、反対の方の意見についてもここは私は納得できませんと書くのも、それもひとつの手だと思えます。但し、そういうことをあんまり長々とお書き頂きますと、これはちょっと収拾つかなくなりますので、そのところはリーズナブルな範囲でお願いするよう仕方がないように思いますが、いかがでしょうか。そういうことで皆さんこの場でご同意頂けますでしょうか。それでは、一挙にして、ちょっといったという、また開くといろいろなことが起るかもしれませんが。そうしますと、時間を延長した甲斐があったと私は痛切に思っておりますが、本日これから今まで私がやってきたのは、今日はそこを目標にしたものですから、ひとつ目的を達したなと思っておりますが、なお、他にございましょうか。どうぞ。どうでしょう。実は、それを見るのに、起草委員会がやはり、寄った方が良く私は思っております。実は起草委員の方のご都合を伺っておるのですが、全員が揃えるかどうか分からな

い。とにかく、一番近い機会は26日、27日か、月曜日、来週月曜日になっているんです。26日の夜からならば、かなりの人がお集まり頂けるような感じがしております。そこに来れない起草委員の方にはやはり、別の機会に、委員長、お目にかかりまして、他の方のご意見も見て、ご相談もしたいと思っておりますが、さしあたり27日には、日を間違えるといけませんから、来週の月曜日にはそういうことは可能であるように感じております。ですから、今日は木曜日でございますか。金、土、日なんですが、だから、月曜日には届くようにしておいて頂いた方が話はやり易いと思っておりますが、いかがでございますか。

松島(信)委員

月曜日の朝ですよ。

宮地委員長

はい、早い方は日曜日の夜から泊まれることも有り得るようですから、後で起草委員会がちょっと残って頂きまして、具体的な打ち合わせを致します、宿のこともございますので、場所もございますので、それをやりたいと思っております。ですから、遅くとも27日の朝までには届くようにして、もしできるならばメールで頂きますと、こちらでも印刷したりするのが非常に楽なのでございます。ファックスでくると、それをコピーしないといかん。メールですとすぐ打ち出せますので、できないところはやむを得ません。委員長と申しましたけれども、検討室へ入れて頂く方が統一は取れると思っております。どうでしょうか。ただ、検討室、土日はお休みになる訳ですよ。その間にメールも入るかもしれないし、ファックスもくると、それは検討室の方で処理して頂く。そういうことではいかがでしょうか。よろしゅうございますか。はい、それでは、今のようなことで本日の会議は、全体の検討委員会、どうぞ。

竹内委員

そうしますと、それは最終的に7日には素案が出て、それ以前に早くできれば意見も言えるということで、いずれにしても、7日には論議に入れるということで良いんですね。

宮地委員長

入ることを目標に致します。

竹内委員

起草委員会案を基にして論議するということですね。

宮地委員長

それ以前にできるだけ起草委員会の素案ができましたら、それも皆さん方に事前に目を通して頂く時間的な余裕は持ちたいと思っております。

竹内委員

それともう一点、財政ワーキングの方で確認しておきたいことがあるんですが。先程の利水の関係の諏訪の、いわゆる、代替利水の案の費用はどこの表に入るのかというのは、これは先程、確認しなかったと思うんですよ。10億円、15億円、どこに、表自体をあれなのか、分類が、例えば、浅川の場合、ダム中止に見込まれる県の費用の中に入っているんですね、浅川の場合は。砥川もそういう意味では今後、不明という中に入っている訳ですね、分類それでいいのかどうか。

宮地委員長

どこに入れるか、あまり具体的に。それではもうひとつ先程、私申し上げましたのは、ダムを造る時の水の取り方、そのお金もある訳ですから、それも含めてどこに入れるか、それは是非財政の方でも考えて頂きたい。お願い致します。よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

幹事（河川課）

先程ですね、話題がありました河川審議会の中間答申の内容という資料をお渡しさせて頂きましたので、ご確認願いたいと思います。内容はこれからの治水という、よろしくお願ひします。これからの治水というのは、下の四角でございますけれども、簡単に言いますと、それぞれの地域や河川の特性に望ましい以下の治水対策を検討することで、これまでの治水対策、左四角に書いてございます。ダム、堤防等による河川改修プラス流域対策の具体的な対応ということで、プラスして地域にあった治水対策を検討ということでございます。以上です。

宮地委員長

よろしゅうございますか。それでは大分時間を取りましたが本日は終了します。起草委員の方は恐れ入りますけれども、細かい打ち合わせがありますのでちょっとお残りを頂きたい。

以上の議事録を確認し署名します。

署名委員氏名 _____ 印

署名委員氏名 _____ 印